

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成29年第2回幕別町議会定例会
(平成29年6月9日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至
- 日程第2 会期の決定
（諸般の報告）
行政報告（町長）
- 日程第3 陳情第4号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第4 陳情第5号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第5 陳情第6号 「平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書

会議録

平成29年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成29年6月9日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月9日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
代 表 監 査 委 員 八重柏新治 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄
会 計 管 理 者 原田雅則 教 育 部 長 岡田直之
住 民 福 祉 部 長 合田利信 経 済 部 長 菅野勇次
建 設 部 長 須田明彦 忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明
札 内 支 所 長 坂井康悦 糠 内 出 張 所 長 阿部麗子
政 策 推 進 課 長 山端広和 総 務 課 長 新居友敬
地 域 振 興 課 長 小野晴正
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 係長 遠藤寛士
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至

議事の経過

(平成29年6月9日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（芳滝 仁） 本町議会では、6月から9月までの間、幕別町環境宣言に基づきクールビズに取り組むことといたしております。
- 各議員におかれましては、実施期間中、適宜対応されますよう、よろしくお願いいたします。
- それでは、ただいまから、平成29年第2回幕別町議会定例会を開会いたします。
- これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 本日の会議録署名議員に、11番野原議員、12番中橋議員、13番藤谷議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（芳滝 仁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- お諮りいたします。
- 本定例会の会期は、本日から6月28日までの20日間といたしたいと思っております。
- これにご異議ありませんか。
- （異議なしの声あり）
- 議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
- したがって、会期は本日から6月28日までの20日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（芳滝 仁） ここで、諸般の報告をいたします。
- 監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付いたしました。
- 次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第4号、幕別町土地開発公社、報告第5号、株式会社幕別町地域振興公社、報告第6号、株式会社忠類振興公社、報告第7号、公益財団法人幕別町農業振興公社に係る平成29年度事業計画書及び平成28年度決算に関する書類が、それぞれ提出されておりますので、お手元に配付いたしました。
- 後ほどごらんいただきたいと思います。
- これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

- 議長（芳滝 仁） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
- 飯田町長。
- 町長（飯田晴義） 平成29年第2回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。
- 初めに、幕別町内高等学校の再編統合について申し上げます。
- 去る4月14日に、北海道教育委員会に対し、町内の北海道幕別高校と多田学園江陵高校の再編統合

について要望を行い、その後、4月22日、帯広市で開催されました平成29年度第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会において、町教育委員会として再編統合についての考え方や要望内容等を説明するなど、改めて要請を行ったところであります。

さらに、私といたしましても、今月1日に北海道教育委員会を訪問し、さきの要望の実現に向けて要請を行ってきたところでありますが、去る6日、北海道教育委員会から公立高等学校配置計画の案が公表されました。

内容といたしましては、「幕別高校については、幕別町所在の私立江陵高校が募集停止となることなどを考慮し、平成31年度に2学級増の3学級とすることとし、31年度入学者から、私立江陵高校の校舎を使用する」、また「学科については検討中」との配置計画案が示されたところであります。

町内高等学校の再編統合が配置計画案に位置づけられましたことは、大きな前進であると考えておりますが、「1学年4学級の高校とする」要望事項については、かなえられておりませんことから、配置計画が決定する9月まで、引き続き要望事項の実現に向けて要請活動に努めてまいります。

次に、交通死亡事故の発生について申し上げます。

去る6月3日、午後3時50分ごろ、相川地区の国道38号において、車両の正面衝突事故により、1名の尊い命が失われました。お亡くなりになられた方に対しまして、心からお悔やみを申し上げます。

町では、事故に遭わない、事故を起こさないまちづくりを目指し、幕別町生活安全推進協議会を中心に、女性ドライバー友の会、幕別ロータリー会等の各種団体と連携し、交通安全街頭啓発を実施するなど、全町一丸となって交通安全運動に努めてまいりましたが、平成24年10月23日から続いておりました交通事故死ゼロの日が、1,684日で途絶えることとなりました。

今後は、このような痛ましい死亡事故を繰り返さないよう、警察を初め関係機関とも連携しながら、町を挙げてさらなる交通安全運動を推進してまいります。

次に、農作物の作況について申し上げます。

本年は、融雪が早く、バレイショの植えつけやてん菜の移植等の作業は、平年より早く進むのではないかと考えられておりましたが、4月に入り2度の降雪等により、例年どおりの時期となったものの、作業は順調に終了いたしました。

6月1日現在で調査いたしました農作物の生育状況は、秋まき小麦は2日早く、草丈は平年値の55.9センチメートルに対し62.9センチメートル、茎数は平年値の873本に対し1,067本と平年より多くなっているものの、昨年の台風等の影響による播種時期の遅れから、圃場ごとの生育のバラつきや有効茎数の減少が懸念されるところであります。

バレイショは2日早く、茎長は平年値の2.1センチメートルに対し、2.7センチメートルと生育は順調で、てん菜も3日早く、移植後の好天と適度な降雨により、草丈が平年値の9.1センチメートルに対し、14.9センチメートルと順調に生育しております。

このほか、牧草やサイレージ用トウモロコシ等も平年の草丈を大きく上回るなど、農作物全般が今のところ順調に生育しており、この先も天候に恵まれ、実り豊かな秋が迎えられるよう、心から願っているところであります。

次に、町営牧場の入牧状況について申し上げます。

忠類地区の2カ所の牧場につきましては、5月24日から29日の5日間にわたり乳牛452頭、肉用雌牛54頭を、南勢牧場につきましては、26日に乳牛265頭の受け入れを行い、町営牧場全体では771頭の入牧を終えたところであります。

今後、さらに180頭の入牧が予定されており、昨年を上回る入牧頭数が見込まれますが、飼育に当たりましては、事故などが起きないように、入牧牛の安全管理に万全を期してまいります。

次に、忠類ナウマン全道そり大会の事故について申し上げます。

第34回のそり大会が本年2月19日に開催されましたが、大会終盤の33組目に滑走したそりが、スタート直後から右斜め方向に向かい、ゴールライン通過後、安全対策のために設置してあった停止用

マットを越え、その後方の安全対策用ネットにぶつかり、ネット付近にいた観覧者を巻き込む形で停止し、負傷させたものであります。

負傷された方は、管内在住の女性で、衝突直後に脳震とうのような症状が見受けられましたので、待機しておりました保健師が対応したところ、外傷はなく自力歩行が可能な状況でありましたが、頬の痛みを訴えておりましたことから、病院を受診するよう勧めたところであります。

負傷された方は、当日、帯広市内の日曜当番医を受診し、レントゲン撮影を受けて打撲と診断され、鎮痛剤と湿布を受け取り帰宅されました。

しかし、翌日以降、右目下の頬が腫れ、痛みが引かなかったことから、3日後の2月22日に別の病院で検査したところ、右頬骨に2カ所の骨折が判明し、2月27日に帯広市内の病院で整復手術を受けられ3月6日に退院、3月29日の検査通院を最後に術後の経過を観察しておりました。

本件は、安全対策が十分ではなかったとして、大会実行委員会が過失を認め、負傷者の医療費を実行委員会が負担するという内容で、6月5日に負傷者と実行委員会との間で示談が調ったところであります。

今後の大会運営に当たりましては、安全対策を徹底し、二度とこうした事故が起こらないよう指導してまいりたいと考えております。

大会開催経費につきましては、町から観光物産協会を経由して実行委員会に支出されておりますことから、今回の示談に要した医療費等につきましても、同様に観光物産協会補助金として、本定例会に所要の補正予算を提出させていただいたところであります。

次に、忠類簡易水道東部地区における断水事故について申し上げます。

当該事故は、5月2日、午後2時10分ごろ、忠類東宝において、指定給水装置工事事業者が個人宅への給水工事中に水道配水本管に亀裂が入り、東部地区の配水区域全域が断水に至ったものであります。

事故発生後、直ちに復旧作業に取りかかり、あわせて防災無線により対象区域に情報提供を行うとともに、畜産農家に対しましては、JA忠類のご協力により臨戸訪問とファクスにより状況をお知らせいたしました。

また、これらと並行し飲料水の確保策として、対象世帯全戸に応急給水を行うとともに、要請に基づき給水タンク車による個別給水を行ったところであります。

復旧作業につきましては、補修用資材到着後の午後6時から工事に着手し、午後7時30分に配水本管を修復し、点検確認を行った後、午後10時30分から通水作業を開始して、午後11時30分に全ての作業が完了いたしました。

事業者の工事が招いた事故とはいえ、断水発生から復旧完了まで約9時間を要し、その間、各家庭での夕食準備や酪農家での搾乳作業などにご不便をおかけいたしましたことに対し、大変申しわけなくおわびを申し上げる次第であります。

今回の断水事故に伴う復旧に要した経費につきましては、施工事業者が負担することで示談が調ったことから、予備の資材購入経費を含め本定例会において補正予算を計上させていただいたところあります。

次に、後期高齢者医療制度保険料の誤徴収について申し上げます。

昨年12月27日に、厚生労働省から後期高齢者医療広域連合の電算処理システムの設定に誤りがあり、平成20年度の制度発足時から保険料均等割の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されているとの発表がありました。

対象者は、世帯主または本人が青色申告を行い、家族に専従者給与を支払っている、または年金収入が120万円を超える方で、軽減区分が変更となる方であります。

これを受けて、北海道後期高齢者医療広域連合において、本年1月から4月にかけて、対象者の抽出、所得の把握、再計算を行った結果、現時点で、本町で過大徴収していた方は、平成22年度から27年度までに7人で、16万4,400円の還付、また、過小徴収していた方は、27年度と28年度で2人

おり、3万3,000円の追加徴収が必要であることが判明いたしました。

町といたしましては、過大徴収していた方に対しましては、速やかに還付処理を行うとともに、追加徴収となる方に対しては、個々の事情を伺いながら、本来の保険料を納めていただくよう丁寧に説明をしたところであります。

また、国民健康保険税の軽減判定におきましても同様の誤りがないか、現在確認作業を行っているところであり、現時点におきまして、9世帯に修正が生じる見込みであり、判明次第、該当者に対し事情を説明してまいります。

今後は、確認作業を徹底し、再発防止に努めてまいります。

次に、忠類歯科診療所の歯科医師の退任について申し上げます。

昭和46年8月、「地元で歯科診療を」という地域住民の強い要望に応え開設した村立忠類歯科診療所は、以来45年間、3人の歯科医師のもとで地域の歯科衛生の維持向上に努めてまいりました。

平成2年4月から27年余り歯科診療所業務を担っていただいている佐竹正明歯科医師から、本年度をもって退任したい旨の意向が示されましたことから、町といたしましては、引き続き歯科診療業務を継続できるよう、関係機関等との調整を取り進めているところであります。

次に、障害者の働く店「カフェ ノンノ」について申し上げます。

本年4月1日、札内コミュニティプラザがオープンし、ホール内のカフェスペースでは、4月25日から、幕別町社会福祉協議会が運営する障害者の働く店「カフェ ノンノ」の営業が開始されました。

営業は、火曜日から土曜日の午前10時30分から午後3時30分までとなっており、セットメニューの食事やコーヒー、紅茶、ジュース等が提供されております。

今後とも、役場庁舎内のカフェ同様に、多くの町民の皆さんに利用され、障害に対する理解と障害者の就労の推進に結びつくよう支援してまいりたいと考えております。

次に、チャレンジデー2017について申し上げます。

本年度4回目の参加となりました住民参加型のスポーツイベント「チャレンジデー」が、5月31日、秋田県男鹿市を対戦相手に開催されました。

結果につきましては、本町の参加者数は1万3,931人、参加率51.1%と昨年の参加率37.4%に比べ13.7ポイント増と大きく伸びたところであります。

一方、対戦相手であります男鹿市は、人口2万8,984人に対し、参加者数1万5,966人、参加率55.1%となり、残念ながら昨年に引き続いての勝利をおさめることはできませんでした。

戦いを終え、お互いの健闘をたたえるため、6月1日から7日までの1週間、役場庁舎正面ロビーに両市町の旗を掲揚したところであります。

本町では、4月上旬に「幕別町チャレンジデー実行委員会」を立ち上げ、実行委員を中心に積極的にPRしていただき、町内の体育団体や福祉団体を初め、事業所の皆さんなどのご協力のもと、1万3,000人を超える多くの方々に参加いただきましたことに対し、感謝とお礼を申し上げます。

こうした取り組みを継続していくことにより、健康づくりやスポーツに親しむ機運が、なお一層盛り上がるものと期待しているところであります。

以上、当面する諸課題等につきましてご報告をさせていただきましたが、議員の皆さんには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） これで、行政報告は終わりました。

[陳情付託]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、陳情第4号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」の提出を求める陳情書から日程第5、陳情第6号、「平成29年度北海道最低賃

金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書までの3議件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第4号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」の提出を求める陳情書及び陳情第5号、「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書は、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第6号、「平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書は、産業建設常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

議事の都合により、明6月10日から6月19日までの10日間は、休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、6月10日から6月19日までの10日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、6月20日午前10時からであります。

10：22 散会

第 2 回 幕 別 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程

平成29年第 2 回 幕 別 町 議 会 定 例 会
(平成29年 6 月 20 日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告 (会議規則第 8 条、第11条)
議事日程の報告 (会議規則第21条)
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
14 田口廣之 15 谷口和弥 16 千葉幹雄
(諸般の報告)
- 日程第 2 行政報告 (町長)
一般質問 (6 人)

会議録

平成29年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成29年6月20日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月20日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 代表監査委員 八重柏新治
企画総務部長 山岸伸雄 会計管理者 原田雅則
教 育 部 長 岡田直之 住民福祉部長 合田利信
経 済 部 長 菅野勇次 建設部長 須田明彦
忠類総合支所長 伊藤博明 札内支所長 坂井康悦
糠内出張所長 阿部麗子 政策推進課長 山端広和
総 務 課 長 新居友敬 地域振興課長 小野晴正
防 災 環 境 課 長 天羽 徹 土 木 課 長 寺田 治
水 道 課 長 笹原敏文 商工観光課長 亀田貴仁
学 校 教 育 課 長 高橋修二 生涯学習課長 石野郁也
保 健 課 長 白坂博司 保健福祉課長 金田一宏美
農 林 課 長 萬谷 司 経済建設課長 川瀬康彦
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 係長 遠藤寛士
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
14 田口廣之 15 谷口和弥 16 千葉幹雄

議事の経過

(平成29年6月20日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、14番田口議員、15番谷口議員、16番千葉議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） ここで、諸般の報告をいたします。

6月13日、第68回北海道町村議会議長会定期総会が札幌市で開催され、私が出席いたしました。その議案の抜粋をお手元に配付してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（芳滝 仁） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、納税・納入通知書の払込取扱票の一部に、不完全な印刷が発生したことににつきまして、ご報告をさせていただきます。

このたび、5月31日以降に発送した平成29年度分の町税や介護保険料など、納税・納入通知書に添付している払込取扱票において、コンビニエンスストアを利用して納付する際に使用するバーコードの印字が読み取りできない場合があることが、6月12日、コンビニエンスストアからの通報により判明したところであります。

このことから、直ちにその払込取扱票を回収し、状況を確認したところ、バーコード部分の印刷が薄くなっているものや、印刷した際に汚れがついたものが発見されたため、原因について調査した結果、大型印刷機のインク吹きつけ口の目詰まりによる印刷機不具合により発生したものと確認いたしました。

今回の事案は、5月24日から6月8日にかけて印刷した固定資産税、道町民税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、給食費、水道使用料の計2万703件の払込取扱票の一部に発生したものであることが判明いたしました。

このことから、町ホームページと広報まくべつ7月号において、コンビニエンスストアで納付を行う際、払込取扱票の再交付を行う旨を周知するとともに、対象となる方に対して、本日、郵便はがきでお知らせをしたところであります。

なお、役場、支所、銀行等の窓口におきましては、先に送付した払込取扱票での納付ができるものであります。

町といたしましては、今回の件でご迷惑をおかけした方々に心からお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないよう機械を盲信することなく、機器の保守管理の見直しを行うなど、チェック体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

○議長（芳滝 仁） これで、行政報告は終わりました。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○6番（小島智恵） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目の質問、北朝鮮ミサイル着弾に備えた啓蒙、避難訓練等についてであります。

平成16年9月に施行した国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）では、第16条に市町村の実施する国民の保護のための措置が明記されております。

昨今、報道等でご承知のとおり、朝鮮半島情勢が大変緊迫化しております。3月6日には北朝鮮が発射した弾道ミサイル4発のうち3発が秋田県沖の排他的経済水域（EEZ）に落下し、5月29日にはことし9回目となるミサイルが発射されたところであります。

今年のチャレンジデー対戦相手であります秋田県男鹿市では、全国初のミサイル落下を想定した住民避難訓練を実施しておりますが、その後、全国的には本町も含め実施している自治体はない状況にあります。

北朝鮮が発射したミサイルは約10分で日本に届き、Jアラートが鳴るまで3、4分かかると言われており、情報を確認してから着弾まで、実質約7分の間に迅速な避難が必要になってきます。

現在の迎撃ミサイルでは、複数のミサイルを迎撃することは困難とも言われ、たとえ迎撃できたとしても、核や化学兵器（サリン等）が搭載されていた場合には、甚大な被害が広範囲に及ぶことが想定されます。

北朝鮮ミサイルの着弾に備え、国民保護法に基づき町民の保護に関して、以下お伺いいたします。

①ミサイル着弾（核、化学兵器等）を想定した対処法について国からの通達は。

町民への啓蒙やJアラート（全国瞬時警報システム）の周知、避難訓練、教育現場も含めた避難訓練の実施。

②「特殊標章」（国民保護措置を行う団体と要員、建物、物品の保護、避難所を識別するために使用するものでありますけれども）その周知、救援活動であります。

2点目の質問。

札内東工業団地の未整備である公共下水道整備についてであります。

我が町の工業団地は、昭和48年明野工業団地を皮切りに、昭和61年札内東工業団地、平成4年リバーサイド幕別が造成されました。

企業誘致に向けて、町独自の優遇制度を設けて取り組んでいるところであります。

札内東工業団地においては、現在6区画、これは一時使用許可を除いてでありますけれども、残っている状況にありまして、下水道が未整備のため個別に合併浄化槽を使用している事業者もおります。

事業者の中には、洗浄等により大量に水を使用するため、下水道整備を望む声も聞かれておりまして、未整備の経緯と今後において下水道整備する考えについてお伺いしたいと思っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「北朝鮮ミサイル着弾に備えた啓蒙、避難訓練等について」であります。

北朝鮮は、弾道ミサイルを繰り返して発射しており、本町はもとより、我が国全体の安全保障に対する重大かつ深刻な脅威であるとともに、国際社会の平和と安定を著しく損なう行為であり、我が国の排他的経済水域（EEZ）内に落下したことについて、強い危機感を持って受けとめているところであります。

万一、本町あるいはその周辺に弾道ミサイルが飛来した場合には、直ちに国や北海道、関係機関と連携し、「幕別町国民保護計画」に基づき、緊急事態連絡室を設置し、即応体制の構築を図ることといたしております。

ご質問の1点目、「ミサイル着弾を想定した対処法について、国からの通達の発出状況及び町民への啓蒙やJアラートの周知、避難訓練の実施について」であります。

国は、昨今の北朝鮮情勢を踏まえ、内閣官房の「国民保護ポータルサイト」に「弾道ミサイル落下時の行動について」や「Q&A」を掲載し、国民に対して北朝鮮から発射された弾道ミサイルの落下を想定した対処法について啓発するとともに、地方公共団体に対し、住民の理解が進むよう、ホームページや広報紙の掲載による幅広い広報の実施を要請する旨の通知を行っております。

本町では、国の通知を受け、町ホームページにおいて、国と同様に「弾道ミサイル落下時の行動について」や「Q&A」を掲載しているほか、多くの町民が利用するコミュニティセンター、体育施設などの公共施設や商業施設にポスターを掲示するなど、幅広い広報を実施しております。

また、小中学校の児童生徒に対しては、各学校長を通じ、弾道ミサイル落下時の行動について指導していただいたところであります。

今後は、広報まぐべつ7月号において、弾道ミサイル落下を想定した対処法や全国瞬時警報システム、通称Jアラートによる情報伝達手段についての特集記事を掲載することといたしております。

次に、弾道ミサイルを想定した避難訓練については、これまでに秋田県男鹿市のほか道外の7市町で実施され、実施自治体のほとんどが、内閣官房、消防庁、県との共催で行われております。

弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾するため、町民自らが直ちに頑丈な建物に避難するなどの避難行動をとることが大変重要でありますことから、日ごろから、町民一人一人が「自らの命は自らが守る」という「自助」の意識を強く持っていただくことが最も重要であると捉え、広く啓発に努めているところであります。

避難訓練につきましては、北海道がこの秋にも弾道ミサイルを想定した訓練を行う予定とお聞きしておりますことから、道の訓練内容や要領等を確認した上で、避難訓練の参加について検討したいと考えております。

ご質問の2点目、「「特殊標章」の周知、救援活動について」であります。

特殊標章は、1949年のジュネーブ諸条約の国際的な武力抗争の犠牲者の保護に関する追加議定書に規定される国際的な標章であり、オレンジ色地に青の正三角形が表示されたもので、国民保護措置に係る職務等を行う者や国民保護措置のために使用される場所、車両などを識別するために使用されるものであります。

特殊標章の周知につきましては、弾道ミサイルの落下を想定した対処法と同様に、町ホームページへの掲載のほか、公共施設や商業施設へのポスター掲示をしているところであり、今後は、広報まぐべつ7月号においても、特殊標章の記事を掲載することといたしております。

次に、救援活動についてであります。救援の実施に関しましては、国民保護法の規定により、知事から、町長が行うこととする知事の権限に属する事務の内容や、当該事務を行うこととする期間についての通知があったときに、関係機関等の協力を得て行うものとされております。

救援の内容といたしましては、収容施設の供与、食品・飲料水や生活必需品等の給与または貸与など10項目となりますが、知事からの通知があった際には、避難住民や被災者の生命、身体や財産を保護するために、知事と緊密に連携して救援活動を行ってまいります。

次に、「札内東工業団地の未整備である公共下水道整備について」であります。

札内東工業団地につきましては、幕別町土地開発公社により、昭和61年の1次造成・分譲開始から

平成5年の3次造成まで、全体で16.4ヘクタールの分譲地を整備したものであります。

整備に当たりましては、新たな企業の進出に備えるということもありましたが、昭和53年9月に幕別町商工会から「建設業種関係工業団地（仮称）の造成について」の陳情書が町議会へ提出され、同年10月に採択された経緯を踏まえ、町の関係部署と町土地開発公社で、住環境や工業団地のあり方を十分に協議した上で、既存の市街地に位置する建設関係業種の作業場等の受け皿としての役割を見据えながら、町土地開発公社において造成を行ったものであります。

ご質問の「未整備の経緯と今後の下水道整備に対する考えについて」であります。

初めに、「未整備の経緯」についてであります。札内東工業団地につきましては、造成計画を策定する段階で下水道の整備を盛り込まないこととしたものであります。理由といたしましては、一つ目として、主に建設関係業種の作業場等の移転を見込んでいたことから、排出される汚水量が少量になると想定されたこと、二つ目として、団地内の汚水を札内中継ポンプ場へ流入させるためには、途別川やJR根室線の横断が必要となり、それらに多額の工事費を要すると見込まれたことにあります。

このようなことから、下水道整備を行わず、造成費をできるだけ抑えた低廉な価格での完売を目指したところであり、取得した事業者においても、こうした販売条件を理解した上で購入に至っているものと認識いたしているところであります。

町では、平成8年度から下水道処理区域外の郊外地において、合併浄化槽を設置する「個別排水処理施設整備事業」に着手いたしましたことから、同工業団地内におきましても、現在までに8事業所で11基の合併浄化槽が設置されている状況にあります。

次に、「今後の下水道整備」についてであります。「未整備の経緯」でご説明させていただきましたが、現状では、整備の要望もほとんどないことに加え、下水道整備による費用対効果も低い状況にありますことから、今後とも下水道を整備することは難しいものと考えております。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 再質問をさせていただきます。

皆様ご周知のとおり、北朝鮮のミサイル発射が相次いでおりまして、今の北朝鮮の現体制を見ますと、本当に何をするのかかわからないといえますか、日本の本土にミサイルが向けられ、着弾するかもしれない、そんな非常に危機感を感じているところであります。

そして、国民全体としましても、ミサイル落下の対処法が示されました内閣官房国民保護ポータルサイトのサイトですけれども、4月の時点で260万件とアクセスも殺到しまして、国民全体としましても非常に関心が高いといえますか、多くの皆様が不安を感じてらっしゃる、そのような状況にあるというふうに認識をしているところであります。

それで、ミサイル落下を想定した住民避難訓練についてなのですが、まず全国初で3月に秋田県男鹿市で実施されましたけれども、この質問の通告後に、次々と全国で訓練を実施している自治体がふえておりまして、6月に入りまして山口県阿武町、そして福岡県大野城市、山形県酒田市、新潟県燕市ということで、続々と自治体が続いているわけなのですが、我が町としましては、答弁にはありましたけれども、高橋はるみ北海道知事が、道内でミサイル落下を想定した避難訓練を実施する意向があるということで、確か6月初めに表明されたと思います、報道を通じて知りました。

それで、ことしの秋に行う予定ということで、参加を検討したいというお答えだったので、どういった規模で、どのように行われるのか等々、具体的な通達は来ているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今のところ避難訓練の内容については、全く周知されておりませんので、答弁でお答えいたしましたように、北海道における避難訓練の内容を十分吟味させていただいて、我が町として参加するのかなどについては、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） まだ具体的な通達は来ていないということなのですが、それを見て検討ということなのですが、ぜひ行っていただきたいとも思うのですが、やはり身を守る、万が一のために身を守るということで、事前のそういう避難訓練、非常に大事だと思うのですが、検討するといいますか、本当に前向きな姿勢で積極的に、道の通達に準じてでもやっていただければというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 避難訓練を行うことが前向きな姿勢かどうかというのは、非常に疑問があるところであります、わずか10分の間に飛んでくるわけですね。しかも、3分ぐらいしないとわからない、発射されたかどうかわからない。そうすると7分間でいかなる行動をとるかという、ほとんど限られているわけでありまして。

大都会のように、地下鉄がそばにあれば、そこに潜っていくといったことも、わずか7分ぐらいの間でできるかもしれませんが、この十勝、幕別町、特に幕別町において、そういった施設があるのかどうか、防空壕のような施設があれば、また別でありますけれども、やはりそういったところがない。7分の中で行動できる場所がないとするならば、いかに堅固な建物であったり、物が飛んでこない、ガラスの窓から離れたところで頭を保護してじっと隠れるといいますか、避難をする。そういうところしか多分ないであろうと私は思っておりますので、やはりそういうJアラートからの通知があったときに、自分は何をすべきか、自分の身を守るため、生命を守るために、どういった行動をとるかということ、しっかり日ごろから自分で決めておいていただくこと、これが一番であるというふうに考えているところであります。

そういう中で、全道一斉にといいますか、どこかをポイントとして、そこを中心に避難訓練を行うということであれば、そこは参加しなきゃならないというふうなケースも出てきましようし、全国でやっておられるところについても、それぞれの地域事情がありまして、日本海に面しているでありますとか、基地があるということでもありますとか、それぞれの事情がありますので、そこはそこの事情においてやっておられるというふうに思っておりますので、我が町も我が町の事情に即して判断をしたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 限られた時間の中で避難をしなければいけないということなのですが、実際にこういう避難訓練を通じて、自分の身を守るすべというものを意識づける、これがまず大事だと思いますので、やっぱり訓練をやるやらないでは、意識づけとしてかなり違ってくると思うのです。実際に、本当に何かあったときに、人間誰もパニックになると思うのですが、事前にこういう避難訓練をするなり、こういう避難行動をとるということを事前に知っていれば、パニックにならずに行動できると思うのですが、なるべく積極的に、道の通達が来ましたら行っていただきたいというふうに思います。

それで、避難行動の啓蒙なのですが、現状では町のホームページに弾道ミサイル落下時の行動等についてということで、Q&Aもあわせて啓蒙はなされておまして、今後、広報紙にも載せていただきたいということで求めようと思っていたのですが、答弁で7月号に載せていくということで、この程度にしたいと思っておりますけれども、ご高齢の方の中には、やはりインターネットをふだん利用されていない方も多いと思っておりますので、こういった広報紙という紙面での啓蒙、これもまた大事であるというふうに思いますので、申し上げておきたいと思っております。

また、避難行動の啓蒙としましては、主に頑丈な建物に窓から離れて避難ということになると思うのですが、想定としまして、核や化学兵器、サリン、そういったものがミサイルに搭載されていた場合どうするのかとか、今のところそこまで啓蒙はされていないように思うのですが、例えば核ミサイルであれば失明するおそれがあるので、爆発した方向を見ないとか、サリンの場合、サリンは空気より重いので上の階に避難をするとか、核やそういった化学兵器の対処法についても、

情報として周知されていたほうが、なおのことですけれども、望ましいというふうに思うのですけれども、そういったことも、今後、啓蒙していくお考えはないでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 国から来ました Q&A についても、周知をしているわけでありましてけれども、その中に、そういった化学兵器の対処法も、Q&A の中に入っておりますので、これなかなか、万が一の何百分の 1 かわかりませんが、そういうことも全く考えないということにはならないと思っておりますけれども、そういった Q&A の中で認識をしてもらうという程度にとどめたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6 番（小島智恵） Q&A の中でやっていくということですが、次に、J アラートに関してでありますけれども、J アラートが鳴って、テレビ、ラジオ、携帯電話等に情報が流れてくると思いますが、一般的な大手の携帯会社の携帯電話、スマホは、登録していなくても自動的に情報が流れてくるといふに聞いておりますけれども、携帯の端末では流れてこないものも一部あるというふうに聞いております。

その点ちょっと注意しなければいけない端末もあるということで、その辺の周知も必要かと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課町（天羽 徹） 国のポータルサイトにおいても、格安スマホなど緊急速報メールが流れない携帯もあるということで、そこを検索していただきますと、自分の携帯が流れる携帯なのかどうかということがわかるようになっているということでございますので、そういったことを、今後、町としても、啓発していきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6 番（小島智恵） 今後、広報等でも啓発をしていただきたいと思います。

J アラートなのですが、それが鳴って、その後、消防署のスピーカーだとか、あと忠類では防災無線のほうから国民保護サイレン、特別なサイレン音ですが、そういったものが速やかに流れるような態勢は整っている状況なのか、確認をしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課町（天羽 徹） J アラートが町に届きますと、担当のほうから、町でいきますと、消防署、そして本庁舎の愛の鐘が流れるスピーカーがございますので、そこで国民保護サイレンを流すこととしております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6 番（小島智恵） 忠類でもきちんと防災無線のほうから……

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課町（天羽 徹） 失礼しました。忠類地区につきましては、防災無線がありますので、防災無線から国民保護サイレンが流れるようになっております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6 番（小島智恵） 態勢はできているということで受けとめました。

避難訓練にまた戻るのでございますけれども、先ほど道の話もあつたのですけれども、そのほかに、重ねてその意識づけとしまして行っていくことも大事ではないかということで、公区で組織をしております自主防災組織、これが実際にこれまで防災訓練を積極的に実施しているところもあつたと思っておりますけれども、今後においては、そういうミサイル落下を想定した避難訓練もあわせて行うだとか、もしくは勉強会だけでもいいので、そういったものを開くだとか、あと国民保護サイレンを実際に聞いてみる、そういったことも必要ではないかなというふうに思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに、各公区には自主防災組織がありますけれども、わずか7分の間で、自主防災組織が共助というところまで踏み込めるかどうかということが、やはり私は問題だと。かえって、外に出て混乱を起こす、パニックを引き起こすということの危険性のほうが、私は高いと思いますので、そこはやはり先ほど申し上げましたように、自らの命はしっかりと自らが守るのだよと、そのことを徹底してまいりたいというふうに思います。

それと、サイレンの関係なのですが、これは確かに必要かもしれませんが、混乱が生じないという確信が得られれば、そういった、こういったものだよということについては、お知らせを検討したいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 共助というところが、今すごく強調されていたのですけれども、こういった防災組織の中で、自助の部分もやっぱり大事だということで、共助だけではなく自助の部分、自分の身を守るというところの、そこの皆さんで確認していく、そこのどういった避難行動をとった方がいいのか皆さんで勉強をしていくとか、そういったことも大事なかなとは思っているのですけれども。

次に移りますが、教育現場では、小中学校の児童生徒さんにミサイル落下時の行動について指導したという答弁がありました。この指導なのですけれど、どのように指導がされたのか、詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 私ども、先日、4月の末近くに、校長会議、教頭会議がありまして、その際に内閣府から指導がございました避難の仕方というようなことを、校長、教頭にお話をして、子供たちに十分指導するよという話をさせていただいております。

具体的には、万一の事態にどのような、先ほど町長が言いましたけれども、例えば机の下に隠れて頭部を保護する、窓際から離れるというようなことを、具体的には行動をなさよということで、子供たちには話をしております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 教育現場では、これまで学校ごとに、年に一、二回は、火災だとか地震だとか不審者対策、そういったことで訓練は実施してきていると思うのですけれども、今後ミサイル落下も想定した例えば避難訓練も、これも実施していただくか。あと、先ほど申しましたような、国民保護サイレンを実際に聞くだとか、あと、学校以外にいた場合どうするのかとか、もう少しちょっと深めた指導も必要ではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） ただいま申し上げましたとおり、ミサイルのための特別な訓練ということは、今、やる予定はございません。

ただ、これまでも地震訓練というのを毎年数回、2回ぐらい、各学校で行っているところでございますけれども、その際には、先ほど言いました、机の下に潜って頭を隠すというような訓練を学校でしておりますので、今回の弾道ミサイルが来た場合の避難訓練も、同様の行動をとるということになりますので、それは学校の先生の指示のもと、子供たちがすぐさまできるようにというふうに、地震訓練でそういうようなことを徹底していくというふうに考えております。

また、学校外にいるときにつきましても、学校のほうで同様に、家にいる場合にも、こうやってやりなさいというようなことを、同じような形で子供たちに指導しているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 地震訓練のときに、同じような避難行動になってくるので、そういった指導を行うということなのですけれども、それで地震訓練のときに、その際にほかにも、何でしょう、その地震訓練の際にあわせていろいろな指導もできるかと思うのですけれども、済みません、国民保護サイ

レンを聞くだとか、そういったことをもう少し深めていただければなと思うのですけれども、もう一度お願いします。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） サイレンにつきましては、先ほど町長が言いましたとおり、町全体の関係については、この後検討していくということでございます。

学校におきましては、当然、学校内の放送をかけまして、弾道ミサイルが来たので身を隠してくださいというようなことで、子供たちの生命の安全を確保するというふうに考えております。

それで、先ほど申し上げましたけれども、4月に校長会議、教頭会議をやった際には、地震訓練を行ったような形で、子供たちに弾道ミサイルが来た場合にも、身の安全を確保するように指導してほしいというお話をしているので、学校におきましては、子供たちには、何月何日に地震の避難訓練を行いましたけれども、それと同じような形で、弾道ミサイルが来た場合には、体を保護しなさいよというようなことで、子供たちに対しては指導しているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） わかりました。

次に、特殊標章についてですけれども、このマークといいますか、国際的に規定されているマークなのですけれども、本当に一般的に知られていないということで、周知を図る必要があると思うのですけれども、広報紙7月号に掲載されるということで、今後も周知に努めていただきたいというふうに思います。

それで、特殊標章については、幕別町国民保護計画の中にも載っておりますけれども、実際にその国民保護計画をホームページ上ではちょっと見ることができない状況なのですけれども、情報開示という面で、ホームページ上でも閲覧できるようにしていただければなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 現在、国民保護計画につきましては、平成23年の5月に策定しております。昨年の機構改革ありますので、そういった面も、今、整理しております。

そういった整理が終えた後、ホームページのほうで、町の国民保護計画について掲載し周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 平成23年ですものね。今もう29年なのですけれども、なぜにその間に見られないのか、ちょっともう一度お願いします。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 確におっしゃるとおり、策定からもう6年近くたっておりますが、昨年、大きな機構改革がありまして、担当部課が変わりました。そういった面も整理した上で、今、掲載したいと思っております。

確かに、6年経過した中で、載せていないということはあるのですが、今、中身を見直した中で、整理して掲載してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 早急に情報開示という面で、ホームページ上で見られるようにしていただきたいと思っております。

この質問で最後に申し上げますけれども、ミサイル着弾時には頑丈な建物、また地下施設があればそこに避難してくださいというふうに、一応ホームページ上でも啓蒙はされておりますけれども、先ほど町長もおっしゃったように、やっぱり本当に身の安全を守っていく、確保するには、地下施設に避難することが、これが一番の方法であるのですけれども、残念ながら、実際、地下施設は幕別町内

はもとより、十勝全域においてもほとんど皆無に等しいような状況にあるのですけれども、ほかの国に目を向けてみますと、地下シェルターだとか、地下施設が整備されている国は数多くありまして、永世中立国のスイスでは100%ですね。国民全員をこれは収容できる。なおかつ、数カ月分の食糧も備蓄できるような状況でありまして、韓国のソウルでは300%整備されており、観光客までも収容ができるということでもあります。アメリカ82%、日本は0.02%と言われております。

本来、これは国が主導になって、こういった地下施設の整備をすべきだというふうには思うのですけれども、町としては、こういった地下施設について、どのようなお考えをお持ちなのか。十勝で連携したり、道を通じて要請等を行っていくこと、そういったことも考えられることはないのだろうかということ、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、小島さん自らがおっしゃったように、全く国の仕事でありますので、しっかり国の責任において、危険度を察知した中で、必要に応じてそういったものをつくっていただきたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） わかりました。

まず、今できることとしましては、避難訓練、避難行動の啓蒙や周知だと思いますので、今お尋ねしたことも、今後考え方としては持っていただければと、持っておくべきだというふうに思いますので、申し上げましたところであります。

それでは次の、2点目の質問に移りたいと思います。

工業団地の中で、唯一、札内東工業団地が下水道を整備されていないという状況なのですけれども、答弁によりますと、昭和53年に商工会から陳情書が町議会へ提出され採択された、そういった経緯もありまして、建設関係業種の作業場等の受け皿として、役割といいますか、位置づけをしてきたというお話がまずありました。

昭和53年なので、もう39年前ですか、時間も経過しておりますので、時代とともに状況が少し変わりつつあるのかもしれませんが、下水道を整備しない理由、2点挙げられました。作業場という位置づけということで、汚水が少量になることが想定されると。また2点目は、札内中継ポンプ場へ流入させるには、川や線路の横断が必要ということで、多額の工事費用を要するということが理由として挙げられました。

それで、今、個別排水処理事業としまして、平成8年から開始しておりますけれども、その前に参入された事業者さんもいらっしゃると思いますし、平成8年以降であっても、事情があって、自分たちで浄化槽を設置している事業所があるというふうに聞いております。

札内東工業団地の全ての事業者さんにお話を伺ったわけではありませんけれども、大変ご苦労されているといった声も聞いておまして、その内容ですけれども、浄化槽に詰まりが出てきたり、また業務上、水を多く使用するという、また車両を洗車するときも水を多く使用するという、下水道整備をしていただきたい、そういった声を聞いているところであります。

答弁では、整備の要望はほとんどないというふうに言い切っておっしゃっておりましたけれども、実際に事業者さんの声を聞きにいったことはあるのでしょうか。本当に実態把握されているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 東工業団地内の企業訪問という形ではやっておりませんが、日ごろから団地内で事業をやっておられる方との接触もありますので、そういった中ではほとんどないという、そういう答えをさせていただいたわけでありまして、いずれにしても、答弁で申し上げたとおり、この条件があらかじめ示されておまして、その条件にかなったというか、このようなのでいいだろうという方が立地されているということ、そういう大前提がありますので、もし今後、事業内容の変化によって必要になったということであれば、個別にご相談をさせていただいて、アドバイスな

り、対応していきたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 町長のほうには余りそういった声は届いていないのかもしれませんが、大変ご苦勞されているという話も聞いたものですから、これから実際に事業されている方の切実な声も積極的に聞いていただいて、まずは実態把握に努めていただきたいなというふうに思います。

建設関係の業種の作業場ということの想定で、下水道を整備していないというふうになるのですが、現状で言うと、東工業団地、区画が残っております。やはり業種を限定していくと、先ほどこの条件を見て参入してくださいというふうな、こっちが中心になっているような形にはなっているのですが、こういった業種を限定しますと、本当にこのまま売れ残ったままになってしまうのではないかという、そういった懸念もあるわけなのですが、その辺のところはどのように捉えていますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに、上下水道完備というのには、工業団地のうたい文句としては非常に強みを発揮するだろうというふうに思います。

ただ、ここに来て下水道を整備するというになると、これはただではできないわけで、4億5,000円からのお金がかかってくるわけで、そのかける投資と見合うだけの効果というものが果たして出てくるのかどうかということもありますし、そうなってきた場合に、販売価格も当然上がってくるわけなのです。

二つ目の理由として、価格を抑えたということも申し上げたわけでありまして、当時やはり、道央地区に立地する企業というのをかなり意識しておりまして、坪3万円を切るぐらいで売られていたわけでありまして。そこをかなり意識して、それより同じとか高い金額であれば、まず売れないだろうということもかなり意識をしておりました。ただ、近隣の移転型の企業を相手にするというか、そこをターゲットにするのであれば、さほど下水道の整備にお金をかけないで安く抑えることができると、そういった議論をした中で、今の形、整備をしないで販売をするということになったわけでありまして。

そんなところも過去の経緯の中にありましたし、今後においても整備をすれば、そのような財政支出が出てくるということもご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 下水道整備をすることは、もちろん多額の費用も要しますし、実際、価格も抑えた価格で販売をしているという話でありましたけれども、一般的に工業団地というふうに、工業団地の特性を本当に根本的に考えた場合、またもしくは、企業誘致という観点で見た場合、やっぱり企業側の立場からすれば、下水道整備がされていないとなりますと、かなり使い勝手が悪い、参入しづらい、それが売れ残りとか、そういった面にも響いてくるのではないかなというふうに思うのですけれども、考え方として、もう少しさまざまな業種に参入していただくという考え方も持つことも必要かなというふうに思います。

リバーサイド幕別は、ありがたいことに埋まってきているような状況にあると思うのですが、東工業団地があいている。でも、参入しようかなと思っても、そういう下水道が整備されていないから、ほかの町にしましようかという、そういう企業誘致を阻むような形にもなってくるのではないかなというふうに思います。本当の工業団地としての役割、特性、これ何なのだろうというふうに立ち返った場合、そう考えると、やはり下水道整備、これはあったほうが当然条件としていいわけですから、その点について再度お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、工業団地の役割は何だろうということに立ち返ってというお話がありました。まさしく私はそう思っております。

やはり当初、昭和53年の要望を受けて、建設業関係のヤードですとか、資材置き場、そういったも

のを中心に、あるいは土場といいますか、そういう要望がありましたことから、そういったところをターゲットに整備をしたわけであります。

それで、現状を見たときに、企業誘致ということを考えてときに、今言ったような資材置き場である、作業場である、ヤードであるのほかに、製造業、特に食品製造業もあります、精密機械のような製造業もありますし、あるいは運輸業という、そういうさまざまな業種をにらんだ中での企業誘致ということになるかというふうに思いますけれども、今の東工業団地の状況を見たときに、そこまで今残地を考えて、例えば食品製造業が来るようなそういう団地の形になっているかということ、私はそうではないのだろうなど。これは選ぶ側が、あそこに好んで行くのではなくて、リバーサイドのほうに行くのは当たり前だというふうに思いますので、今のある程度、東工業団地の立地した企業群を見た中では、まず今後、大量に水を使うような食品製造のようなものは、私は多分無理であろうというふうに思いますし、当然、下水は整備されておりますから、来ないというのは明らかだろうかというふうに思いますけれども、では来なくていいのかということではなくて、それはリバーサイドにご案内をするという形で、東工業団地、リバーサイドそれぞれの性格がありますので、その特性を説明して、ふさわしいところに立地してもらおうと、そういうやり方で企業誘致を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） これから参入する事業者という視点もあるのですが、以前から東工業団地に事業所を持たれている方の中には、事業が拡大されて水を大量に使うことになった、そういう状況もあるものですから、そういう事業拡大ということは、それはすばらしいことですので、すばらしいことだと思うのですが、そういう事業者もいらっしゃるということ、そこをまず現状知っていただきたいのと、そう考えると、そういう事業の拡大を考えた場合に、やはり下水道整備を最初からしておけば、そういうことにはならないわけですから、やはり本当に立ち返って考えると、下水道の整備されていたほうが、総合的に考えるともちろんよろしいかなというふうに思います。

それで、まだまだ計画段階ではあるのですが、幕別市街及び札幌市街の下水道統合に関して検討がなされているとお伺いしているのですが、統合の検討案としまして、国道ルートと旧国道ルートがあるかと思えます。例えば、その旧国道ルートの場合ですと、札幌東工業団地の下水道もあわせてまして、旧国道ルートのほうへ流していく、そういった方法もあるのではないかと思うのですが、こういった大きな事業に合わせて、下水道整備、これも考えられないのかお伺いしたいと思えます。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まず、前段の事業拡大の関係でありますけれども、それは先ほど、私、答弁したつもりでありますけれども、単に大量に水を使うから下水道を整備してほしいのだということだけではなくて、そこで排出される水の質によって、単純に下水道に流せない場合も出てくるわけでありまして、これは、幕別市街にもそういう製造業者があったわけでありまして、一定の基準をクリアしないと、下水道に放流できませんので、そこは先ほど申し上げたとおり、個別に相談をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、歴史は振り返るといえるか、もう時は戻りませんので、今の東工業団地については、今後どういったことができるかということ、前を向いて対応してまいりたいというふうに思っております。

下水道の拡張の関係は建設部長からで。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） ただいまご質問いただきましたとおり、幕別本町の公共下水道、それから札幌地域の流域関連公共下水道については、統合という構想も持ち合わせております。

ただ、これは現段階では、あくまでも構想の段階でございますので、幕別、札幌の統合が具体的にどうなりました段階で、どのようなことができるか、それぞれ個別に検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 旧国道ルートに流していくという考え、検討していただけることで受けとめたいと思います。

それでは、東工業団地の、個別に対応していただけるということで、十分、本当に困っている方も、事業者もおりますので、本当に実際に対応に当たっていただきたいなというふうに思います。

今後の理事者の皆様の取り組みにご期待申し上げ、終わりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

10:54 休憩

11:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤谷謹至議員の発言を許します。

藤谷謹至議員。

○13番（藤谷謹至） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1番目、高齢運転者の事故防止の取り組み。

平成27年6月、道路交通法の一部が改正され、本年3月12日から施行された。

75歳以上の高齢運転対策の推進を図るための規定が整備されたものであるが、この背景には今後さらに増加する高齢運転者数と事故数の増加があります。

ニュースで報道されたように、昨年10月には、横浜で通学中の小学生の列に87歳の高齢者が運転する軽トラックが突っ込む死亡事故が発生するなど、高齢者ドライバーによる事故が多発している状況にあります。

本町においては、65歳以上の運転免許証自主返納者に対し、コミバス半額乗車券を交付する事業を行っているが、自主返納はなかなか進まないのが現状であります。

一方、免許返納後の高齢者の足をしっかり確保することも課題となってきます。

今後、増加する高齢者ドライバーの事故防止対策について伺います。

①幕別町の高齢者ドライバーの現状の認識と、コミバス半額乗車券の交付実績から見た運転免許証の自主返納の状況の認識について。

②免許証の自主返納した高齢者も含め、地域の足としての地域公共交通の確保について。

③高齢者ドライバーへの安全運転の啓蒙、民生委員、老人クラブなどとの連携について。

2番目、通学路の安全対策について。

平成24年4月、京都府亀岡市で発生した登下校中の児童等の列に自動車が入り込んだ事故を初め、登下校中の児童等が死傷する事故が連続して発生したことを受けて、文部科学省、国土交通省、警察庁から通学路の緊急合同点検の実施について全国に要請がされた。

また、平成25年12月の交通安全推進に関する国の通知に基づき、児童等に危険が生じる可能性が高い箇所を重点的に安全対策を実施していくため、町では平成28年3月に幕別町通学路交通安全プログラムを策定し、町内各小学校の危険箇所の洗い出し及び対策を行いました。

今後、迅速な安全対策が必要である。また、北国では、日々変化する冬期間の通学路の状況を点検する必要もあると考える。

そこで、以下の点についてお伺いします。

①通学路交通安全プログラムで明らかになった危険箇所の改善状況と、冬期間の通学路点検について。

②通学路における自転車通学の現状と、自転車利用に対する交通安全教育について。

③自転車と歩行者が安全に通行できる環境整備のあり方について。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「高齢運転者の事故防止の取り組み」についてであります。

我が国は、高齢者の増加が諸外国に例を見ないスピードで進んでおり、警察庁の平成 28 年版「運転免許統計」では、平成 28 年末の 64 歳以下の運転免許の保有者数は約 6,450 万人で、対前年比で 0.8% 減少しておりますが、65 歳以上の保有者数は約 1,760 万人で、対前年比で 3.4% 増加している状況にあります。

公共交通網の乏しい地域では、マイカーが高齢者の生活の足として欠かせない交通手段であります。全国各地において、高齢者の運転操作の誤りを原因とする交通事故が多発するなど、社会的な問題となっており、町では、関係団体と連携し、街頭啓発や交通安全講話等により、高齢者の交通事故防止対策に努めているところであります。

ご質問の 1 点目、「高齢者ドライバーの現状への認識とコミバス半額乗車券の交付実績から見た運転免許証の自主返納の状況への認識について」であります。

平成 28 年末現在における町内の運転免許の保有者数は 1 万 9,125 人で、このうち 65 歳以上の保有者数は 5,279 人、率にして 27.6% となっており、一方、十勝管内全体の運転免許の保有者数は 23 万 7,270 人で、このうち 65 歳以上の保有者数は 6 万 280 人、率にして 25.4% でありますことから、本町の 65 歳以上の運転免許の保有率は、管内全体と比較して若干高い状況にあります。

内閣府の「平成 29 年版交通安全白書」では、平成 28 年中の 75 歳未満の運転者による死亡事故件数は 2,951 件で、免許人口 10 万人当たりで 3.8 件となっており、一方、75 歳以上の高齢運転者による死亡事故件数は 459 件で、免許人口 10 万人当たりでは 8.9 件と、2 倍以上多く発生しております。

また、75 歳以上の運転者の死亡事故では、ハンドル操作やブレーキとアクセルの踏み間違いなどの運転操作ミスが最も多く、27.7% を占めているのに対し、75 歳未満の場合は 16.0% であり、年齢、体力、過去の経験により個人差があるものの、高齢になるにつれ、反射神経、体力的な衰えから運転操作が不的確になり、それが死亡事故等につながるケースがふえているものと考えております。

次に、コミバスの半額乗車券につきましては、65 歳以上で運転免許証を自主返納された方を対象として、申請により、1 年間に限り半額の運賃で乗車できるものであります。平成 27 年度は 1 人、28 年度は 10 人、本年度は 5 月末までに 4 人の方に半額乗車券を交付しております。

なお、市町村ごとの運転免許証自主返納数が明らかになっていないため、コミバス半額乗車券の交付実績から見た運転免許証の自主返納の状況への認識につきましては、お答えするのが難しいものと思っております。

ご質問の 2 点目、「地域の足としての地域公共交通の確保について」であります。

本町の地域公共交通については、市街地では、コミュニティバスとして「まくバス」と「さつバス」の 2 系統で運行し、また、農村部では、予約型乗り合いタクシーを「駒島線」と「古舞線」の 2 路線で運行しており、通院や買い物などの生活交通手段、いわゆる「地域の足」としての役割を果たしているところであります。

「まくバス」の 1 日当たりの乗車人数は、平成 26 年度の 14.8 人が、27 年度は 14.6 人と減少したことから、昨年 6 月に沿線の住民に対し、ニーズ調査と PR 活動を実施した結果、28 年度は 19.6 人と増加し、本年 4 月からは、停留所を 2 カ所増設するとともに、運行時刻の一部を見直すなど、さらなる利用促進に取り組んでいるところであります。

一方、「さつバス」の 1 日当たりの乗車人数は、平成 26 年度は 24.9 人、27 年度は 30.3 人、28 年度は 31.6 人と年々増加し、また、予約型乗り合いタクシーの 1 カ月当たりの乗車人数は、「駒島線」では、26 年度は 29.3 人、27 年度は 39.8 人、28 年度は 47.4 人、「古舞線」では、26 年度は 66.3 人、27 年度は 32.3 人と減少しましたが、28 年度は 65.8 人と 2 路線ともに増加しております。

このように、コミバス、予約型乗り合いタクシーともに乗車人数が伸びておりますが、特にコミバスについては、さらに伸びる余地を残しているものと考えておりますので、バス会社との新たな協定がスタートする平成30年10月に向けて、利用者数が増加している先進自治体の取り組み内容を研究するなど、利便性がよく、誰もが乗りやすいコミバスを目指し、「幕別町地域公共交通確保対策協議会」において協議を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「高齢者ドライバーへの安全運転の啓蒙及び民生委員、老人クラブなどとの連携について」であります。

町では、幕別町生活安全推進協議会を中心に女性ドライバー友の会や幕別ロータリー会など各種団体と連携し、交通安全運動期間に街頭啓発を実施しているほか、幕別自動車学校の協力を得て冬道交通安全教室を行うなど、高齢者に限らず全ての運転者に対し、安全運転の啓蒙活動を行っております。

また、民生委員の皆さんには、日ごろから地域の高齢者に対する見守りや相談、支援活動を通じて、健康や運転に対する身体能力に不安を感じている方については、幕別町地域包括支援センターに連絡をしていただき、高齢者が必要とする支援につなげているところであります。

さらには、各地域の老人クラブ、地域サロンでの出前講座や幕別町老人クラブ連合会主催の交通安全大会での交通安全講話において、高齢者が関係する事故の原因や状況について説明しているほか、夜光反射材付きのグッズを配布し、高齢者の交通安全に対する意識の向上を図っております。

なお、高齢者の運転に関するさまざまな課題については、本人の運転に対する身体能力の正しい自覚や周囲の人の理解のほか、地域の関係者が連携して取り組むことが重要であり、今後も関係機関との情報共有を図るとともに、積極的に老人クラブ、しらかば大学等の高齢者の集まる機会を活用し、交通事故防止の啓蒙や運転に不安のある方には、運転免許証の自主返納の手続について周知を行ってまいります。

次に、「通学路の安全対策について」についてであります。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますが、私からはご質問の3点目につきまして答弁させていただきます。

平成24年以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する交通事故が相次いで発生したことにより、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全の一層の確保を目的とした関係機関合同による緊急合同点検を実施するよう、24年5月に全国の自治体に要請があったところであります。

このことから、教育委員会において、平成24年7月に各小学校の通学路について、道路管理者や警察、町関係部局等が連携して、緊急合同点検を実施するとともに、昨年3月には、通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、各関係機関が一体となった「幕別町通学路安全推進会議」を設置し、通学路における交通安全の確保の取り組みを、効果的に推進するための基本方針である「幕別町通学路交通安全プログラム」を策定したところであります。

ご質問の3点目、「自転車と歩行者が安全に運行できる環境整備のあり方について」であります。

現在、幕別町が管理する町道は1,024路線、延長約880キロメートルに及び、そのうち歩道は172路線、68キロメートルの区間に設置されております。通学路としては69路線、95キロメートルが指定されており、約44キロメートルの区間に歩道が設置されております。

自転車と歩行者が安全に通行できる環境整備としては、車道や歩道と自転車道をそれぞれ物理的に分離することが有効な対策と言えます。

しかしながら、実際の整備に当たっては、自動車交通量のほか、歩行者や自転車の交通量、幹線道路や生活道路など対象とする道路の種類、沿道の住宅や公共施設等の立地状況や地形、さらには気象条件等さまざまな条件を考慮する必要があるとともに、多額の整備費用を要するなど、多くの困難な課題があります。

歩道が設けられていない道路の歩行者の通行は、道路交通法により区画線で標示された路側帯を通行することとされており、安全確保に当たっては、区画線などによる車道と路側帯の区分の明確化や

自動車の速度抑制対策のほか、街路樹等路上施設の適正な管理や冬期における迅速な除雪など、道路の維持管理においても、安全に通行できる環境を維持することが必要と考えております。

道路交通法により、軽車両に分類される自転車の通行に関しては、車道の左側端を通行することを原則として規定されておりますが、高齢者や児童、幼児等については、歩道を徐行して通行できる例外規定が設けられております。

また、道路の左側に設けられた路側帯の通行も、歩行者の安全を妨げないように通行することが認められておりますことから、区画線による車道と路側帯の区分の明確化や自動車の速度抑制対策などの環境整備に取り組んでいるほか、学校における自転車の安全教育の実施や指導の充実を図っているところであります。

今後においても、関係機関と連携を図りながら、通学路における安全な歩行者、自転車の通行空間の確保に努めてまいります。

以上で、藤谷議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、「通学路交通安全プログラムで明らかになった危険箇所の改善状況と冬期間の通学路点検について」であります。

初めに、危険箇所の改善状況についてであります。平成28年3月に策定した「幕別町通学路交通安全プログラム」において、24年7月に道路管理者や警察、教育関係者等で実施した緊急合同点検の結果、要対策箇所として指定された15カ所のうち、14カ所の対策が行われたことを確認するとともに、新たに3カ所の要対策箇所を盛り込んだところであります。

現在、未対策となっております4カ所の要対策箇所について、本年度におきましては、札内北小学校の通学路である町道札内2線に、新たに歩道を整備する予定となっておりますが、残る明倫小学校と札内南小学校、白人小学校の通学路3カ所の要対策箇所につきましては、いずれも北海道が管理や整備を行う道路でありますことから、それぞれ道路管理者や関係機関と連携し、事業化へ向け協議を進めているところであります。

なお、改善対策までの間につきましては、各学校において、児童に対する交通安全教室など定期的な指導を実施し、児童の安全確保を図ってまいります。

次に、冬期間の通学路の点検についてであります。児童が安全に通学できるよう、道路管理者による道路パトロールや交通安全指導員及び各学校による通学路点検などを、関係機関と連携して行っているところであり、交差点や横断歩道付近の見通しの悪い箇所の排雪や拡幅除雪など、安全な通学路の確保と児童生徒に対する交通安全指導に努めているところであります。

ご質問の2点目、「自転車通学の現状と自転車利用者に対する交通安全教育について」であります。

初めに、通学路における自転車通学の現状についてであります。小学校で自転車通学をしているのは、全児童数1,436人のうち65人で、中学校で自転車通学をしているのは、全生徒数794人のうち508人であり、各学校において、学年や自宅からの距離などに応じ、自転車通学の許可をしているところであります。

次に、自転車利用者に対する交通安全教育についてであります。各学校において、PTAや地域と連携し、児童生徒に対する交通安全教室や街頭指導をはじめ、通学路の危険箇所のマップ作成のほか、正しく安全な自転車の乗り方など、児童生徒の発達段階に応じた定期的な指導を実施し、通学路をはじめ、道路を安全に通行するための交通安全意識の向上に取り組んでいるところであります。

以上で、藤谷議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） それでは、再質問をさせていただきます。

幕別町の高齢者ドライバーの現状の認識というところで、本町においては65歳以上の保有者数が5,279人というところの数字がわかったところでございますけれども、ちなみに70歳以上を私が調べ

たところによりますと、男性 2,021 名、女性が 1,153 名、合わせて 3,174 名、75 歳以上の男性が 1,230 名、女性が 542 名、合わせて 1,772 名ということでした。

やはりこれは町長答弁にございましたように、年々増加する一方の現状でございます。

この質問をするに当たって、自主返納と安全運転と異なる、相反することで、難しい部分があったのですけれども、あえて質問させていただきました。

まず、現状はわかりました。それで、その中の自主返納事業というところで、本町が事業を行ってございますけれども、「まくバス」、「さつバス」を利用できる方だけのこれは事業でございまして、コミュニティバスの半額助成、1 年間というところでございます。

免許返納、自主返納者あるいは高齢者におかれては、免許を再更新しないという方も中には含まれている方もございますことから、町として、全町的な免許自主返納事業は考えられないのか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 最近の事例で言うと、アクセルとブレーキの踏み間違いによる事故、これは死亡事故も発生しているわけでありまして、かつてから比べると、やはり高齢になっても自動車が放せなくて、免許が返上できなくて乗らざるを得ない方がかなり出てきているのだろうな、その結果として、やはりそういう事故に結びついているのだろうなと、そういう認識を持っているわけでありまして、これはどこの段階でということはまだ申し上げられませんが、一つの課題であると。いかに高齢者の交通安全対策をしていくか、そのための自主返納を促すかということは、一つ課題であるというふうに考えているところであります。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） 各町、自治体でもいろいろな自主返納事業を行っているわけです。

例えば私が言ったのは、やはり公共交通機関がないところの自主返納者に対しての、やはり公平性に欠けるのではないかとということでもございまして、その辺はどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） コミバスの半額助成券については、どちらかというところ、コミバスの利用促進の観点に重点が置かれたものというふうに認識しておりまして、自主返納を促す手法としては、これはやはり全町的に恩恵が及ぶような対策が必要であろうというふうに思っておりまして、他町村においてはさまざまな対策をやられていることも情報としてはわかっておりますので、そういったものを参考にしながら、対策の組み立てについてはしていかなければならないものというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） 町長のおっしゃるとおり、各自治体では、例えば雨竜町では自主返納者に対して、65 歳以上に対して商品券 3 万円交付、平成 28 年度 14 名。これは幕別町としては大きな財政負担もかなりあるかなと思うのですけれども、北竜町では町内において使用できる商品券 3,000 円。北広島市、JR バス、北海道中央バスが運行する生活バス路線のうち、北広島市内を走行する路線で使用できる 2 万円分の助成券。蘭越町では、運転免許経歴証明書、自主返納された方に警察、運転免許試験場で交付されるものでもございますけれども、その 1,000 円助成。喜茂別町でも、運転免許経歴証明書の手数料相当額、どのぐらいの手数料かと調べましたところ、およそ 1,000 円程度がほとんどであるようでもございます。それで、蘭越町はその手数料相当額を支給と、さらに支給を受けた者に対して、上乗せで商品券 1,000 円というところもございまして。

町長が答弁されたように、幕別町は自主返納を促進させるための制度ではないというところの答弁ございましたけれども、各町村の自主返納制度をとっているところの資料がございましたけれども、本町では自主返納制度の事業のほうに丸がついてございましたので、改めて先ほど言われたように全町的な公平な自主返納制度をぜひ考えていただきたいと思います。

2013 年施行されました、改正道路交通法では、認知症の検査が強化されるということで、3 年に 1

度の免許更新の際に、75歳以上の人は認知症機能検査で認知症のおそれがある第1分類と判定されま
すと、新たに医師の診断が義務づけられると。認知症と診断された場合は、免許取り消しまたは停止
となります。停止は6カ月以内に回復の見込みがあると診断された場合のみでございます。この道交
法の改正は、やはり認知症に対して厳しいものとなってきてございます。

本町においては、交通安全事故死が1,700近く続いていたわけでございますけれども、残念ながら
今月3日、相川の国道で帯広市の66歳の方がお亡くなりになりました。

交通事故というのは、いつ起こるかわからない大変な察知しにくいものでございますけれども、や
はり地域と連携していろいろな対策を講じていかなければと思っております。

次に、地域の足としての公共交通の確保についてでございますけれども、これも町のコミバスの方
策としては、いろいろな改良、点検、要望を聞きながら、平成25年10月から始めたコミュニティバ
スが、最初は余り乗車率もよくなくて、私が一般質問したときに、からで空気を乗せて走っているな
どということを申し上げたこともございますけれども、だんだん利用が多くなってきています。

高齢者の自主返納とコミュニティバスというものは、やはり地域の公共交通として切り離せられな
いものですから、平成30年で1度更新がまたされるということでございますので、あと予約型乗り合
いタクシーについても、やはり今後需要がさらに伸びると私も認識しております。利用者の利便性
について、町としていろいろアンケート等とっていただいて、さらに使い勝手のいいものにしてほし
いと思います。

この公共交通のところでは、やはり1点どうしても話をしなくてはならないのは、忠類地区の公共
交通のあり方でございます。現在は、スクールバスの便乗、それと外出支援サービスの拡大使用とい
うところで、忠類の公共交通の足を担ってございますけれども、今後の忠類地区の公共交通について、
どのようにお考えになっているのか、お尋ねします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 忠類地域におけます公共交通の確保、これは必要であることは認識しております
けれども、やはりそこは、利用者がどのぐらいいるのか、どれだけの投資効果があるのかということ
も当然考えなければならぬわけでありまして、今、議員がおっしゃいましたスクールバスの便乗で
あったり外出支援サービス、その利用状況も含めて、どういった需要があるのかということ踏ま
えた中で、組み立てを考えなければならぬ、組み立てられるのかどうなのかということも含めて考
えなければならぬというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） やはり人口が1,800人、忠類と同じぐらいの大きさの地域で、ライドシェアとい
うことで、相乗りというところが各地域から出てきております。中頓別町でございますけれども、そ
ういう相乗り事業、これは実証実験の段階だと思うのですけれども、地方版総合戦略に基づく取り組
みを先駆的に加速的に展開する財源として、国の地方創生加速化交付金と地方創生推進交付金を活用
した事業が行われてございますけれども、このライドシェアについて、どのような認識を持っている
かお尋ねします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 大変申しわけありませんけれども、今始めて聞きましたので、認識の申し述べよ
うがありませんけれども、それぞれの町においていろいろな特性ある中で、特性というのは人口密度
がどうであるとか、集落がどうであるとか、そういうものを踏まえた中で公共交通の確保をしてい
るということでもありますので、人口規模の話も同じだから同じにはなると思っておりますけれども、
今、言われた中頓別の例なども勉強させていただきたいなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） ぜひ検討していただきたいと思っております。

次に、高齢者ドライバーの安全運転の啓蒙及び民生委員、老人クラブとの連携でございますけれど
も、本町では各方面、幕別町生活安全推進協議会を中心に連携を行っているというところでございま

す。

先ほど申し上げたように、自主返納と高齢者ドライバーの安全運転というのは、相反するところがありますけれども、やはり高齢者が増えてきているのですけれども、寿命も伸びてきていると。運動機能も確かに高齢者は落ちてきているのですけれども、昔と比べたらかなり達者になっているという感じがします。

それで、やはり問題は認知症でありますけれども、安全運転の訓練と、本町には幕別自動車学校がございますけれども、先日テレビで、広尾町で安全運転シミュレーターを利用した講習等、報道されてございました。高齢者のシミュレーターを使った安全運転の練習というのは、非常に効果があるという検証も出てございます。これはぜひ町として、警察と連携しながらやっていただきたいと思うのですけれども、幕別町、本町、自動車学校がございますことから、その辺は再質問ございませんけれども、そういうことも含めて検討していただきたい。

それと、安全運転の啓蒙でございますけれども、各方面で連携していると。ただし、中札内あたりでは、広報を通じて高齢者運転の特集を組んでございます。平成29年の5月1日以降でございますけれども、これには、高齢者の運転のアンケート、高齢者自身が運転するとき、どのようなことで注意しているとか、そのようなことを4ページにわたって特集してございます。

その中で、75歳以上の道交法の改正の説明、認知症になったら、先ほど言ったように運転免許の免許停止等厳しい罰則になったよということを、具体的にわかりやすく説明してございますし、その中で、85歳の高齢者運転手について記事が載ってございまして、安全運転を心がけて乗れる間は乗らせてほしいと。85歳で、実は今度、運転免許を更新するときには返納しようと思っていたのだけれども、子供たちに衝突回避ブレーキがついた自動車がありますよと。おじいちゃん、それ買ったらどうなのということで、自動ブレーキ性能がついた車を購入して、帯広等へ行っているようでございます。ただ、雨のときとか、あと夜間、これは運転を控えるよう注意を払っていると。

やはり高齢者の運転に対するあれは、ブレーキの操作、これは車によって回避されるわけですがけれども、後方確認等、そういうところも注意しているというふうな記事が載ってございました。ぜひこれ広報で取り上げて、町全体で周知していただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 周知の方法については、広報がいいのか、あるいはしらかば大学、あるいは老人クラブのような人々が集まるような機会も活用してやる方法もありますので、なるべく多くの方に知ってもらおう手法について取り入れてまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 次に、通学路の安全対策でございますけれども、1点、幕別町通学路交通安全プログラムの中に掲載されてございました、合同点検を3年に1遍というところで行うと。町内の小学校において、それぞれ3年に1回合同点検を実施します。実施時期は積雪時の危険箇所の把握が必要なことから、夏期と冬期、交互に行いますというふうになってございますけれども、これがちょっとわからなかったのですけれども、夏と冬がセットで1年の点検なのか、夏行ったら3年後に冬をやるのか、その辺がちょっとわからなかったので、答弁お願いします。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 合同点検の実施時期でありますけれども、3年に1回、夏期と冬期を交互に行いますので、冬期に関しましては6年に1回ということになってございます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） この通学路安全プログラム、PDCAでしたっけ、合同点検によって、あとは毎年点検するということであるから、そんなにやる必要はないかなとは自分自身思うのですけれども、ただ昨年夏にやって、やはり私は冬期間のほうが重要だと思うのですよね。ぜひこれ夏冬セットで3年行う。他の事例を見ますと、毎年合同点検を行っている自治体もあるようでございます。冬見えなかつ

たものが夏見える、夏、危険箇所とわからなかったものが冬わかるということもございますので、ぜひその辺の合同点検の実施時期をちょっと考えていただいたほうがいいのではと思うのですが、ぜひとも、答弁をお願いします。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） ただいま申し上げました合同点検、夏冬確かに実質6年に1度ずつということになってしまいます。

これ、もともと道路の交通量だとか危険性というのは、新たに道路が新設されたり、切りかえて改良されるとか、あるいは住宅団地だとか商業施設が新たに建設されない限り、そんなに劇的に変化しないだろうという予想のもと、もう一つは道路の改良や何かは、例えば道道だと道に要望して事業化になるまで最低二、三年かかるというようなこと、さらには音更町の近隣町村の状況、大体3年に1遍ずつ点検していたというような状況で、当初こういう3年に1遍、さらに夏冬交互ということでもございました。

藤谷議員おっしゃられるように、特に北海道の場合、冬は特に危険性が高いと。ですから、3年に1回交互、6年に1度ということではなくて、3年に1度なら3年に1度と、さらにはもう少し短くして2年に1度、夏も冬も点検するというようなことを考えていきたいと思えます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 次に、通学路における自転車通学の現状ということで、小学生は人数が少なかったのですが、中学生がやはり多いなという認識を持ちました。

これも自転車の質問をしたのは、やはり平成27年6月に道交法が改正されて、自転車におけるルールが厳しくなった部分がございます。違反行為を3年間のうち2回以上摘発された自転車利用者は、指定された期間に安全講習を受ける義務が発生すると。その対象が14歳以上でありますことから、中学生も含む格好になります。また、その違反対象が14件ございますけれども、スマホのながら禁止、この辺はやっぱり中学生の可能性が出てくると思えます。傘さし運転禁止、イヤホン・ヘッドホン禁止、自転車の2台並走禁止と。

これまだ平成27年からですので、摘発されたということは、本町ではないと思うのですが、警察が本腰、本腰というか、警察でなくても我々が見た段階でも、あつというところが多分出てくる可能性もございます。私も、14点変更になった、厳しくなったなというところから始めて認識したわけなのですが、自転車に乗って犬の散歩禁止というところで、これは注意しないと。そこで、自転車通学において聞きたいのは、児童によるヘルメット着用の現状についてお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） ヘルメットの着用の関係でございます。

これにつきましては、ヘルメットについては、小学校では基本的にヘルメットを着用して自転車に乗ってくださいということで決めてございます。

また、道交法上でも児童、幼児については、自転車に乗車するときは保護者においてもヘルメット着用の努力義務があるという点からも、小学校においてはヘルメットの着用をお願いしています。

あと、中学生につきましては、ルール上はヘルメット着用というところまでは明記しているものはないのですが、各学校においては街頭指導であったり、通常の交通安全教室等の中では、着用するような指導をしているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） ぜひ、この自転車通学に関しては、特にやはり小学生では春先、青空教室をやったりということが見受けられるのですが、中学生がこのように人数が多くなる実態がわかりますと、やはり中学校の安全教育というのが非常に重要になってくるというふうに考えますので、ぜひ中学校の安全対策について検討していただきたいと思えます。

あと、最後の自転車の環境整備につきまして、帯広市では自転車と歩行者が安全に通行できるよう

に、国道 38 号線を行くと皆さんおわかりだと思っておりますけれども、38 号線柏葉高校の前、色が歩道に分かれて、完全に自転車と歩行者が分かれて通行することが可能なような状況をつくっております。これ、平成 24 年から多分進めている事業でございますけれども、本町において飯田町長がサイクリングロードでしたっけ、自転車乗って新聞に取り上げられた部分がございますけれども、本町として自転車と歩行者が安全に通行できる環境づくりについて、町長のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 帯広の国道 38 号の大通りから東の方の歩道橋ぐらいの間でしょうか、確かに今おっしゃられたような、歩行者と自転車の通行が歩道上で明確に分かれている、そんな整備がされたわけなのでありますけれども、確かに道路敷がたくさん余裕があって、お金もふんだんにあれば、ああいうことも可能なのかな、あれが一番安全なのだろうなというふうに思いますが、いかんせんそういうところはなかなかありませんし、お金ももちろんありませんので、やはりお金のない中でやれるとするならば、歩道もつくるのはかなりお金がかかるので、歩道がないところの通学路については、路側帯をしっかり引いて、そこで歩行者と自転車を分けて走りなさいよと、そういったことの指導を強化してまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） 帯広市は国交省の自転車ネットワーク計画、これを平成 24 年から進めて、大きなこれ投資なのですよね。実際にやっているところで、人口 1 万 8,000 人ぐらいの町でもやっているとところがございますけれども、やはり町長言ったように多額の経費がかかる部分がございます。しかし、国としては、自転車と健康と環境とを考えると、自転車ネットワーク計画、これ推進しているという考えを持っているところでございますので、補助金関係ですね、国のプラットホームづくりが大変必要だとは思いますが、町としてもいろいろ研究していただきたいと思っております。

あと、子供たちの交通安全につきまして、やはり命を守るというところで、ある程度スローガンを掲げて地域で、地域住民あるいは自動車運転者、そこで幕別町では子供の命を守るのだというスローガンを打ち立てて、交通安全に努めていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。

この際、13 時まで休憩いたします。

12：06 休憩

13：00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、若山和幸議員の発言を許します。

若山和幸議員。

○7 番（若山和幸） 通告に従いまして質問させていただきます。

「町有林の今後のあり方について」であります。

幕別町の基幹産業は農業であります。山林面積の多い町でもあります。町内には、2,200 ヘクタール超の町有林のうち、農地に隣接した町有林の現状と今後のあり方についてお伺いいたします。

①農地に隣接した町有林のおおよその面積は。

②町民から町有林に対し、ご意見または要望は出ているのか。

③今後の計画の中で、農地とする考えはあるのか、であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 若山議員のご質問にお答えいたします。

「町有林の今後のあり方について」であります。

森林は国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止等の多面的機能を有するとともに、木材等の林産物の供給源として地域の経済と深く結びつくなど、さまざまな働きを通じて私たちの暮らしを支える大切な存在となっております。

こうした森林が有する多面的機能の発揮や国民経済の発展に資するため、長期的な視点に立ち、森林を適切に管理育成する必要があることから、森林の計画制度が森林法に定められているところであります。

この法に基づき、北海道が策定した北海道地域森林計画に即して、本町におきましても、山地災害の防止や水源の涵養を図る森林など、地域の特性に応じた森林整備や保全の目標等を定めた幕別町森林整備計画を策定しているところであります。

なお、本町における山林面積は1万4,752ヘクタールで、町の総面積に対し約3割を占めており、内訳は北海道が管理する道有林が3,858ヘクタール、個人が管理する一般民有林が8,619ヘクタール、町が管理する町有林が2,275ヘクタールとなっております。

ご質問の1点目、「農地に隣接した町有林のおおよその面積は」についてであります。

町有林は、場所によって相当な奥行きがあり広大な面積を有しているため、樹種や林齢、施業上の利便性などから、一つのまとまりとして設定している林小班単位の集計でお答えさせていただきますが、農地に隣接している町有林の面積は、おおよそ462ヘクタールとなっております。

このうち約4分の3に当たる353ヘクタールが防風保安林あるいは土砂流出防備保安林に指定され、残り109ヘクタールが指定のない普通林となっております。

ご質問の2点目、「町民から町有林に対し、意見または要望は出ているのか」についてであります。

町有林に対する意見、要望といたしましては、農業機械の大型化により、町有林に隣接する農地での機械作業の支障となる下枝の枝払いが例年10件前後、延長にしておおよそ2キロメートル程度の要望があることや、台風や風雪等の影響による風倒木の撤去などの要望がありますことから、その都度、対応いたしているところであります。

ご質問の3点目、「今後の計画の中で、農地とする考えはあるのか」についてであります。

幕別町森林整備計画においては、防風など住民の快適な生活環境を維持することを目的とした「生活環境保全林」、山地災害の防止や土砂流出防止を目的とした「山地災害防止林」等、公益的な機能別に民有林の区域を指定しているほか、木材等生産機能の維持増進を図る「木材等生産林」の区域を指定するなど、長期的な視点に立った森林整備の基本方針を定めております。

さらに、町を含めた民有林の所有者は、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を図るため、5年ごとに森林経営計画を立て、森林整備に係る補助事業を活用しながら、造林や除間伐などを行っているところであります。

こうした民有林に係る計画は、森林が持つ多面的な機能を最大限発揮させるとともに、森林を保全することを目的としていることから、森林を農地等に転換するといった計画は盛り込まれておりません。

また、幕別町が所有する山林、原野、保安林等の町有林野の管理経営に関し、必要な事項を定めた幕別町有林野管理条例において、町有林野で国土保全または管理経営上存置の必要のあるものは、原則として売り払い交換及び譲与することができないとしておりますことから、現状において町有林を農地とすることは、想定していないところであります。

以上で、若山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7番（若山和幸） それでは、再質問させていただきます。

町長の答弁の中に、353ヘクタールの防風保安林があるというお話でしたけれども、私の再質問に関しては、この防風林に関することが中心であります。

東西または南北に、農地に挟まれた町有林についてですけれども、近年、私どものところでは町有林が何列かあるのですけれども、鹿の保護によりまして、その個体数が増え、農業被害が増えている

ところですが、その中であって町有林が鹿の A 班、B 班、6 頭の群れ、5 頭の群れ、さまざまなのですけれど、休憩所になっていたり、寝床になっていたりというようなことが年々増えてまいりました。農地を歩く鹿も、どうも町有林のほうへ向かって歩いているのが多いのを大変見受けましますし、よく聞きます。私の祖父母の人たちに聞きますと、今現在の防風林としての町有林は 30 間、おおよそ 50 メートルの幅なのですけれど、その昔は 100 間、180 メートルの林であったと。それが戦後の食糧難に向けたことにより、70 間、約 130 メートルが払い下げを受けたといった中で、分家をされて開拓者したひと、または引揚者の方が多数入植されました。そして、現在、農地となっているわけでありましますけれど、防風林という考えでいきますと、果たしてその 50 メートルの幅が必要なのかという、私たち近くで生活している者にしますと、鹿の様子を見ますと、防風林であればもっと幅が狭くてもいいのではないかというような、隣接した農地を所有している人たちは皆さんそう言っておりますし、鹿が増えたことによって、そういうことがささやかれることが増えてまいりました。

それでこの質問をさせていただいたわけなのですけれど、払い下げのお考えはないということですから、防風林としての機能を維持するのであれば、幅を狭くするという考えもあろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 耕地防風林については、保安林の一つでありますので、町長の権限でそれを解除して農地にしたいということとはできないわけなのでありますけれども、これは道権限ということでありまします。

ただ、その防風林の功罪というのは、確かにいろいろ言われているところでありまして、功の部分では、やはり地表の土や肥料分も含めて防ぐでありますとか、地温を下げないでありますとか、あるいは一部は確かに日陰になるところは多少生産性は落ちるといふうに言われておりますけれども、圃場全体あるいはもっと広い範囲での生産性を考えた場合には、生産性は上がるといった研究成果もあるわけでありましますので、果たして 100 間がいいのか、30 間がいいのか、50 間がいいのか、これはなかなか科学的に実証することは難しいのだというふうに思います。

ただ、その辺は、かつて林産試験場というものがございましたけれども、そこでの研究成果などもありますので、そういったこともお聞きしながら、あるいは地形によっても全然違いますし、風の通り道である場合は、さらにまた幅が必要だということもあろうから、そういったことも総体的に考えながら、どういった耕地防風林のあり方がいいのかということは研究してまいりたい、そして、もし制度改正が必要とあらば、道に対しても申し入れをしたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7 番（若山和幸） 今、防風林はカラマツ主体で植えられておりますけれども、そのカラマツの管理または更新、これはどのようなサイクルで計画されて行われているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） カラマツに関しますサイクルでございますけれども、通常皆伐した後、翌年には地ごしらえといいまして、植栽をするための下地づくりをします。その後、植栽をした後、下刈りという管理、下草を刈るような管理でございますけれども、これを大体 5 年程度行います。

カラマツにつきましては、その後、間伐が大体年度的には 16 年、23 年、31 年、39 年という間隔で間伐を行った後、50 年でまた皆伐をするというような流れになっております。

ただ、皆伐といいましても、防風効果をなくすわけにはいきませんので、例えば 50 メートルの幅でしたら 20 メートルは幅を残して、残った部分を皆伐するという流れになっております。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7 番（若山和幸） おおよそ 50 年でということなのですけれど、今、4 年から 5 年で管理をされていくということですが、現状はその 4 年の間に雑木がいっぱい生えて、鹿が入っていけば全然鹿の姿も見えないような現状でありますし、それが鹿の安全なために、そこに寄っていくのかなという

ように私は思うのですけれども、防風林としての重要さも私は十分わかりますけれども、50年の間のその隣接した農地の所有者の苦勞と申しますか、枝払い、先ほど町長が言われたように日陰、確かに付近の人たちに恩恵はあるでしょうけれども、隣接した農地の所有者にはまずないとは言いませんけれども、苦勞が多い割には恩恵が少ないというのが現状であります。大きな目で見れば、先ほど町長が言われたような効果は確かにあるでしょうけれども、私としては全てをなくせというのではなくて、幅を狭くして鹿がそこに寝泊まりできないような幅にならないものかなと。

今朝、NHKにも鶴居村のタンチョウヅルのニュースが出ていましたけれども、保護して1,500羽になったと。それに比例して農作物の被害が、今年の場合は150トンくらいの飼料作物の被害があるだろうというようなニュースをしていましたけれども、保護すれば被害を受けるのは1次産業だと。

イタチごっこのような話ですけれども、鹿をなくせとは私も言いませんけれども、鹿がなるべく農地を荒らさないような方法として、この町有林だけが悪いとは私は言いませんし、原因だとも言いませんけれど、そういったこともやっぱり考えた上で、町有林の経営計画を練り直す時期でもないかなと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町有林でもいろいろありまして、本当に山奥の町有林は鹿のすみかになっているかと思えますけれども、若山議員がおっしゃるような耕地防風林が鹿のすみかになっているケースは、私はほとんどないだろうと。恐らく移動する途中の休憩所であったりするわけでありまして、やはり食べ物がなければ鹿は住みませんので、山奥のやわらかい木の芽でありますとか、やわらかい食べ物、そういったものがあるところがやはりすみかになるのかなというふうに思います。

そういった中において、鹿が増えるから、そのために町有林を減らすというのは、ちょっと筋違いであるわけでありまして、やはり鹿の適正数というものはあるわけで、今はそれをかなりオーバーしているわけでありまして、そこはやっぱり鹿の適正数まで減らしていくという努力をまずはさせていただきたいなと。今は国からの補助もありまして、狩猟した場合の謝礼金もかなり上乘せになっておりますので、かつてから見るとかなり捕獲数も増えております。

総数が減少しているというふうに、十勝管内では言われているのですが、極端に減っているわけではありませぬので、なかなかそういう実感が湧かない、そして畑の被害があったり、森林被害があったりするわけで、どうしても減っているというそんな実感はないのでしょうかけれども、さらに捕獲の強化に努めて、まずは鹿の数を減らしていくと。そうした中で、防風林は防風林としてどういった幅である、どういった密度であるのが効果を果たすのか、それと農地との共存ができるのか、生産性との共存はできるのかということ、研究すべき課題であるというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7番（若山和幸） 私としては、早急に研究していただいて、計画の練り直しをしていただきたいなと思うのですけれども、今、町長が言われましたけれど、今年の春先の開墾時期の様子ですけれども、町有林付近が食害を多く受けると、そういう現状があります。休憩所であろうというのは、まあそうであろうと思えますけれども、やっぱり被害を受けるのもその町有林の付近が多いというのは現実でありますので、先ほど言ったように町有林ばかりがということではありませぬけれども、山から山へ行く途中の町有林が中継点と、そこでちょっと食事をさせていただくと、そういうことが近年ふえてきているのですね。

農家もいろいろな資材を使って、鹿の嫌いなにおいがあるだとか、オオカミの尿が効くだとか、いろいろしていますし、対策はしていますけれども、なかなか効果もありませんし、一時的なものでしかありませんので、毎年鹿の被害の調査はしていただいていますけれども、なかなか金額だとか、面積だとかにあらわしづらい被害が、その時期その時期で大変増えております。確かに、年に1度、新聞報道等、議会でも被害の状況等の報告がありますけれども、実際はもっともっと増えてきているというのが私どもの地域の現状です。

そんなことから、町有林のことだけではないですけれども、いろいろな場面で鳥獣被害ということ

の検討をしていただきたいなと思います。

それから、町長の先ほどの答弁の中に、最後のほうですけれども、「管理経営上存置の必要のあるもの」というお言葉があったのですが、具体的にちょっと説明をいただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これはかなり古い条例上の言葉を引用させていただいたわけなのですが、少なくとも今ある防風林とか町有林については、全てが必要であるという、そういう立場というか、前提にしておりますので、管理経営上とか、それは経営管理という部分もありますので、町有林はもともとが国においても国有林野などは特別会計でやったように、森林経営という概念がそこにありますことから、管理経営というのは経営上、必要な山とか、木であるよということなので、今、町有林で植栽をしている、あるいは管理をしているところについては、現状認識としては不必要なものはないと、そういうことであります。

○議長（芳滝 仁） 若山議員。

○7番（若山和幸） よく理解させていただきました。

最後に、お願いでありますけれども、先ほど、計画的に管理、更新をしているというお話でしたけれども、お忙しいことだと思いますけれども、まめに町有林、特に農地に隣接した町有林の見回りですか、それを強化していただいて、4年たっていないけれども、雑木が増えたから、もう少しきれいにしてしまおうとか、枝の下打ちを言われる前にやりましようとかというような、もっとこまめな管理をしていただきたいと申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 以上で、若山和幸議員の質問を終わります。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○9番（岡本眞利子） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1、学校現場の多忙化について。

最近、教員の過酷な勤務実態が全国的に取り上げられるようになりました。文部科学省が4月28日に公表した公立小中学校教員の勤務実態調査(2016年度速報値)で、1カ月の時間外勤務が月80時間を超える教諭が34%、中学校では58%もいる過酷な勤務実態が明らかになりました。

今回の文科省の実態調査では、前回の調査(2006年度)に比べ、教諭や校長ら全職種で勤務時間が増加しています。

月80時間超えの時間外労働は、過労死リスクが高まる一つの目安とされ、教員の長時間労働の実態が改めて浮き彫りになりました。

そこで、以下の点についてお伺いします。

- ①本町の学校現場の実態を把握し、どのような認識を持っているのか。
- ②現状課題についての対策は。
- ③土日の部活動指導の改善案、勤務内容の具体的な改革点について。
- ④持ち帰り残業の負担軽減策は。
- ⑤教職員の勤務時間管理体制、過労死等防止対策の推進状況。

2番、ICTを活用したまちづくり。

ICTとは、情報通信技術をあらわす言葉です。

現在、まちづくりの新しい流れとして、こうした「ICTを活用したまちづくり」が地域の課題、問題を積極的に解決し、さらには地域振興、観光振興までつなげていこうとの意欲的な取り組みが全国的に広まっています。

我が町もスマホを使った住民参加型のまちづくりの推進を図るべきと考えます。

専用のアプリを利用し、住民がいつでも、どこでも道路などの状況を写真を添えて担当課に伝えることができれば、行政側も目の届きづらい問題箇所を迅速に把握し、きめ細かい対応が可能になります。また、各種の要望やQ&Aに細かに答えることのできるシステムなどの構築が必要と考えるが、町

の见解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目につきまして、ご答弁させていただきます。

初めに、「学校現場の多忙化について」であります。

教員の多忙化につきましては、全国的な課題として文部科学省を初め、北海道教育委員会においても、「教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた重点取組」として位置づけ、取り組みを進めているところであります。

教員の多忙化の原因・背景には、教員が学習指導や生徒指導のほか、校務分掌事務などを担当し、一人で複数の職務や役割を担う教員の勤務の特殊性、山積するさまざまな教育課題や保護者等からの要望への対応など、教員に求められる役割の拡大があるものと考えております。

教員の業務負担の軽減は喫緊の課題であり、国の教育再生実行会議においては、こうした問題認識や現状認識のもと、平成28年10月以降、教員の業務負担を軽減し、今後も学校が持続的に発展できるよう検討を行い、本年6月1日に教員の働き方や業務のあり方などについての提言があり、文部科学省におきましては、中央教育審議会に働き方改革について諮問し、抜本的な負担軽減策を検討する予定とお聞きしており、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

ご質問の1点目、「学校現場の実態を把握し、どのような認識を持っているのか」についてであります。

文部科学省が本年4月に公表した、平成28年度教員勤務実態調査の速報値につきましては、全国の小中学校の中からそれぞれ400校を抽出し、その学校に勤務する教員を対象に調査が行われ、本町からは中学校1校が抽出調査の対象となったところであります。

本町の結果といたしましても、1カ月の時間外勤務が月80時間を超える教諭の割合は52%で、全国の教員勤務実態調査の速報値を6%下回ってはいるものの、本町における学校現場の勤務実態といたしましても、教材研究など授業の準備や通信の作成、学級運営にかかわる業務のほか、部活動の指導に当たる時間が増加している状況となっております。

教育委員会といたしましては、長時間に及ぶ時間外勤務が教員の心身の健康などに影響を与えるおそれがあることや、子供と向き合う時間の確保のためにも、教員の時間外勤務等の縮減に向けて取り組まなければならない重要な課題であると認識しているところであります。

ご質問の2点目、「現状課題についての対策は」についてであります。

本年5月の北海道教育委員会からの「教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた重点取組」の通知を受け、教育委員会といたしましては、これまで以上に教員の健康管理に留意するよう、各学校に通知し指導しているところであります。

通知の内容につきましては、1点目として、部活動の週1日程度の休養日の設定などについて、本年2月に北海道教育委員会から通知された「部活動指導の見直しに係る申し合わせ」の徹底、2点目として、変形労働時間制や週休日の振りかえ等、改正した制度の周知と有効活用、3点目として、管理職による業務管理・業務改善の取り組みの充実、4点目として、「定時退勤日」や「時間外勤務等縮減強調週間」の推進についての4点であります。

また、教職員の負担軽減等を図るため、町独自で学校事務補助員などを配置するとともに、各種制度を活用した加配教員の配置に努めているところであります。

さらに、時間外勤務等の縮減に向けては、適切な人員配置が必要でありますことから、小中学校における教職員定数の改善につきましても、北海道町村教育委員会連合会等を通じて、文教施策に対する要望書として、引き続き国へ要請してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「土日の部活動指導の改善案、勤務内容の具体的な改革点について」であります。

部活動の指導につきましては、北海道教育委員会から、本年2月7日付で、「部活動指導の見直しに係る申し合わせについて」とした通知があったところであり、教育委員会といたしましては、この通知を受け、土日を含めた望ましい部活動のあり方として、各学校に通知し指導しているところであります。

通知の内容につきましては、1点目として、週1日程度は休養日を設けること、2点目として、授業日においては、生徒の下校や教員の退勤が遅くならないよう、放課後の二、三時間程度で活動が終わるようにすること、3点目として、休日においては、早朝から終日にわたる活動を極力避け、半日程度でも効果的な活動ができるようにすること、4点目として、特定の教員に負担が偏らないよう、可能な限り複数顧問の配置を検討することについての4点であります。

また、本年度から、学校教育法施行規則の改正により、中学・高校における教員以外の外部指導者が、「部活動指導員」として単独で引率や指導ができるよう制度化されたところであり、教員の負担軽減を図りつつ部活動の指導を充実していくためには、地域の社会教育団体や総合型地域スポーツクラブ等との連携が必要と考えておりますことから、部活動指導員の活用に向けた研究を進めてまいります。

なお、本年度末を目途に、スポーツ庁が部活動の適切な練習時間や休養日の設定の考え方をまとめたガイドラインを策定する方針であり、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「持ち帰り残業の負担軽減策は」についてであります。

学校における教員の業務は、授業や生徒指導のほか、校務分掌事務を担当するなど、学校にかかわるさまざまな業務を行うとともに、部活動など教育課程外の教育活動を担うなど、勤務時間内での業務処理が難しくなっているものと認識をいたしておりますが、教員の業務は児童生徒の個人情報にかかわる業務も多く、全国的にも持ち出しによる事故等の報告もされており、情報の持ち出しはあってはならないものと考えております。

しかしながら、今回の調査におきまして、授業の準備に係る資料作成など、個人情報を含まない持ち帰り業務が行われていることも判明したところであります。

こうしたことから、教育委員会といたしましては、先ほど申し上げました「教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた重点取組」や「部活動指導の見直しに係る申し合わせについて」の通知をもとに、各学校における持ち帰り業務の解消を含めた時間外勤務等の縮減に向け、部活動指導員の活用やICTの活用による学校業務の効率化などの研究を進め、勤務時間の適正な管理について、引き続き十勝管内の他の自治体とも一体となり、取り組んでまいりたいと考えているところであります。

ご質問の5点目、「教職員の勤務時間管理体制、過労死等防止対策の推進状況について」であります。

教職員の長時間労働を是正し、勤務時間の管理の適正化を推進するためには、教員の業務従事時間や業務内容の把握を的確に行うことが大切でありますことから、各学校の管理職が日ごろから勤務状況や校務の進捗状況の把握に努め、教員の負担軽減を図るため、校務分掌の見直しを行い、業務処理体制の改善を図り、定時退勤日や時間外勤務等縮減強調週間の実施など、引き続き、教員の時間外勤務等の縮減に向けた一層の取り組みを進めるよう、指導してまいりたいと考えております。

また、教職員が心身ともに健康を維持し、教育活動に専念できる労働環境を確保するためには、教職員のメンタルヘルス対策を推進する必要がありますことから、本年度からストレスチェック制度を導入したところであります。

教育委員会といたしましては、労働安全衛生法に基づく、ストレスチェック制度の対象となる従業員50人以上の小中学校は1校であります。学校現場での教職員の健康の保持を考慮し、町内全ての小中学校においてストレスチェックを実施し、教職員の健康管理にも努めてまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

「ICT」を活用したまちづくり」についてであります。

国では、平成12年11月に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、いわゆるIT基本法を制定し、インフラ整備に力点を置いた施策を進め、その後、平成17年からは「いつでも・どこでも・何でも・誰でも」簡単にネットワークが利用できる社会の実現に向け、世代や地域を越えたコンピューターの利活用を図るとともに、人と人、人と物を結ぶ「コミュニケーション」をキーワードに含めたICT政策を進めております。

また、近年、ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、住んでいる地域に対するさまざまな地域課題、要望等が行政に寄せられており、それらに対する迅速かつきめ細かな対応が求められているところであります。

このような背景から、行政における広報広聴機能の充実に期待が高まっており、そのツールの一つとして、ICTの活用は有効であると認識いたしております。

ご質問の「スマホの専用アプリで住民がいつでも道路などの状況を担当課に伝えること、各種要望やQ&Aに細かに答えることのできるシステムなどの構築が必要と考えるが、町の見解は」についてであります。

総務省が調査した平成28年通信利用動向調査によりますと、28年における携帯電話やスマートフォンなど、モバイル端末の保有世帯は全国で94.7%、このうちスマートフォンは71.8%で、個人保有率も56.8%と急速に普及している状況にあります。

こうした中、一部都市圏においては、スマートフォンの専用アプリケーションを活用して、公園や道路のふぐあい等を住民が写真レポートを行い、課題を共有しながら行政が解決する、あるいは住民自らが行動し解決するといった、ICTを活用した協働のまちづくりを進めている先進事例もあると聞きしております。

また、Q&Aに対する取り組みにつきましても、昨年9月、神奈川県川崎市と静岡県掛川市が民間企業と共同で全国初となる住民対話型人工知能（AI）を活用したスマートフォンでの問い合わせ対応サービスの実証試験に取り組んでおり、今後、ICTを活用したシステムの開発がさらに進んでいくものと考えております。

本町では、これまでも道路や公園など公共施設の維持管理につきましては、担当課において定期的に点検を実施しているほか、日ごろから公区や各種団体からの要望等をお聞きするとともに、町民の皆さんから電話やメールで連絡をいただき、その都度、修繕等の対応を行っております。

また、広く町民の皆さんからのご意見・ご要望をお聞きする方法といたしましては、役場や支所、出張所に「私の意見を送ります」として意見投函箱を設置しているほか、町ホームページの「掲示板」による意見等の申し出ができる仕組みとしているところであり、それらの回答につきましてもホームページや広報紙において公表するなど、情報の共有化に努めているところであります。

ICTが進展する中で、行政と町民との間に、これまで以上に情報の双方向性が求められていることから、スマートフォン等情報端末の活用は有効な手法であると認識いたしておりますが、システム構築や保守に多額の費用を要するなどの課題も多いことから、現段階では導入は難しいものと考えております。

しかしながら、ICTを活用した技術は急速に進歩し、さまざまなシステム開発もなされるものと考えられますことから、今後、これらの動向に注視しながら、先進事例等の調査・研究を進めてまいります。

いずれにいたしましても、私は町民の皆さんとの対話によるまちづくりを基軸とした行政運営を推進しており、これからも町民の皆さんからのご意見・ご要望等に対して、迅速かつきめ細かな対応に努めてまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番(岡本眞利子) では、再質問させていただきます。

まず、1点目の学校現場の多忙化についてであります。学校現場を取り巻く環境が複雑化、多様化し、学校に求められている役割が拡大する中、教員の長時間勤務の改善が課題となっております。学習指導要領の改定の動向を踏まえた授業改善に取り組む時間や、教員が子供と向き合う時間を確保し、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できる環境を整えていく必要があるということから、今回、質問をさせていただきます。

国では、教員勤務実態調査が行われましたが、今ご答弁にもありましたように、我が町ではそのように要因を分析しているということですが、この多忙化の要因については、さまざまなことがあるかと思えます。学校に求められているニーズが多様化してきていることや、学習指導要領の実施に伴い、学習内容の充実と授業時間の増加なども懸念される場所ではないでしょうか。

現場の教員多忙軽減を図るために、ノー残業デー、ノー部活デー、休養日ですね、それを設定しているようですが、各学校実施状況についてお伺いいたします。

○議長(芳滝 仁) 学校教育課長。

○学校教育課長(高橋修二) それでは、ただいまのご質問の関係でございますけれども、ノー残業デー、定時退勤日の設定についてでありますけれども、これにつきましては各学校とも、全ての学校において、毎週の、例えば第2、第4金曜日であったり、職員会議や研修日の後、それと中学校でいきますと、部活動の休養日、こういうときに定時退勤日の設定をして、全学校実施をしているところであります。

また、中学校における部活動の状況といたしましては、各学校とも週に1回は休養日ということで設定をしているところでございます。

○議長(芳滝 仁) 岡本議員。

○9番(岡本眞利子) 部活の休養日、これは後ほどお聞きいたしますが、まずノー残業デーですが、実施はされているということなのですか、現状はどうなのでしょう。通達を出したのだけでも、現実にそれが実行されているのかをお聞きいたします。

○議長(芳滝 仁) 学校教育課長。

○学校教育課長(高橋修二) 各学校とも、これにつきましては実施をしているということで報告を受けているところです。

○議長(芳滝 仁) 岡本議員。

○9番(岡本眞利子) では、我が町の学校は必ずノー残業デーがあつて、そこにノー残業デーで残業をしないということが実施されているということでございますが、その点に対しましては、しっかりと指導徹底されているのだなということで安心したところであります。

しかしながら、この残業を皆さんがいるところではしていないのだけれども、結局、仕事が残ってしまうというようなことはないのでしょうか。そこは全員が先生が帰って、全部電気が消えて、学校には誰も残っていないというところを確認というところまで、きついところなのですが、そこまでは教育委員会としてご存じなのかをお伺いいたします。

○議長(芳滝 仁) 教育部長。

○教育部長(岡田直之) 各学校におきましては、管理職であります校長、教頭が、勤務状況につきましては確認をしているというところであります。

以上です。

○議長(芳滝 仁) 岡本議員。

○9番(岡本眞利子) では、校長が確認をきちっとしているということですね。では、その点に関しましては、はい、安心したところでございます。うちの町は通達だけではなくて、しっかりと実施をされているということであります。

次、2番目の質問なのですが、教員は教科指導、生徒指導、部活指導が一体的に行われている現状ですが、例えば、小学校では学級担任制で、担任授業数がとても多いわけでございます。

また、昼休みも給食時間、そして休憩時間も児童と一緒に活動し、児童の安全の配慮を行っております。中学校では教科担任制で、教科により担任授業が異なっておりますので、生徒指導や進路指導に関する業務のほうが多いということでございます。また、さらに指導の打ち合わせの時間、補修時間、また部活に関する時間、このようなことを考えますと、教員の従来の業務を不断に見直す必要があるのではないかと思います。

教育委員会がさまざまな授業の実施、また調査なども教員にとってはとても負担になっている点もあるのではないかと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 今、調査、報告ですとか、そういったこともありましたけれども、私たちが非常に国からの調査ですとか、道の調査、報告、そういったものが多いということで認識はしております。

それを全て学校に流すのではなく、私たちとしても、その中でなるべく必要のないものは学校におろさないと、そういったことはやっているとところでございます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） これはイギリスなのですけれども、学校指導改正により、改定の一環として、教員がしなくてよい業務というのを明確化しているそうです。本町といたしましても、具体的に教員がしなくてもいいというようなことを、教員の負担の軽減を図る部分もあるのではないかと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） ただいま、岡本議員がおっしゃっていた話でございます。

部活動の外部指導ということ、これも、今、議員がおっしゃったことの一つなのかなと思っております。

また、文部科学省のほうでは、今、専門性を持った外部の者に校務を担っていただけないかどうか研究しているということでございます。例えば、それは児童生徒の心の問題の相談とか、そういうようなこと、あるいは事務職はいるのですけれども、さらに専門的な事務職を配置できないかとか、それを外部に対して委託できないかとか、外部の人間にお願いできないかというようなことを、研究を始めたというふうに向っております。そういう制度の確立、それによって教員が子供たちと向き合える時間、それを確保すると。

教員の方々はやっぱり子供たちの成長の手助けをしたいとか、子供たちの成長を喜びに感じてこういう仕事についているので、そういう子供たちと向き合える時間をできるだけ確保してあげたいと、もちろんそれは我々も思っています。そういう意味で、文科省でも、今、研究を始めているということでございますので、それらは私たちが情報を得ながら、対応できるところについては対応していきたいなというふうには考えています。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 今、教育長のおっしゃったことは、私も本当に同感でございます。ぜひともいろいろなことをしてあげたいなというふうには思うと思うのですが、いろいろな予算もかかったり、いろいろなところで苦慮するところもあるかと思うのですが、できるだけ教員に負担がかからないように、また子供たちが本当に生き生きと学校に通える楽しい学校になるように、生徒を育てるという、一人の子供を育てる、子供の心を大きくするというような思いを込めて、学校の先生としてもしっかりと教員活動をしていただきたいという思いでございます。

では、3番目の質問なのですけれども、この土曜、日曜の部活指導の改善案ということで、部活においても同様に休養日は設定しているものの、その適正に実施がなされているのか、また、実施されていない学校はないのか、教育委員会として把握しているのかお聞きいたします。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 部活動にかかわる休養日、これにつきましては、週に1回は各中学校全てにおいて休養日を設けているという状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 部活動は生徒にとってスポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感をつくる重要な活動の一つだと思います。

しかしながら、適正、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、教員、生徒にさまざまな弊害を生むこととなります。中学校の運動部では、週当たり2日以上、高等学校の運動部では週当たり1日と文科省では規定をしているそうですが、我が町では最低は1日はとるようというところでございますが、この1日で教員も、そして子供たちも疲れがとれているのかお聞きいたします。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 1日の休みで疲れがとれているのかということでありませけれども、なかなかその辺は具体的には難しいと思います。

しかしながら、中学校の部活においては、時間が長いという意見もありますし、もっともっと練習したいという、さまざまな意見がありまして、教育委員会といたしましては、週1日は最低休養日をつくると、そして平日においても時間を決めていまして。そして、土日についても半日を上回らないようというところで指導をしているというところであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 昨日の一般紙でも部活のことは話題になっておりまして、うちの町ではないのですけれども、部活動の本来の意義ということで、ここのところはとても難しいところだと思います。教員の考えているところと、また生徒が考えているところ、親御さんが考えているところと、それが三つが一致するといいいのですけれども、なかなか考えが一つにはなるものではないかと思うので、大変なところだと思うのですが、やはり親の負担もとても大きいという声は出ておりました。また、子供たちにも学習に障害が出てくるのではないかというようなことも、声が出ていたのですけれども、そのようなこともありまして、やはりしっかりと徹底するところは教育委員会が先頭となって徹底していただきたいなど。やはり自分の学校の大会や何かでも優勝したいという子供たちの気持ちもありながら、そこは教育委員会がしっかりと歯どめをかけ、将来のことを考えながらしていただくということも、今後も続けていただきたいと思いますが、その点についていかがですか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 岡本議員がおっしゃるとおり、部活動につきましては、子供たちの自主性を養う、責任感を養う、連帯感を養うと、そういうようなことはまず第一の目的のかなというふうに思っております。結果は二の次ということのかなというふうに私は考えています。

ただ、さまざまな考え方の方、保護者、教員含めていらっしゃると思います。今、部長が言いましたとおり、幕別町で練習を休んでいると、どここの町の部活は休みなしで頑張っていると。うちが負けると、だからそうでしょうと、練習しなかったからでしょうというような保護者もいらっしゃいます。

ただ、そこはやはり先ほども言いました、第一義、第一の目的、それを考えて、私どもは指導していく考えでございますけれども、さらに先ほど言いました部活動の見直しの申し合わせというのは、これが中学校校長会ですとか、中体連、高体連、さらに道内の町村の教育委員会連合会、これらの代表の方々が集まって、こういう形にしましょうと、週1回は休みましょうなどという取り決めというか、申し合わせをしたものでございますので、私たちといたしましては、ほかの町村とも連携をとり合って、きちんとこれを守っていきましょうという話を進めていきたいなと思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） やはりこういうことは、どこかがしっかりとリーダーシップをとっていかねばならないかと思っておりますので、我が町の教育委員会が親御さんにも細やかな説明をしっかりと

いただきながら、この点についてはしていただきたいと思います。

また、教員と生徒と保護者、この関係というのがなかなか難しいところだと思いますが、現在の部活動のあり方につきまして、部活動のあり方指導ガイドラインということも、やはり町として自治体レベルで策定していくべきではないかなと思いますが、教育長はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 先ほど答弁いたしましたけれども、もちろんガイドラインを策定して、そしてみんなで守っていくということ、子供たちの健康、教員の健康のためにも必要なことだと思います。先ほど答弁させていただきましたとおり、本年度、スポーツ庁がこのガイドラインを策定するという方針でありますので、まずそこを出た段階で、我々も研究して考えていきたいなと思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） では、そのところはしっかりとお願いをしたいと思います。

次に、部活指導員の配置なのですけれども、部活指導員の部活を支えている環境整備について、今後どのような考えをお持ちなのかをお聞きいたします。

といいますのも、部活で教員が専門外の種目の顧問をしている実態があると伺います。この点について、子供たちも大変、得意ではない分野を先生が教えているということも大変かと思うのですが、教員にしても、これはとても負担があり、過酷ではないかなと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 教員の部活の顧問でありますけれども、実際に経験したことのないスポーツですとか、文化系活動の顧問をしていただいている教員もいらっしゃいます。ある中学校では98%ぐらいのほとんどの方に顧問をしていただいているというところもありますし、また、実際に部活の数もさまざまありますので、全てにおいて経験のあるという教諭を配置するのは、なかなか難しいというふうには考えておりますけれども、一つの部活に対しまして、なるべく複数の顧問を配置するようということで、負担軽減を図るような取り組みも行っているところであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 今、部長がおっしゃったように、学校によりまして、本当に学校の規模によって、先生の数も違いますので、得意な分野、そうではない分野があり、いろいろ指導する面では大変なところもあるのではないかな、そこを外部からボランティアでご指導をしてくれるような、そういう手だてはないのかをちょっとお聞きいたします。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） これも先ほど答弁の中で申し上げましたけれども、地域の社会教育団体、あるいは総合型地域スポーツクラブ、こういうようなところの専門的な知識、技能を持った方、これにお手伝いいただいて、学校のほうに入っていただいて、部活動の指導の一部担っていただくということではできないかということ、今、研究しているところでございます。

ただ、その際、やはり人というのが一番大事になりますので、幕別町内あるいは十勝管内にそういう適任者が、学校が求める方と人数的なものだとか、そういうものがいらっしゃるかどうかということ、もう一つは、問題点といたしましては、部活動の意義というものを先ほど申し上げましたけれども、子供たちの自主性、連帯感を養うという、そういうようなことが大事なのですけれども、余りに技術的なもの、勝負にこだわったり、そんなところになるとちょっと心配なのかなということがあります。実際に、首都圏などではそういう事例があると伺っています。本来の部活動の意義から外れて勝ち負けにこだわって、余りに練習し過ぎるといった逆の効果も出ているということがあります。そういうようなものも含めて、我々は研究していきたいなと思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） ぜひとも、しっかりと研究していただきたいなと思っております。

教員の負担を図りつつ、部活動の指導を充実していくため、地域のスポーツ指導者のみならず、引退したトップアスリート、退職教員、運動に所属している大学生など、地域で幅広い協力が得られるよう、環境整備を進めていただきたいと思います。

次、4番目の質問なのですが、持ち帰り残業ということで、前段の質問ともちょっとリンクしてしまうのですが、現在、学校では、学習指導要領に基づいて授業を進めておりますが、それによって教員の仕事量も増加しています。このような現状から見ますと、教員が学校で本来行っているテストの採点、授業準備などは家に持ち帰らなくてはならないということになります。家に持ち帰っている業務も、業務の一環と捉えてよろしいのでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 確かに、家に持ち帰って業務をするということは、我々、例えば役場の職員でも異常なことだと思います。本来はあってはならないものだと思います。

ただ、この実態調査の結果の中でも、私どもの抽出された学校の中でも、そういう実態があるということが判明しました。そういった意味で、できるだけ事務的なものも、例えば教員がやらなければならない学校での事務、そういうようなものをコンピューター化した校務支援システムというものが今現在あります。そういうものを導入して、ほかの面で軽減させると。部活動のところでも専門員を導入して、そういう面を軽減させて持ち帰り残業をしなくてもいいような体制、こういうものを目指して考えていきたいなと思っています。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 先ほど、前段に時間外が月 80 時間以上、我が町では 52%ございましたが、これは家に持ち帰って業務を行っている方の分は入っていないということですね。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） この時間外の分につきましては、持ち帰りの業務についても含まれている状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） では、含んで 52%と、半分ぐらいがいるということですね。

教員にはタイムカードも IC カードもないわけですが、正規の勤務時間以外の時間外の把握は、どのようにされているのかお伺いたします。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 教員の場合、時間外勤務手当というものがそもそもございません。教職員で調整額というような中で 4%、これが教員の時間外というのでも量的に把握しづらいものなので、こういう制度になっていると、時間外相当ということで 4%分出ているということになっております。そのため、タイムカードだとか、そういうもので時間管理というものはしておりません。

ただ、先ほど部長も言いましたけれども、残業の状況、そういうものについては各学校の管理職が把握しているという状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） では、自ら記録簿に、時間とか残業の内容等を書いているというようなことはないのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 具体的に、自分の手帳にこの教諭は何時という細かなことではないと思いますが、時間外の管理をする上で、厳密に管理すると校長も教頭も一番最後の教諭が帰るまで帰れないと、管理職の勤務時間の超過にもつながりますので、今、教育委員会といたしましては、例えばパソコンのログとりという方法もあるのですが、パソコンを立ち上げている時間、シャットダウンした時間によって管理するですとか、タイムカードによらない方法についても、どういった方法があるのか、今、研究を進めているところであります。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） では、うちの町では、まだされていないということで、研究されているということですね。今、部長がおっしゃったのは研究しているということで、今後そのようなことも取り入れていきたいということで、まだ研究をされているということであると思いますので、早急に、やはりこれ自己申告で、どれだけ教員が残業しているかということも定かではないかと思うので、しっかりとそういうところも研究をして、早急に進めていただきたいと思います。

労働時間を把握するのは管理者の責任ではないかと思しますので、そういうところもよく言いますブラック企業ということもありますので、そういうところもしっかりとしていただきたいなということをお願いしたいと思います。

最後の5番目の質問なのですけれども、過労死ですね、教員の健康管理と円滑な学校運営を図るために、教育委員会がしっかり指導していくことが重要であり、健康を守ることになるのではないかと思います。

厚労省は、過酷な労働により、働き過ぎて過労死に至る過労死ラインを定めております。その基準は、1カ月の残業時間が80時間を超える状態、1カ月の残業時間が45時間以上は過労死のリスクが高まる過労死警戒ラインとなっておりますが、そこで本町の教員の中で過労死警戒ラインに達している教員はいるのか、お聞きいたします。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 初めに答弁させていただきましたけれども、1時間の時間外勤務が月80時間を超える教諭が五十何%というお話、これはたまたま今回の抽出調査した中での割合なのですけれども、いろいろ聞いていく中では、ほぼそれぐらいの割合、町内的には約半分ぐらいの先生たちはそういうような状況なのかなというふうに感じています。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 過労死警戒ラインに達している教員も多々いるのではないかと思います、そういう教員の方に対しまして、学校長、また教育委員会といたしましても、しっかりと健康診断を受けていただいているのか、その結果などもしっかりと受けとめているのかをお聞きいたします。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 教職員の健康診断につきましては、全ての教職員が毎年健康診断を受けておりますけれども、その内容については、職員共済組合のドックであったり、町が行う健康診断であったり、各種健康診断の中で全ての職員に受けていただいて、その結果を踏まえて、保健指導等を行っているというような状況になっています。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） ただいまの答弁でよくわかりましたが、多くの教員が過重労働に陥っている現状であります。

国でも、働き方改革は学校でも急務であるということで、プロジェクトチームも設置され、動き出しております。子供たちのために教員が生き生きと教員活動に取り組めるよう、自治体レベルで教員の負担を少しでも軽減できるよう、教育委員会で力を尽くしていただきたいということを申し上げたいと思います。

それで、次の質問に移りますが、ICTを活用したまちづくりということで質問に移らせていただきます。

少子高齢化が進む中、我が町でもさまざまな問題が存在しているかと思います。このような問題を行政だけで全てを対応することは無理が生じるのではないかと思います。本町においては、従来から協働のまちづくりに取り組んでおりますが、昨今、情報化が進み、効果的な情報提供が得られる手法を構築すべきと考えます。どこの町でも同じですが、道路や、また除雪の問題は住民からの相談が一番多いものと思われまます。そこで今回、このようなアプリの開設があると、行政だけではなく住民とともにまちづくりに役立てることが可能ではないかなということで質問させていただきました。

答弁では掲示板があったり、また、ホームページで伝えることができるということでございますが、

そうしますと、正確に伝えるということが厳しいのではないかと思います。例えば、役場のほうにこの道路が陥没していますよというときに、直接、土木課に電話をしましても、それを上手に伝えるということも厳しいかと思います。また、それを人伝いに、土木課長に、また部長にというふうに伝わるのには正確ではないのかなというところもありまして、今回、私はこのような質問をさせていただいたのですけれども、愛知県では、今回の質問で土木に関して書かせていただきましたが、土木だけではなく、うちの町としてもこのアプリを使いまして、例えばこども課でしたら子供の相談をしたり、また、予防注射のお知らせをお母さんにスマホですりというようにすることも考えられます。

したがって、このようなアプリをうちの町でも開設することも視野に入れていただきたいということを質問させていただいたのですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 当然、アプリを使うということになれば、それなりの開発経費などもかかってくるわけでありまして、やはり他の市町村でも先進事例としてはあるのではあるのしょうけれども、そこそこの事情が違いますし、もちろんその人口規模も違ったりもするし、人口密度も関係してくるでしょうし、それはそれなりの必要性があるのだらうと、そういう中から実証試験をやるとか、実用化に入っているのだというふうに思います。

私も聞いたところでは、千葉市などはかなり先進的な取り組みをしているようでもありますけれども、千葉市でやっているから、我が町も同じような効果が得られるかといえば、全くそれは違うのであって、千葉市などは市道だけで3,200キロあるというのですね。我が町は800キロしかないわけでありまして、歩道は560キロある。我が町は68キロと、全然規模が違うので、やはり手が回り切らないということが千葉市あたり、政令指定都市ですのであるのだと思います。そういう中で、連絡をいただければ対応しますよという、情報伝達の道具の一つとして活用しているのだというふうに思います。

我が町に置きかえますと、電話があるあるいはFAXがある、いろいろな問い合わせ、要望があった場合に、まず現場に行くということが基本なのですね。現場に行かずして、例えば業者にあそこを直してくれということはないわけでありまして、やはりそこは問い合わせがあれば、現場確認をした上で対応をさせていただくことを基本としていますので、やはりどういう便利な機能があったとしても、恐らくどこの町でも、現場に行かずして対応をすることはありませんので、私はそれほど省力化になっているかというふうには思えませんし、何といても対話が基本であります。機械だと相手の感情も顔も見えないわけでありまして、実際にそこに行って、お話をしっかり聞いた上で対応するというのが、私はまちづくりの基本であるというふうに思っております。

ただ、全く否定するものではありません。省力化できるものは、そこはそういったアプリを活用するなり、取り入れてまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 町長のおっしゃることはすぐわかります。もちろん現場第一主義の私でありますけれども、とにかく現場を見るということが第一でありますけれども、まず現場を見ていただくのに、ではこれが土曜、日曜だったら役場に通じないわけです。土曜、日曜だったら電話をしようかなというときには、電話は通じないわけです。したがって、役場がいつでも、夜中であれば役場には警備の人しかいませんので、そういう点もありますので、スマホで写真を撮って、穴があいています、崖が崩れていますというようなところをしっかりと写して、それが役場の土木課のほうに通じるということ。そうすると、土木課のほうでもしっかりとそれを見て、現場にすぐ対処方法があるのではないのかと思います。

また、住民もどこに電話をしていいのか、どこに言ったらいいのか、また、上手に伝えるということができないのではないかと思いますので、やはりそういうようなことも、しっかり視野に入れていただきたいということを訴えさせていただいたのですけれども、今すぐこれを導入してくれと言うわけではありませんので、このような手法もあるということで、住民が自分たちの町は自分たちで守るのだ、自分たちの町は自分たちでまちづくりをするのだという観点から、質問をさせていただいたので

すけれども、先進事例もぜひとも参考にさせていただきまして、画期的な手法を研究していただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、14時35分まで休憩いたします。

14:20 休憩

14:35 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、板垣良輔議員の発言を許します。

板垣良輔議員。

○1番（板垣良輔） 通告に従いまして、質問を行います。

町民の願いに寄り添ったプール設置を。

今年3月、予算審査特別委員会で札内東、札内南、札内北の3カ所のプールを廃止して、新たに通年利用可能な温水プールを設置することを検討しているとの答弁がありました。

プールは、体力増進や住民の憩いの場の提供ということから、住民サービス向上に大変有用であり、通年利用の温水プールを求める住民の声が上がっていたところでもありました。小学校近隣に設置されている札内の3カ所のプールは、すべからく老朽化が進んでおり、何らかの対策を講じる必要に迫られております。

しかし、廃止を伴うプールの集約化は、一番の受益者である児童の生活圏に対応できません。プールが学校の近くにあり、児童が授業や放課後に容易に利用することができる体制を維持するべきではないでしょうか。町民の強い要望である通年温水プールの設置の検討は進めていくべきと思います。

しかしながら、まだ利用可能なプールもあわせて廃止し、集約化を図ることは十分慎重に検討するべきだと考えますが、お考えを伺います。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 板垣議員のご質問にお答えいたします。

「町民の願いに寄り添ったプール設置を」についてであります。

町民プールは、町民の健康増進や体力の向上等に大きな役割を果たす施設であるとともに、学校教育における体育授業にも活用されており、多くの町民の皆さんに親しまれております。

町内には、現在6カ所の町民プールを設置しておりますが、このうち札内地区においては、札内東町民プールと札内南町民プール、札内北町民プールの3施設を整備しており、札内東町民プールは、昭和42年の建設で、建設後49年が経過しているところであります。

札内地区のプール整備計画につきましては、札内東町民プールを単独で建てかえる計画でありましたが、他の2カ所のプールも建設後30年近く経過しており、近い将来に改修や建てかえを検討しなければならない時期となりますことから、建設費や維持管理費等を考慮し、3カ所の町民プールを統合して新たに通年で開設できる温水プールを整備することにつきましても、あわせて検討いたしております。

本年1月に開催されました、幕別町総合教育会議におきましては、札内地区のプールのあり方について、教育委員会の考え方を原案として示し、議論したところであり、本年3月の町議会定例会の予算審査特別委員会におきましても、当該原案に沿って説明させていただいたところであります。

ご質問の、「プールが学校の近くにあり、児童が授業や放課後に容易に利用することができる体制を維持するべきでは。利用可能なプールを廃止し、集約化を図ることは十分慎重に検討するべき」についてであります。

初めに、「プールが学校の近くにあり、児童が授業や放課後に容易に利用することができる体制を

維持するべきでは」についてであります。

札内地区の3カ所のプールを統合した場合には、複数の小学校が1カ所のプールで授業を行うこととなるため、授業時数の確保と割り振りに支障がないか、また、遠方の学校が授業で利用する際や長期休業期間における児童の移動手段の確保など、整理しなければならない課題があると考えております。

授業時数の確保につきましては、通年開設のプールを設置した場合には、開設期間が拡大されますことから支障がないものと認識をしており、また遠方の学校の移動手段につきましても、授業の際はスクールバスでの送迎により授業に影響が出ないようにしなければならないものと考えております。

さらに、長期休業期間中におけるプールの利用につきましても、スクールバスの運行などについて検討しなければならないものと考えております。

次に、「利用可能なプールを廃止し、集約化を図ることは十分慎重に検討すべき」についてありますが、仮に、統合による新たなプールが完成した場合の既存施設の廃止時期につきましては、利用者の利便性や維持管理費等を考慮した上で検討してまいります。児童の利用など教育的な面を最優先に配慮しなければならないものと考えております。

このようなことから、学校や保護者、水泳関係者などのご意見を伺いながら、札内地区のプールのあり方について、さらに検討を進めるとともに、町長部局とも十分な協議を行い、事業計画を幕別町総合計画3カ年実施計画に位置づけ、事業の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、板垣議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 質問を行います。

町民が広く利用できる通年利用の温水プールは、町民の強い要望であります。実現に向けて速やかに施設の具体的な検討を行うべきだというふうに考えております。

しかし、学校のプールを廃止、集約、統合することは、子供の生活圏に対応できず、児童生徒の施設の利用の機会の損失につながるおそれがあることから、十分に慎重に検討される必要があると思います。

まず施設、新しく通年利用の温水プールを建設しようということですが、その通年温水プールの設置の実施計画といいたしでしょうか、スケジュール、基本実施設計、また工事だとか、それを何年ごろに行うのか、そういったスケジュールについて伺います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 私、先ほど答弁いたしましたとおり、現在のところ、まだ町で全体の計画、総合計画の3カ年実施計画に位置づけて、いつ計画して、いつ建設するかということは決定しておりません。

あくまでも、先般、予算委員会等において説明させていただいたのは、あくまでも教育委員会の考え方として、こういう方向に進みたいと。これは教育委員さんの意見もあって、ぜひともこういう形で実現したいのだということ、あくまでもそういうことをございまして、今現在、いつ計画を立てて、いつ建設するかということではまだ決まっておりません。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） なるほどわかりました。

先ほど、答弁の中にもありました幕別町総合教育会議、その教育委員会の中での話し合いだと思いますが、その話の中では、平成30年度基本実施設計で、31年度に工事を行い、32年度にオープン、供用開始というふうに言われておりましたが、正式な決定というか、正式なことではないということですね。

これまでの制度とか、あるいは公共施設に大きな変更を加える場合、関係ある住民に十分な説明を行わなくてはならないというふうに考えております。

三つの小学校近隣プールを仮に廃止するといった大きな変更を行うなら、十分にゆとりを持ったス

スケジュールでもって住民に説明をする、またゆとりを持って住民の意見を聞く、吸い上げるという、そういった機会を持つべきだと思いますが、それについて教育委員会の中での話し合いは何か持たれているのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） もちろんこの学校プールを建てた場合に、一番の受益者というか、それは子供たちがどれだけ利用できるかということをもまず第一に、優先的に考えなければならないのかなど。その次に、あわせて住民の利用もできるようにという考え方をしております。

そういう意味では、まずは学校、保護者の方々と、今後、仮に統合するとなれば、廃止するプールの校下の保護者も含めまして、皆さん方と意見交換しながら方向性を探っていきたいというふうには考えております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） まだ具体的なスケジュールというふうなところまで落とし込んでいないということですね、わかりました。

昨年の12月、前の前の議会の際に、青葉町保育所の民設民営化を行う際に、民生常任委員会で、住民に十分な説明を行うように配慮することを求めるといった、委員会の意見を附帯するということがありました。

新しく設置するプールは、どこに設置するのか、どの程度の規模なのか、コース数といいたいまいしょうか、集約化に伴って、今言いました子供の生活圏に対応できない、そういった課題をどのように解決するのかといったこと、住民の懸念事項を十分に説明していかないと、誰も学校のプールを廃止してもいいのかどうかということ判断できないというふうに思います。住民に対しての説明、意見の吸い出し、意見交流会というのを必ず、十分に持つように要望したいなというふうに思っているところです。

続きまして、使えるプールを廃止するべきではないというところを質問していきたいと思います。

白人小学校近くの札内東プールが建設されて、間もなく50年たちます。ほかの札内の地域2カ所のプールも30年程度たつということで、3カ所のプールを廃止して、新しく大きなプールを新設するという検討をされているとのことですが、児童の教育環境を最優先にはおっしゃっているものの、経済的な事情を優先しているように思う嫌いがあるところ、そのように感じているところでもあります。白人はまだしも、まだ十分に耐える施設を、しかも教育施設を廃止してしまうという必要が、果たしてあるのかなというふうに感じているところですが、大きくいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 十分に利用できる施設ということでございます。もちろん、今、利用はしております。

ただ、この施設、札内の南町民プール、北町民プール、こちらも仮に先ほど板垣議員もおっしゃっていましたが、総合教育会議の中で平成32年度に新たなプールをオープンするということになりまして、この両方ともプールが30年を経過することになります。一応プール本体の耐用年数30年ということになっております。

そういった意味で、必ずしも耐用年数が来たから、これは使えないというものではないのですが、現実の問題といたしまして、昨年、東町民プール、これはもう49年たっていますけれども、機械設備が壊れまして70万円ぐらいのお金がかかって修繕しています。しかもその間、1週間から10日ぐらい閉鎖しているという実態がございました。

また、本年度でございますけれども、幕別町民プール、こちらもう全然30年までたっていないのですが、こちらもうオープンに際しまして、機械設備に不備というか故障がありまして、こちらもう10日ぐらい閉鎖したという経過がございます。

これだんだん老朽化することによって、もちろん修繕にはお金がかかるのですが、閉鎖すること、利用者に影響や支障が出るということ、さらにこれが水泳授業を行っている期間だと授

業がストップしてしまって、授業を行えなくなる可能性がある、時数が足りなくなるという可能性がございます。温水プールみたい形だと開設期間が長くなるので、できなかった授業を後に振りかえるということはできるのですけれども、こうビニールで囲っているプールの場合、もう利用期間完全に決められちゃっているものですから、そういうような影響も出てくるということがございます。

そういうようなことも含めて、ちょっと先ほど申し上げましたとおり、学校ですとか、保護者の方々、そういう方々とどういう形がいいのかというのを探っていきたいなというふうには考えています。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 保護者の方々、学校関係者の皆さんとどのような形が適切なのかというのを探っていく、その点はおっしゃるとおりだと思いますが、その10日間程度、あるいは70万円程度の修繕がかかった、このいつときのその施設の機能の停止ということから、すなわちそのまますぐ廃止、統合というふうにならないのではないかと考えます。

音更町を調べてみました。音更町は通年の温水プールを既に持っております。で、別に統合しているわけではないのですね、小学校を。いろいろと調べると、13のプールを持っており、南小や北小は間もなく30年になりますが、その30年のプールよりもさらに古いといひましょか、プールは13のうち九つありました。

30年耐用年数というふうにおっしゃいましたが、どうにか小規模な修繕を行いながら耐用年数を延ばすような工夫を皆さんされております。また、そして統合することなしにですね。

同じようなことを聞くかもしれませんが、いつときの機能の停止から、すぐ廃止というふうにならないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） いつときの停止が、それに廃止につながるということではなくて、やはりそういうおそれが何回も何回も出てくるおそれがあるということ。

もう一つは、それによって、学校の授業が停止してストップしてしまうと、そういうことが一番我々にとってはちょっと心配していることなので、いずれにいたしましても、そういうことも含めまして、学校と保護者、相談しながら考えていきたいなというふうに思っています。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） そうですね。相談しながら進めていっていただきたいなというふうに思います。

また、今、教育長の答弁の中に、財政的なことといひましょか、維持管理費を考慮した上で検討していくというふうなことも言っておりました。

教育の施設ですので、余り経済的な、財政的なことよりも、教育効果のほうを重要視していくべきだというふうに思いますが、聞いていきたいと思ひます。

プールを廃止するに伴いまして、取り壊すことになると思ひます。取り壊し工事に大体幾らぐらいかかるでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） 正確な数字ではありませんが、おおむね1カ所2,000万円程度かかると想定しております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） では、それぞれのプールの、ばらつきがあると思ひますが、1年間の維持管理費用は幾らぐらいでしょうか。何といひましょか、平均的なやつで構いません。

○議長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） 当然、その年その年によって修理の内容ですとか、ばらつきがありますが、おおむね平常的な修理等の範囲であれば、札内の地区の三つのプールで、大体計上経費三つ合わせて800万円程度かなということ捉えております。

ただ、今申し上げましたように、年数がどんどん古くなってくると、修繕の内容がどんどん、何といひましょか、被害が大きくなってくると、当然この金額ではおさまらない形にどんどんなっていくの

であろうと想定はしております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 1カ所のプールの取り壊し工事、解体工事に2,000万円程度かかる。白人、札内東、南、北合わせまして掛ける3で6,000万円かかります。三つの学校のプールの維持管理費におおむね800万円程度かかるとなると、これ三つのプールを取り壊す費用は、三つのプールの維持管理費の7.5年分に相当します。

財政的なこと、維持管理費的なことを考えて統合したほうがいいのだというふうな話でもありましたが、急いで集約化するほうが、7.5年分ですから、むしろ財政を圧迫することにつながるのではないかとというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 取り壊しすると、いつときには2,000万円かかると、それこそいつときの金額ということになります。

そういうことだけではなくて、やはり今回の、昨年の東町民プールの故障の具合というか、修繕のぐあい、皆さん方、議員の方、見ていられないのかと思うのですけれども、非常に根本的にもう直さなければならぬような状況でした。それは、プールの底にある配管が破れて水が流れていくと、水がたまらないという状況です。その配管は潰してしまっていて、そして外側に配管してとりあえず応急的に動かしているという状況でございます。

そういうような、それを根本的に修繕するとなると、もう何千万円というお金がかかると。そんなような状況が、こう動かしていくと動かしていくほど危険性が出てくるというようなことが想定されます。

そういうようなことで、どうなのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 白人のその床が穴があいて水がたまらないといいましょうか、というような事件といいましょうかがあったというふうなやつ、これはもう札内東、白人のプールはもう限界かなというふうに僕自身も思っているところです。

北と南のほうのその使えるほう、まだ30年程度のほうの話をしていたつもりでありましたが、財政的なことを考えて、維持管理費的なことを考えて、急いでやることはないのではないかと、そういう内容でありました。

これから、まだ検討段階ということですので、ぜひともさらに進めて、シミュレーションしていただきたいなというふうに思っているところであります。

また、もう一つ懸念事項といたしまして、児童の生活圏に対応できませんので、交通の代替手段といいましょうか、今回で言いましたら、スクールバスを利用するというふうな話がありました。

調べてみますと、児童とプールの距離は、プールの児童の利用と大変密接な相関関係がありました。いわゆる統合型といいましょうか、拠点校方式といいましょうか、管内でいったら、帯広市がプールを拠点校方式、余り学校給食みたいに拠点校方式とか自校方式と言わないかもしれないですが、そういうふうにやっております。

帯広市は、光南小学校だったり啓西小学校、あと豊成小学校がその拠点校、プールを持っているところで、その近隣の合わせて六つの小学校がプールを共同利用しているというふうになっております。一生懸命調べて調べて、光南小学校区といいましょうか、その六つの小学校の生徒の数、それと学校の授業での利用の延べ人数を調べてみました。光南小学校区の児童数2,124人で、光南小学校のそのプールは1万4,537人の延べ利用者数ありました。これ単純なものではないと思いますが、単純に割り算しますと、1人当たりの利用、この1万4,000から2,000ぐらいを割り算しますと、6.8回というふうになりました。豊成小学校では6.4回というふうになりました。

ぜひこの札内も調べてみたいと思います。白人小学校、南小学校、北小学校の、現在、難しいのかな、児童数、それと直近の学校利用のプールの延べ人数がわかりましたら、教えてください。

○議長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） 平成 29 年度の児童数でございます。白人小学校が 212 人、札内南小学校が 577 人、札内北小学校が 217 人ということでございます。それとあと、札内地区のプールの小学生の利用人数につきましては、直近の数字でいきますと、小学生の利用はそれぞれ 3 校分合わせまして 1 万 2,093 人、そのうち授業で使われているのが 6,837 人ということでございます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1 番（板垣良輔） 済みません。ちょっと押さえ切れなかったので、白人はわかりました。北と南をもう一度お願いします。

○議長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） 児童数でよろしかったでしょうか。

（「はいそうです」の声あり）

白人が 212 人、南小が 577 人、北小が 217 人でございます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1 番（板垣良輔） 済みません、ちょっと手間取ってしまいました。

おおむね札内の 3 カ所のプールが、単純なものではないと思いますが、1 人当たりの 1 回のプールの利用が 12 回程度というふうになりました。

帯広市拠点校方式をやっていると 6. 何回、こっちの札内のほうでは 12 回とかというふうには、もう差が大きく出ているわけですね。拠点校方式にすると、やはりどうしてもプールとの距離があるので、その分児童のプールの利用がなかなか促進されないといいたいまいしょうか、こういうふうになってしまうのではないかなというふうに思います。

また、プールの利用、長期休業中、夏休みですね、そのときに夏季、夏休みの児童の利用も盛んに行われておりますが、そのときも仮に統合プールにした場合、スクールバスを利用するというふうに教育長の答弁の中にもありましたが、帯広市のほうを調べてみますと、6 校の小学校に 25 日間の休みのうち 4 日間しか走らないというのです。25 日のうち 6 校あったら、それを割り算したら大体 4 ぐらいになるのでしょうか。そういったところから、25 日間ある夏休みのうち、拠点校から離れてしまった児童は、バスを利用しては 4 日間しかプールを利用する機会が保障されていないというわけです。

そういった面から、プールの利用、そして児童とプールの距離、密接な相関関係にあると思います。プールは児童が容易に利用できる位置にあるほうが、確実に利用の促進につながるなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） ただいま、帯広市の例と比べてお話をいただいたところでございますけれども、まずもって、帯広市の子供たちの人数、児童数と幕別の児童数は全く違うということ。それと利用している学校が 6 校ですか、例えば豊成だったら 6 校だとか、6 校半とかいうふうに聞いています。

例えば大きい稲田小学校は二つのプールを使っているとか、三つのプールを使っているとかということをやっています。それと、うちの子供たちの数と比べた場合には、全く比較にならないのかなというふうにまず思っています。

それともう一点ですけれども、授業時数の確保と。これはもう私先ほど答弁申し上げましたとおり、仮にそういうことになっても、授業時数は、既にその点につきましては、各学校の授業時数の組み方、それをシミュレーションしまして、今の段階で仮に一つのプールとなったときに、授業を全てこなせるのかということと各学校と相談しながら、シミュレーション組み立てたところ、期間が延長されるので、これは問題ないと、クリアできるというふうに考えております。

もう一点は、やはり長期休業期間と放課後の子供たちの利用、それをどうやってクリアさせるかと、それが課題なのかなというふうに思っています。それは、先ほど言いましたように、スクールバスの利用、あるいは来年コミバスの路線変更とか、路線が新たにすることを検討しなければならないというふうに聞いていますので、その辺のところの例えば夏休みの利用、子供たちが利用しやすい

ような路線を組んでくれないかというようなことを、教育委員会としては、この後いろいろ相談というか、申し入れていきたいなというふうには考えています。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） そうですね、長期休業中、夏休みのときの利用について、今まで学校に行ったらすぐそばにあったプールが、遠くになってしまうわけですので、どのように利用を促進していくか、子供たちが割と足を延ばしやすような工夫、手だてについて、僕もいろんな方に話を聞いてみました。中には、そのコミバスを夏休み中だけ無料パスみたいな、そういったやつを行って、子供の利用を促進させる手だてにするべきなのではないかと、そういった意見もありました。

ですが、やはり児童の利用を最優先に配慮するのでしたら、やっぱり何はなくともスクールバスよりも学校近隣にあるべきですよ。やはりスクールバス、学校近隣にあるということ、容易に通うことができるという位置にあるべきだというふうに思っております。

白人小学校のプール、札内東プールの個別的な話になりますが、現在、昭和42年ということで、間もなく築50年になろうとしております。先ほども答弁ありましたとおり、至るところに劣化、摩耗、損傷など更新を余儀なくされているように思うところでもありますが、教育行政が何よりも優先させるべきなのは、将来を担う子供たちの教育環境、学習環境を整えることではないでしょうか。

将来の、今後の白人小学校区の児童数を勘案しながら、プールの規模を選び、整備して長寿命化を図って、通年の温水プールとは別に、児童のためのプール、現在の札内東プールと同位置に更新すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） もちろん子供たちの教育環境充実というのが最優先する課題だと私は申し上げました。

ただもう一つそこには、もう一つ別な視点で、教育委員会といたしましては、生涯学習という観点から一般住民の利用と、そういう面も配慮しなければならないのかなど。一般の町民の方々の健康増進とそういうことについてもやっぱり配慮していくためには、一定程度のグレードアップしたプールが必要なのかなど。そこで、今まであるプールを廃止するというようなことにつきましては、やはりこのあと子供たちの利用の形態を把握して、不便をかけないように、できればそれは統合プールにしたいというふうに考えております。

先ほど財政的なことと言っていましたけれども、これもやっぱり町全体の財政効果というか、投資効果と、そういうものも考えていかなければいけないのかなとも思っていますので、いずれにしましても、学校、保護者、一般町民の方々、水泳関係の方々とは相談しながら考えていきたいなと思っております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 済みません。おっしゃっていることのお話の中で、少々わからない言葉がありました。子供たちの利用の形態について研究して行って、今後どうするかを決めていくということ。あともう一つ、町全体の財政効果、投資効果について勘案していくというふうにおっしゃいました。具体的にどういうことなのかお願いします。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 例えば、放課後の利用が子供たちに、今何人利用されているかという、おおよその数は今つかまえていますけれども、そういうようなこと。子供たちの利用の形態というのはそういうことです。もっともっと細かく分析して、何人の子供たちがプールに放課後通ってきているか、あるいは夏休みにどれぐらいの子供たちが利用しているか、そういうようなこと、子供たちの利用の形態というのはそういう意味で、授業のほうはもう既にわかっていますので、そういうようなことをもう少しきちんと詳細な調査して詰めていくということ。

それともう一つ、先ほど解体費が2,000万円という話をしました、修繕費が幾らという話をしました。この後どれぐらい修繕費がかかるかわからない、解体費もいつきの費用ということではなくて、

やはり将来的に町の財政にどれだけ負担をかけるかというようなことも含めて、考えていかなければならない課題なのかなという意味でございます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） その用語・・・といいますか、お話しされている内容についてはわかりました。その子供たちの利用の形態については、いつ使っているのか、どの程度の児童数使っているのかということですね。

町全体の投資効果ということも、言っていることはわかりましたが、経済的な、財政的なことを優先するものでないと思うのですね。その程度はもちろんありますよ。ですが、まず何をもって子供たちの学習、教育環境についてなのではないかなというふうに思うところです。

お願いします。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 私、経済的なものを第一に考えるとは言っておりません。先ほど来から、子供たちの優先的な利用を考えていかなければならないというふうに言っていますので、その中でも一つの要素としては、財政的なものももちろん町全体のことを考えていかなければいけないということをお話しさせていただいたわけでございます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） わかりました。何はさておき、子供たちの利用を最優先にしていく、教育的な面を最優先に配慮していくということでした。

また、まだ全体的に決まっているわけではなく検討段階であるということでありました。

最初に申しましたが、関係している特に受益者である子供たち、そしてその保護者、学校関係者の意見の吸い出し、合意形成は欠かせないというふうに思います。ゆとりを持ったスケジュールで説明会、いわゆるアライバづくりだとか、あるいはガス抜きとかというふうにならないように、合意形成しっかりと図っていただきたいなというふうに思っております。

これで最後にしようと思いますが、何かありましたらぜひお願いします。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） ただいま議員のアドバイスをいただきましたので、学校関係者、保護者と十分協議しながら、お話を聞きながら進めてまいりたいと。

ただ何度も言いますが、これはあくまでも教育委員会としては、どうしたいのだという希望でございます。この後、まだ庁舎内で合意とかそういうこともございますので、そういう手続を踏まえてまた進めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 以上で、私の質問は終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、板垣良輔議員の質問を終わります。

この際、15時25分まで休憩いたします。

休憩 15：15

再開 15：25

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○15番（谷口和弥） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1、健康寿命の延伸に向けた健康づくりのために。

健康づくりを支える環境づくりを整備し、町民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むことによ

り、健康寿命の延伸を目指すことを掲げた第2期「まくべつ健康21」（平成25年度から34年度）が実施されています。

人の一生を年齢で「乳・幼児期」「学童・青年期」「成人前期」「成人後期」「高齢期」の5期に区切り、それぞれのライフステージごとに個人や行政の行動指針を定め、人としてより豊かな自分らしい生活を送ることを目指しています。

今年度、新たに「まくべつ健康ポイントラリー」に取り組み、「健康診断」「がん検診」の受診率アップ、「町が主催する健康講座」「介護予防事業」など、町民の健康への意識を高める事業を開始したところです。

さらには、計画前半の最終年度として、中間評価・後半5年間の見直し計画を策定するとされており、町民に向けたアンケートも予定されています。「まくべつ健康21」の基本目標である「健康寿命の延伸」の達成に向け、行政の巧みな手腕に期待がされているところです。

ついては、以下の点について伺います。

①「まくべつ健康ポイントラリー」の参加状況は。また、対象事業の参加状況や今後の手応えはどうか。

②「計画を推進していくためには、個人や学校、会社、病院、行政など関係機関・団体が連携を行い、健康づくりを支えていく環境づくりを行うことが必要」とされていますが、具体的にはどのような連携が実践されているのか伺います。

二つ目、町民の期待に応えるプール開設を。

ことし1月に開催された「幕別町総合教育会議」において、老朽化した札内地区にある東、南、北の3町民プールを、一つに統合して通年で開設する温水プールとするとの計画変更が提案されています。

総合教育会議の議論の中では、建設解体工事の費用についても示され、文部科学省からの補助金を見込み、これまでの「町民プール」ではなく「学校プール」としての建設予定で、平成32年度オープンを目指しているとされています。多くの町民が関心を持ち、期待をしている公共施設です。

ついては、以下の点について伺います。

①1月開催の「幕別町総合教育会議」以降のプール新設計画の議論の経過を伺います。

②幕別町の小学生の泳力の評価を伺います。文部科学省・学習指導要領「生きる力」では、低学年・中学年・高学年と分けて到達目標を示しています。それらに照らして、各学年における到達状況はどうか伺います。

③学校授業以外のプールの利用は、どの程度までを可とするのかを伺います。例えば、一般の社会人が利用できるのかどうか伺います。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からご質問の1点目につきまして、答弁させていただきます。

初めに、「健康寿命の延伸に向けた健康づくりのために」についてであります。

我が国では、医学の進歩等により平均寿命が延びる一方、要介護者等の増加も深刻な問題となっており、国では、平成24年度に国民の健康増進の推進に関する基本計画である「健康日本21」を策定し、1次予防に重点を置いた対策を推進することで、身体的、精神的に健康上の問題がない状態で、日常生活が制限なく送れる期間として定義される健康寿命の延伸を基本方針としております。

本町におきましても、国の基本方針の内容を踏まえ、平成25年度から34年度までの10年間を計画期間とする「まくべつ健康21」を策定し、基本目標を健康寿命の延伸とし、目標の達成に向け、各種事業、施策の推進に取り組んでおります。

なお、国の計画は、策定から5年を目途に、中間評価を行い、社会状況の変化等も見据えた中で、

その後の取り組むべき施策の整理をすることとしており、本町におきましても、国の動向を踏まえた中で、本年度から、中間評価に向けて作業を進めているところであります。

ご質問の1点目、「まくべつ健康ポイントラリー」の参加状況及び対象事業の参加状況や今後の手応えはどうかについてであります。

「まくべつ健康ポイントラリー」につきましては、健康に配慮した生活習慣を身につけるきっかけづくりや各種健康診査の受診率向上による健康寿命の延伸を目的として、20歳以上の方を対象に、各種健康診査や健康づくり講座等に参加することによってポイントを付与し、6ポイントを集めると、特典として、全員に町指定のゴミ袋や、抽選により町商工会発行の商品券を贈呈するものであります。

本町では、昨年度から北海道が主体となる「北海道健康マイレージ事業」に参加しており、「まくべつ健康ポイントラリー」により6ポイントを集めた方には、協賛企業から特典があわせてもらえることにもなります。

初めに、まくべつ健康ポイントラリーの参加状況であります。本年6月1日現在で379人となっており、年度当初から窓口でのチラシの配布やしらかば大学でのPR、さらには、町の健康診査では特設の受付窓口を設置したほか、特典内容を町指定のゴミ袋や商品券など身近なものとしたことで、昨年度の「北海道健康マイレージ事業」の参加者59人と比較し、大幅に増加しております。

次に、対象事業の参加状況や今後の手応えはどうかについては、5月までの健康診査、がん検診等の受診者が317人、各種健康講座の参加者が12人となっており、6月以降にはさまざまな健康講座が開催されることから、より多くの方に参加していただけるものと見込んでいるところであります。今後もさまざまな機会を捉えまして、事業の周知を行い、町民の健康意識が高まるよう努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目「まくべつ健康21」では「計画を推進していくためには、個人や学校、会社、病院、行政など関係機関・団体が連携を行い、健康づくりを支えていく環境づくりを行うことが必要」とされているが、どのような連携が実践されているのかについてであります。

「まくべつ健康21」では、健康づくりは自らが主体的に取り組んでいくことが重要としながらも、個人のみでの努力による健康づくりには限界があることから、行政機関、学校、職場、病院等が連携を図り、個人の健康づくりを支えていくための体制づくりが大きな課題としております。

本町の連携体制といたしましては、医療機関、学校関係者や町社会福祉協議会、町老人クラブ連合会等の各種団体関係者や公募委員で構成する「幕別町健康づくり推進協議会」を当該計画の推進組織として位置づけており、それぞれの分野における意見、情報交換等を行うとともに、健康づくりの推進方策について検討を行っております。

関係機関との具体的な連携として、町内の医療機関とは、各種検診事業の実施のほか、病院内に「まくべつ健康ポイントラリー」のチラシの配置や特定健診等のポスターを掲示していただくなど、町の健康づくり事業にご協力をいただいております。

また、町外の医療機関とは、特定健診、後期高齢者健診の指定医療機関として、これまでの3カ所の医療機関に加え、本年度から新たに6カ所の医療機関のご協力をいただき、健診の受診機会の拡充を図ったところであります。

さらに、学校関係では、栄養教諭による食に関する正しい知識の普及や、専門的知識、経験を持つ子どもサポーター、スクールカウンセラー等による思春期教育を通じての心の健康相談等を行っているところであります。

また、会社、事業所等の職場関係では、メンタルヘルスなどの問題について相談を受けた際の情報提供や、町商工会等を通じて出前講座を実施するなど、健康づくりに関する知識の普及や各種健診の勧奨、町の健康づくり事業の紹介を行っているほか、職場の健康診断を「まくべつ健康ポイントラリー」の対象事業とするなどの連携を図っております。

このほか、幕別町食生活改善推進員協議会、各種ボランティア団体とも連携協力を図ることで、食育を通じた健康づくりの推進体制を進めておりますが、今後においても、地域、社会全体で健康増進

につながる推進体制の構築を図るとともに、健康づくり事業に対し、今まで以上に關心を持っていただける内容となるよう工夫を凝らして取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

次に、「町民の期待に応えるプール開設を」についてであります。

板垣議員のご質問の際にもお答えさせていただきましたが、町内には、現在6カ所の町民プールを設置しておりますが、このうち札内地区においては、札内東町民プールと札内南町民プール、札内北町民プールの3施設を整備しており、札内東町民プールは、昭和42年の建設で、建設後49年が経過しているところであります。

札内地区のプール整備計画につきましては、札内東町民プールを単独で建てかえる計画でありましたが、他の2カ所のプールも建設後30年近く経過しており、近い将来に改修や建て替えを検討しなければならない時期となりますことから、建設費や維持管理費等を考慮し、3カ所の町民プールを統合して新たに通年で開設できる温水プールを整備することにつきましてもあわせて検討いたしております。

ご質問にありますとおり、本年1月に開催されました、幕別町総合教育会議におきましては、札内地区のプールのあり方について、教育委員会の考え方を原案として示し、議論したところであり、本年3月の町議会定例会の予算審査特別委員会におきましても、当該原案に沿って説明させていただいたところであります。

ご質問の1点目、「1月開催の「幕別町総合教育会議」以降の、プール新設計画の議論の経過について」であります。

1月に開催されました、幕別町総合教育会議以降の経過につきましては、教育委員会内部におきまして、新設プールの規模や構造、財源となる補助金などについて調査・研究を進めているところであり、今月23日に開催が予定されております幕別町総合教育会議におきまして、札内地区のプールの現状を視察し、再度、町長と意見交換を行ってまいります。

ご質問の2点目、「学習指導要領では、小学生の泳力を低学年・中学年・高学年と分けて到達目標を示しているが、各学年における到達状況は」についてであります。

文部科学省が定める学習指導要領には、低学年・中学年・高学年のそれぞれにおいて、目標と内容が示されており、低学年では、「水につかたり移動したりすることや水に浮いたり潜ったり、水中で息を吐いたりすること」中学年では、「いろいろな浮き方やけ伸びをすること、補助具を使ってのキックやストローク、呼吸をしながらの初歩的な泳ぎをすること」高学年では、「クロール及び平泳ぎでは、続けて長く泳ぐこと」と定められております。

水泳は、水の中で学習することで、水の特性を知り、水になれ親しむことができるものであり、各小学校において、教員の創意工夫により、運動経験の差などを考慮し、ねらいを持って楽しく活動できる水泳授業が行われているところであります。

平成28年度の町内の小学生の目標到達状況であります。全小学校の平均値といたしましては、1学年で83.6%、2学年で91.3%、3学年で86.7%、4学年で91.3%、5学年で90.5%、6学年で94.9%の児童が目標に到達しているところであります。

水泳は、反復練習により習得されるものでありますことから、引き続き基本的な動きが身につくよう、児童への指導に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「学校授業以外のプール利用はどの程度まで可とするのか」についてであります。

新たなプールを整備する場合には、学校プールとしての整備を検討しており、整備費の財源といたしましては、文部科学省の「公立学校施設整備費補助金」の活用を見込んでおります。

本補助金につきましては、補助対象事業の条件として「学校教育上支障のない限り一般に開放するように配慮されていること」とされており、プールの使用は学校での使用を最優先とすることになり

ますが、学校での利用のない時間帯や期間には、一般の方々にもご利用いただけるものとなります。

いずれにいたしましても、学校や保護者、水泳関係者などのご意見を伺いながら、札内地区のプールのあり方について、さらに検討を進めるとともに、町長部局とも十分な協議を行い、事業計画を幕別町総合計画3カ年実施計画に位置づけ、事業の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

最初の一つ目、健康寿命の延伸についてであります。

「まくべつ健康21」これが中間年を迎えるに当たって、これから再評価し、評価をし、そして後半に向けて新しくいろいろと修正も加えていく、そういう流れであるということの方向性があるということは報告を受けていて、そのことが質問の中の大きな柱になっています。

質問のおおむねのところの回答はいただけたなというふうに思っているのですが、それに向けて、これから幾つか質問や提案をさせていただきたいというふうに思っているところです。

私自身としては、この「まくべつ健康21」については、しっかりと評価をさせていただいている、そういう中身であるというふうに思っています。このことが町民に深く浸透して、そして実践がされていけば、幕別町民元気で長く自分の力で活動ができて、全うすることに近づけるのだというふうな、そんな思いは持っております。

そういうことでありますけれども、なかなかこれまでは健診等、それからいろいろな事業等が進んでいかなかったという実態があって、昨年度から北海道の健康マイレージ事業に参加し、今度は独自に幕別町自身でも新たな事業を加えて、そしてこの健康寿命延伸に向けた活動を呼びかけている。この町の姿勢についても、評価をさせていただきたいなというふうに思っています。

道の資料を見ると、このマイレージ事業の実施自治体は35自治体で実施されていて、そしてそのほかに11自治体が自治体独自にさらに厚いものとして実施している。その11の中に幕別町も入っている、このことも知った上で、今の評価をさせていただいているところであります。

それで、この6月1日時点で539人が登録している、昨年1年間を通して59人だったものが大きく伸びている、このことについても非常によかったと、このことが直接健診の数につながるとかということには必ずしもならないわけでありまして、大きな前進になっていくのではないかなというふうに思います。

私はこのマイレージ制度を、積極的に広げていってもらうことを、町民への周知を徹底していただきたい、徹底していくべき、そのことをここでは強く訴えていきたいというふうに思います。

対象が20歳以上ということでありまして、五百ウン十人と言ってもまだ町民のほんの何%ということになってしまうわけで、一人でも多くの町民が参加するようなことになっていくことは大事なのだと思うのです。これから先どのようにさらに周知を進めていくのか、考えがあったらお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） ポイントラリーの今後の周知についてということでありまして、今回ポイントラリー周知に当たりましては、広報紙のほうに一度掲載させていただいたほか、特定健診の受診者に対しまして受診券を発送する際に、ポイントラリーのチラシですとか、申込用紙を同封させていただいたところでありまして、それによりまして開始から大体2カ月程度だったのですが、健診窓口以外でも六十数名の方が申し込みいただいたところでありまして、昨年の59人から見ても、その時点でかなりな申し込みがあったのかなというふうに思っております。

今後、周知ということなのですが、広報紙、また同じなのですが、教育委員会で今主催しております健康講座、こちら毎月事業の募集をしているのですが、そちらのほうにポイントラリーの対象事業ですということで、文言のほうを付けさせていただいているところと、あ

とは改めて特集ページを今回ちょっと予定させていただいているところであります。広報紙に特集ページを組みまして、事業の目的ですとか、申込方法、あとは参加の仕方だとか、そういったことにつきましても再度特集を組んで、町民の皆さんに周知をしていきたいというふうに考えているところであります。

あと、昨年度もやってはいたのですが、各種対象事業、こちらのほうに参加する方につきましても、当然、皆さんに参加しませんかということで勸奨のほうを行っていきたいということと、あとは町の各種イベント、これからですと夏フェスタですとか、そういったところでも町民の皆さんを含めまして、いろんな方に声をかけさせていただきたいというふうに思っているところであります。

あと、特定健診で特定保健指導につながったような方、ちょっとメタボな方ということになると思うのですが、そういった方の指導をする際に、こういったポイントラリーに参加することで健康づくりに意識を持ってくださいといったような形で、そういった方を含めて勸奨のほうはしていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 周知の仕方については理解いたしました。

それで、せっかく始めたならば6ポイントを獲得して、何らかのこの特典を受けていただきたいものというふうに思うわけでありまして。

登録しますよね、そして一つ二つ何かに参加したとしましょうか。途中経過として、町のほうでこの方は何点とかというふうに把握する仕組みはあるのでしょうか。あと何点だから、この健診を受ければ6点になりますよ、例えばそんな呼びかけなども、この事業を進める上では大きなプラスになるのかなという思いの中で発言していますけれども、途中経過がわかる仕組みというのはおありなのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 途中経過なのでありますが、保健課のほうで常に把握しているというものはないのでありますが、参加する際に、それぞれの対象事業に参加した場合に、その場でポイントを付していただけるということにはなっておりますので、その場で1ポイントとか獲得したときに、残り何ポイントですよということで会場のほうで声かけをしたりだとか、あと健診受ける際には、今回も電話とかの問い合わせもあったのですが、特定健診だけを受けたいという方がいらっしゃると思います、その方に対して、がん健診も受けますとポイントがつくことで6ポイント達成しますがとか、そういった声かけをしたら、では、ぜひがん検診も受けてみたいとかという声もありましたので、場面場面で、そういう声かけというのは、していきたいなというふうには思っております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） それでは二つ目の連携についてお尋ねしたいと思いますし、提案もさせていただきたいなというふうに思っております。

やっぱり自分の自覚がまずはないとならない、そしていろんな意味で、いろんなところからの発信もあって、そのことを町民が促される、そんなことがあるのだと思うのです。連携ということは、非常にこの健康寿命の延伸ということについて重要な意味があるのだというふうに思っているところであります。

それで「まくべつ21」の中では、この連携ということによって、図表も含めて3ページでこんなふうに連携していきたいのだということが書かれています。図表を除けば2ページです。非常に抽象的なことであるのですが、私はこの後半の見直しについては、どことどういう事業を、例えば具体的に連携してやっていくのだと、そういったところまで示していくことが、この計画をより推進していく上で、一つ大きな課題なのではないかなというふうに思うのですが、その辺についての考えをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 連携について具体的な事業についても、計画のほうに登載をとということであつたと思うのですけれども、計画をつくる際に、具体的な事業があれば当然そういった形で掲載はしていけるのかなというふうには思っているのですけれども、進めていく上で、いろんな年々で連携事業というのは生まれていったりするというのがありますので、なかなか当初の段階で具体的な事業を掲載というふうにはちょっと難しいのかなというふうには考えているのですけれども、こちらの図には具体的には書いていませんけれども、例えば今も医療機関との連携とかという意味で言いますと、例えば地域リハビリテーション活動支援事業と、こういったものも実施しております、これについては介護予防の取り組みの強化のために実施しているところなのですけれども、一般介護予防事業として位置づけられている事業で、そういったものも去年から取り組んでいるとか、そういったものはあるので、そういうものをこちらの計画のほうに、策定する際にわかれば取り込んでいきたいというか、掲載していきたいというふうには考えているところであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口良輔） 難しい要素があるのだということの答弁でありましたけれども、いろいろ先進地ということの中で、ちょっとどんな例があるのかということで調べてみました。胆振管内にあります伊達市であります。ちょっと紹介させていただきたいというふうに思うのです。

人口34,000の町、平成18年3月に大滝村との合併がある中で、海もあるけれども、一番の産業は野菜を中心にした農業、そのようなところからも、結構幕別と比較することがしやすいのかなという思いの中で見ました。

ここでは「第2次健康づくり伊達21」という名前で、この計画案が策定されています。幕別町とはちょっと趣が違ふ、そんなつくりになっています。ライフステージごとの、先ほども申しあげました五つの段階のそういったものはないのですよね。大ざっぱに全体で目標設定がされている、そのことは一長一短で幕別町のほうがより詳しいのかなというふうに思いましたけれども、目標設定が分野別行動計画ということで7項目あるのです。生活習慣病、食生活栄養、身体活動、飲酒、喫煙、その他いろいろありまして、そういう事項ごとに目標があって、それぞれに具体的な取り組みがあって推進体制が明記されている。

大きくは三つが書かれていて、一つ一つに三つが書かれていて、市民家族の取り組み、自分や身近なところの取り組みがあって、そして二つ目に地域の取り組みということで、医療機関、自治体、老人クラブ、地域体育振興会、職業事業所、団体関係、この中にはJAや食生活改善協議会、体育協会、スポーツ推進委員会等ということで、これらの団体が、この例えばスポーツということであれば、この項目はこういう中身で、そしてどこの団体がそれを中心としてやって、そして行政の窓口はどこと、そういう書き方の中で連携が明確にされていてということになっています。

そしてもう一つ、三つ目に、行政の取り組みというのがあって、各項目に取り組み内容や、ここは市役所の所管課、それから連携先ということで書かれている。

例えば、身体活動、運動ということで言うと、②地域の取り組みで言うと、項目、運動の必要性や効果についての情報提供という項目に対して、取り組み、職員や組合員を対象とした広報紙などで運動や健康づくりに関する情報提供がございます。主体、JA伊達市、連携、保健センターと、これは市のセクションですね、そういったような形で、ずっとこの七つの項目があって、連携先を明らかにするというところの中で、健康21を進めているというのが伊達市の特徴であります。

「まくべつ健康21」を見るに当たって、その辺の連携しながらの部分では、少し研究の余地があるのかなという思いの中で、この提案をさせていただきました。もちろん、先ほども言いましたように、一長一短で幕別のよさがあり、私自身もその政策については評価させていただいている。そういうもので、決してあちらがいいのだということばかりではないのですけれども、それらのことも参考にしていただいて、この残り5年間の健康寿命延伸にかかわる計画を、練っていただくことが重要なと思うのですけれども、急な提案であれなのですけれども、ご意見や感想があったらお聞かせ

いただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、伊達市の取り組みをご紹介いただきました。そのほかにもいろんな町での、いろんな取り組みが今後出てくるのだというふうに思います。

まずは、国においてこの5年間の評価を行う。それを踏まえた中で、各市町村が評価を行っていくということですので、当然、評価をした後には、いかにそれを改善していくかということが出てまいりますので、その際には、さまざまな参考事例、先進事例を参考にさせていただきながら、我が町としていかにこう町民の方が健康づくりに意識を持って、そして具体的に取り組めるような、そういう連携を図れるような計画づくりというのが必要だろうというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 今、町長がおっしゃられたその発言の中身でもって進めていただく、そのようにしていくべきだというふうに思います。今の町長の発言については、とても意義がある発言をいただいたというふうに思っています。

もう一つ、幕別健康づくり推進協議会委員は、2人の医師を含めて10人の構成なのです。「健康づくり伊達21」策定委員は12人の構成で、そして見ますと、やっぱり、今、連携団体ということで出てきたそういうところから委員が出されているのです。医師は2人です。そのほか6団体から、医師会や歯科医師会から2人が出ていて、さらに6団体からスポーツ関係が3人、農業関係が一つ、商工会が一つ、そういったようなことで、少し幕別の推進委員会の出身単産と言ったら労働組合ですね。出身のところでもまた違う構成で、さまざまな意見が出されやすい条件があるのかなというふうに思いました。

これらのことも工夫の余地があるものということを感じています。これは聞き届けて、こういった情報提供をさせていただいたということで、発言を終わらせていただきたいと思います。

それで、二つ目の温水プールの関係に進んでいきたいというふうに思います。先ほども質問が重なっていますけれども、先ほどの質問と重なる部分がありますけれども、なるべくそうしないで別な観点からご答弁をいただけるようにしたいというふうに思います。

この温水プール新設計画の議論の経過を確認させていただきますけれども、いろいろと私も調べたら、平成28年2月8日、幕別町総合教育会議で初めて統合案が出されたのではないかと。で、平成29年1月19日、これがずっと先ほどから出ている幕別町総合教育会議、これもそうです。そこで再度、統合案が出され、予算も出されと。そして、ことし3月2日の3月議会開会日の教育行政執行方針で、短い文章でありますけれども、教育長から、こういった考えを持っているのだということの話があり、そして3月4日、予算審査特別委員会でこのことについての質問があるあったというふうに、内輪ではというか、その職員の中では、いろいろとまださらにあるのだと思うのですけれども、第三者が入る公に向けてというところでは、そういう流れでこの議論が進んでいるのではないかとというふうに思うのですけれども、まずは経過はこれでよろしかったでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 経過については、そのとおりでございます。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） つまり、平成28年の2月8日ですから、1年半前にこのことの議論がスタートしたということになるということになります。

この幕別町総合教育会議については、町長と、それから教育長、そして4人の教育委員の方が参加し、そして企画室、今は企画総務部、そして教育委員会の職責を持つ皆さんが集まったの会議なのだというふうに認識しています。まずはそれでいいですよ。

この議論の中では、やはりことしの1月19日の議論は、これもインターネットで確認できる条件のある会議録ですから、精査させていただきましたけれども、かなり具体的な中身になっていて、ずっと先ほどから、教育委員会の原案ですという言葉で教育長は表現なさっていらっしゃるけれども、

例えば、予算の額、プールの大きさ、もちろんその前の統合ということについても、具体的な中身の議論がここでされているところであります。

私がここで思ったことは、もうここまで具体的なものになっているのであれば、この幕別町の議会にもしかるべき機会でもって報告があつていいものではないのかなと思つているのです。どのタイミングで、具体的な、今は確認ですけど、数行の教育行政執行方針と、それから予算審査特別委員会の質問があつて、そこでお答えになつたということなのですから、教育委員会がこんなふうを考えているのだということを議会に示すのか、そのタイミングはどの辺に考えてらっしゃるのか、そのことをお尋ねしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 総合教育会議の中で話が出て、表に出てきたと。また、予算審査特別委員会の中でもそういうお話が出たと。これはあくまでも、教育委員会の本当の原案と、考え方、進むべき方向と、また執行方針の中でも、私としてはそういう方向で進みたいということでございます。

ただ、事業については、先ほど板垣議員のご質問にもお答えしたところでございますけれども、あくまでも教育委員会としてざっと見積もったときに、こういう経費というか、建設費がかかつて、これぐらいにはやりたいのですよねということで、総合教育会議につきましては、町長部局と教育委員会の意見交換をする場ということでございますので、そういった意味で、町長の、教育委員会の考え方を申し上げて、こういう方向に進みたいということで意見を交換したということでございます。

この後、正式な形として出すには、やはり庁舎内での議論、総合的な財政的な考え方、財源の問題ですとか、庁内全体の事業の中の調整ということも必要なので、それらのある程度整えて、3カ年の実施計画に掲載した後に、議会のほうにご説明したいと。

ただその際にも、例えば、先ほどお話があつたほかのプールの関係をどうするかとか、子供たちの授業をどうするのだということについては、その段階で、また住民の方々、学校と協議していきたいなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 何事にもプロセスが大事なのだというふうに思うものですから、大まかに決まってしまうと、後で、ほとんど承認に近い形で、どうなのだということの議論ではあつてはならないのだというふうに考えているものですから、こういう発言をしました。

ことは6月1日に中札内村で村民プールが温水でオープンし、同じ日、清水小学校の温水プールがオープンし、どちらも施設見学はしてまいりました。コンセプトとしては、通年のプールではなくて、ゴールデンウィークぐらいから8月末や9月初旬までのプールなのですけれど、やはり新しいプールですから、身長の高い子供たちに対する配慮や、もちろんバリアフリーだし、とてもきれいで泳いでみたいなという、また行ってみたいなという気持ちにもなる、そんな環境のあるプールでありました。

さらには、この後、芽室町でも、今の通年で使っている温水プールのことについて、修繕ではなくて建て替えるという方向性で議論がされています。

そして池田町、ここも今、統合による温水プール建設が計画されていて、通年であつて、500人規模の避難所を兼ねた温水プールができ上がる、そういった方向性で今議論が進んでいます。

これからできる芽室町と池田町ですけれども、例えば芽室町、芽室町議会厚生文教委員会がこのことを決めたのです。決めたというか、修繕ではなく新設で、コンパクトからユニバーサルデザインの配慮を盛り込んだ提言書を提出したということが、新聞でつい先日報道されています。

池田町議会、文教厚生常任委員会、経費はかかるが、住民要望の強い避難所附帯型の意見を踏まえ、町教委は避難所附帯型に絞って町民への説明を始めた。要するにコンセプトが固まり切る前に、議会にはお話があつて、しかるべき話があつて、そして町民にとってどういう形が町民の利益になるかということの議論の場が先にあつて、そして基本設計の前に、コンセプトを決める前に提言をしていると、そういう形があるのです。

私も、これを調べてわかって、今、幕別町ではそうではないから、そういうことをやはりすべきではないかなというのが思いであります。

改めて、ほかの自治体の例を二つ出しましたけれども、教育長の考えをお聞かせいただけませんか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） コンセプトが決まる前に、私たちは進んでいるというふうにおっしゃられましたけれども、それはちょっと非常に心外だなと思っております。

今、コンセプトが決って固まったわけではありません。私たちは、それを原案としてどうしようかということ意見を交換していることで、この後一定程度のものが出たときに、先ほど言ったように3カ年の実施計画なり載せた時点で、その後、やはり前後してなのかもかもしれませんけれども、住民の方々と意見交換をして、そして計画を固めていくという作業に入るかと思っております。

ですから、基本構想、基本計画、実施計画と立てるためには、そういうようなこと、作業、手順があるかと思っておりますけれども、基本構想を立てる時点、基本計画を立てる時点では、やはり住民の皆さんのご意見を伺いながら進めてまいりたいというふうには考えております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 今の教育長の言葉を、それでは私はしっかりと受けとめて、そういうことなのだとということで参りたいと思っております。

町民の声を聞きながらということの中では、もう既に本来であればとくにヒアリングを終えていなければだめではないかなと思われる団体等もあるのではないかと思います。

先日、サタデースクールの指導員の方々とも懇談するようなことがありましたけれども、やっぱり新聞報道で知っている範疇のことが全てだということについては、少し思いがあるような印象でありました。そういう、もちろん学校、保護者、いろいろあるのだと思うのですが、実際水泳にかかわっているそういう人たちの思いが、まだ届いていないということがあります。その辺のことを、教育長はしっかり進めていくべきと思っておりますので、早々にやってください。

幕別町の子供たちの泳力が、文科省の学習指導要領に沿って評価すると、6年生の時点で95%でしたか、一定程度長く平泳ぎ、クロールができるということを満たしているのだという報告については、こういうプール環境の中で、そこまでできてよかったなと、そこまでできるのだなというそういう思いです。よかったなというふうに思っています。やっぱり学習指導要領の全てをよしとするという立場ではありませんけれども、自分の身を守る、何かのときに身を守る最低限のことがやはりできることとなると、この部分は当てはまるのかなと思うものですから、それがそういう高い割合でできるということは、安心をしているところであります。残り数%でありますけれども、いろんな子供さんの条件もあるのでしょうか、100%にならない理由というのは、どのようなことが考えられるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） もちろん私たちも100%という数字を望んでおりますけれども、やはりそれぞれ個々の持って生まれた能力もありましょうし、同じ指導をしていても、おのずと差が出てしまうというところが原因だなというふうには認識しているところであります。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 個々の能力の差ということは当然あるのだと思うのですが、そのことについては、何か特別なこと、その子だけに個人的なレッスンを提供するとか、そういった道筋などで解決するような手法はとれないものなのか、お伺いしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） できるだけ個々の個性というか、能力に応じた教育というか、それは体育、ほかの授業でも、私たちはそういうものを手厚くやりたいというふうには考えています。そういった意味で、特別教育支援員を配置したりとか、そういうこともやっております。

また体育につきましては、プールもそうでございますけれども、体育支援授業というのを実施して

おりまして、体育の専門員をその授業に、小学校を中心に授業に派遣して、その中で担任の先生、その支援員、さらに特別支援員なんか3人、4人について体育の授業、水泳授業も含めましてやって、できるだけこういう100%にどうしても、もちろん目指したいのですけれども、それはもうやっぱりその子の能力ですとか、そういうことがございますので、それはやむを得ないことなのかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） わかりました。水泳というスポーツの性格といいますか、持っているすごさなのですけれども、10歳までに人間の関節の動きというのは決まってしまうのだと、そういうふうに研究者が言います。水泳というスポーツはその全身の関節の動きを、可動域を広げる一番の効果があるスポーツで、そして心肺機能も当然強いわけであります。いろんなスポーツに、例えば水泳ではなくても、その後、違うスポーツに変わっていく、けれどもそこで築いたものがちゃんとプラスになって、そして息づく、そういう人間の動きの基本的なスポーツなのだというふうに言われているところです。

昨年、応援大使だった大谷選手も、それからその高校時代からのライバルの藤浪選手も、子供のころは水泳選手で、そして野球もやっていた。そんなようなことなども報道されているところでありますし、乳児期の水泳は、体が水の中で自由に動かせると、そのことによって脳が発達して知能指数が20%ぐらい違ってくるのだという、そういう学説もある、そんなスポーツであります。

多くの人がいろんな立場で楽しめる、そういうものにしていくことを目指していただきたいなというふうに思いますし、これが幕別町で行っている未来のオリンピック選手を育てる事業にも、そのままつながる要素があるものだなというふうに考えているところであります。

これからの議論だということでもありますから、学校プールだということが表に出たので、ちょっと1回目の質問の中では使いましたけれども、生涯学習、健康づくり、介護予防、リハビリ、それから防災、さまざまな分野で最大限の、全て全部100%満足させるようなものにはなりませんと思うのだけれども、有効な使い方ができる、そういう議論をしていただきたい、そのように思います。

最後に、幕別町の総合計画に触れたいと思います。

アンケート調査が終わりました。幕別町がこれからの幕別町について、どのような町になることを望みますか、二つまで選択ということの選択肢の中での1番は、お年寄りや障害者が安心して生きがいを持って生活することができる町、42.5%、2番目、子供たちが安心して心身ともに健やかに成長することのできる町、8番目に教育文化に力を入れ、スポーツ・レクリエーション施設が充実した町、そういうふうにしてなっています。

この温水プールは、それらのことを町民に満足してもらえる大事なアイテムというか、施設になっていくのだと思うのです。しっかりと議論を続けていただきたいなというふうに思いますけれども、最後に、この総合計画に向けて、教育長としては、このプールをどういうふうに位置づけようと考えているか、そのことを確認させていただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） ただいまお話ありました総合計画のアンケートの中で、2番目と8番目に非常に教育関係、子供たちを育てるということを、皆さんが、町民の方が期待しているということで、非常に私たちも重責を担っているのだなというふうに感じたところでございます。そういった意味で、プールだけではなくて、教育全般にわたって、プールももちろんそういう中の一つとして町民の方々、特に子供たちが健やかに育つような施設にできればと思って、これから取り組んでまいりたいと思います。

（「終わります」の声あり）

○議長（芳滝 仁） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。
なお、明日の会議は、午前 10 時から開会いたします。

散会 16 : 21

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成29年第2回幕別町議会定例会
(平成29年6月21日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
17 寺林俊幸 18 乾 邦廣 19 藤原 孟
（諸般の報告）
- 日程第2 一般質問（5人）
- 日程第3 平成28年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
- 日程第6 幕別町保育料条例の一部を改正する条例
- 日程第7 幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第8 幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第9 幕別町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第10 幕別町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第11 十勝環境複合事務組合理約の変更について
- 日程第12 十勝環境複合事務組合の解散について
- 日程第13 十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第14 十勝圏複合事務組合理約の変更について
- 日程第15 平成29年度幕別町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 平成29年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

会議録

平成29年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成29年6月21日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月21日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 代 表 監 査 委 員 八重柏新治
企 画 総 務 部 長 山岸伸雄 会 計 管 理 者 原田雅則
教 育 部 長 岡田直之 住 民 福 祉 部 長 合田利信
経 済 部 長 菅野勇次 建 設 部 長 須田明彦
忠類総合支所長 伊藤博明 札 内 支 所 長 坂井康悦
糠内出張所長 阿部麗子 政 策 推 進 課 長 山端広和
総 務 課 長 新居友敬 地 域 振 興 課 長 小野晴正
防 災 環 境 課 長 天羽 徹 土 木 課 長 寺田 治
水 道 課 長 笹原敏文 学 校 教 育 課 長 高橋修二
生 涯 学 習 課 長 石野郁也 保 健 福 祉 課 長 金田一宏美
住 民 生 活 課 長 山本 充 都 市 計 画 課 長 吉本 徹
こ ども 課 長 高橋宏邦 農 林 課 長 萬谷 司
経 済 建 設 課 長 川瀬康彦 防 災 環 境 課 参 事 佐藤 繁
図 書 館 長 林 隆則
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 係長 遠藤寛士
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
17 寺林俊幸 18 乾 邦廣 19 藤原 孟

議事の経過

(平成29年6月21日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、17番寺林議員、18番乾議員、19番藤原議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○2番（荒 貴賀） 通告に従いまして、質問いたします。

「小中一貫教育」の導入は幅広い意見を参考に慎重な検討をであります。

2015年6月、学校教育法が改正され、2016年度より小中一貫教育の「義務教育学校」が法令化されました。小中一貫教育の最大の狙いは、さらなる学校の統廃合と教員・教育予算の削減にあると考えます。

小学校6年間・中学校3年間というこれまで当たり前とされてきた学校制度を変更し、トータルで9年間の義務教育と位置づけています。

幕別町でも、小中一貫教育等推進会議を設置し、今年度より計画を策定することですが、教育全体に与える影響は大きく、教育関係者の議論だけで進めるべきではないと考えます。

また、小中一貫教育は、現在の教育上の問題を解決するために考えられた制度であると言われていますが、実際導入した学校では、受験エリート校化や、小学校高学年のリーダー性・主体性が育っていないという問題が指摘されています。

また、中一ギャップの解消も一つの理由になっていますが、小中一貫教育によって解消されたという点について、十分検証されておらず、疑問の声が指摘されており、その教育的な評価はさまざまあります。

幕別町では、平成30年度に小中一貫教育実践研究モデル校の設置を教育行政執行方針で示されました。

以下の点について伺います。

(1)小中一貫教育について、どのように評価しているのか。

①児童生徒の影響は。

②教師のさらなる多忙化につながるのではないか。

(2)モデル校設置について。

①教育課程形態はどのように考えているのか。

②児童生徒・保護者の意見の反映は。

(3)行き届いた教育のため、少人数学級の実施こそ優先するべきと考えるがどうか。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 荒議員のご質問にお答えいたします。

「『小中一貫教育』の導入は幅広い意見を参考に慎重な検討を」についてであります。

日本では、昭和22年の学制改革により、小学校6年、中学校3年の義務教育制度が確立されましたが、時代の流れとともにさまざまな課題が指摘され、いじめや不登校、学力低下、学校間格差など学校が抱える問題も顕在化してきております。

平成19年度に改正された学校教育法では、従来、小学校と中学校に分かれていた教育の目標を「義務教育の目標」として統一し、義務教育9年間を見通した学びの重要性が示され、さらに、昨年度改正された学校教育法では、新たに「義務教育学校」が制度化されたところであります。

文部科学省では、小中一貫教育を「小中連携教育のうち、小中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育」と定義づけ、学校制度を地域の実情や子供の発達等に応じた、柔軟で多様な教育実践を可能とする手法として、小中一貫教育を挙げております。

教育委員会といたしましては、さまざまな教育課題に対応する教育の実現のため、昨年6月に教員や保護者、教育委員会職員で構成する「幕別町小中一貫教育等推進会議」を設置し、小中一貫教育の調査・研究をスタートさせたところであります。

ご質問の1点目、「小中一貫教育について、どのように評価しているのか」についてであります。

初めに、「児童生徒の影響は」についてであります。

本年2月に幕別町教育研究所が実施した、「児童生徒の連続的な学びにつなげる小中連携・一貫教育の在り方に関するアンケート」の結果におきまして、児童生徒のアンケート結果から、小中学校における教育内容や指導法の違いにより困っている子供が少なからずいることが報告され、「中1ギャップ」と言われる中学校に進学した際の、子供の困り感の克服に向けた取り組みが必要でありますことから、小学校と中学校が協力することに、小中一貫教育推進の意義があるものと考えております。

小中一貫教育を推進することで、児童生徒にとっては、学び方が連続して定着するため、学習意欲が向上する、学習指導や生活規範等に関する確かな接続により、安心した学校生活が保障され、「中1ギャップ」の解消につながるなどの効果があるものと認識をしているところであります。

次に、「教師のさらなる多忙化につながるのではないか」についてであります。

小中一貫教育を推進することで、教員にとりましては、中学校教員の専門性が小学校に反映されることや、小学校教員の細やかな指導技術が中学校の参考になるなど、教員の指導力の向上が期待されるところであります。

本年2月に実施した教職員アンケートの結果からは、小中学校における「交流、相互理解、計画作成、意識改革」などといった、今後、小中一貫教育を推進する上で取り組まなければならないキーワードとなる言葉や取り組みの大枠が欲しいなどの要望や、中学校のエリアごとのゴールが見えないという声もあり、教育委員会といたしましては、小中一貫教育の道筋をしっかりと示す必要があると改めて認識をしたところであります。

教員にとりまして、小中一貫教育を推進することによる業務の増加は、少なからずあるものと認識しているところでありますが、生徒指導上の業務協力や英語科などの一部教科担任制による授業の負担軽減、校務分掌業務の整理協力などにより、結果的には効率的な学校組織の業務改善にもつながるものと考えております。

ご質問の2点目、「モデル校設置について」であります。

初めに、「教育課程形態はどのように考えているのか」についてであります。

教育委員会といたしましては、各中学校のエリアを一つの学園として考えており、小中一貫校の形態につきましては、幕別小学校と幕別中学校は施設隣接型、他の中学校エリアについては施設分離型として、平成30年度に幾つかのモデル校を設置し、その教育実践を通じて、最終的には、全てのエリアで小中一貫校を導入してまいりたいと考えております。

現在、幕別町小中一貫教育等推進会議や各エリアにおいて、小中一貫に向けた連携等の強化を図っているところであり、9年間を見通したカリキュラムの編成を初め、小中学校の乗り入れ授業や小学校高学年段階からの教科担任制の一部導入、効率的な学校組織の業務改善、モデル校における教育実践状況等を一つ一つ検証しながら、小中一貫教育の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、「児童生徒・保護者の意見の反映は」についてであります。

児童生徒の意見につきましては、幕別町教育研究所が2月に実施した児童生徒アンケートの結果を反映するとともに、保護者の皆さんからは、今月中に教育委員会が実施を予定している保護者アンケートにおいてご意見をいただき、今後の小中一貫教育の取り組みに反映させてまいりたいと考えております。

また、10月24日には、町内の教職員や保護者等を対象とした「小中一貫教育講演会」を開催する予定であり、今後におきましても、小中一貫教育の推進に当たりましては、保護者や地域への説明会を含め、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「少人数学級の実施こそ優先するべきと考えるがどうか」についてであります。

少人数学級は、教員と児童生徒との関係が緊密化し、細やかな対応が可能となり、児童生徒一人一人に質の高い教育を行うことができるとともに、いじめや不登校に対する適切な指導や教室にゆとりが生じ、さまざまな教育活動が行えるなどの効果が期待できるものと認識しているところでありますが、少人数学級の実施につきましては、教員の給与等の負担も大きいことから、町単独事業として行うことは、難しいものと考えております。

このようなことから、少人数学級の実現と小中一貫教育の導入は、異なる観点から整理すべきであると考えており、教育委員会といたしましては、小中一貫教育を導入し、義務教育9年間の連続した見取りと系統的な指導により、児童生徒一人一人の可能性を最大限に広げる教育を通して、「ふるさとに誇りを持つ子供」を育てまいりたいと考えております。

なお、「少人数学級の実現」につきましては、引き続き北海道町村教育委員会連合会等を通じて、文教施策に対する要望書として、国に対し要請してまいりたいと考えているところであります。

以上で、荒議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） それでは、再質問させていただきます。

文科省の調査によりますと、2016年度法令化され、全国で13の都道府県で22校で義務教育学校の開校がされました。2017年度以降にも、全国で114校の開校が予定されているところであります。

文部科学省は、施行通知や各種会議等を初め、さまざまな機会を捉えて小中一貫教育の趣旨や、そして少子化に対応した活力ある学校づくりの選択について丁寧に周知し、最終的にはその設置自治体が考えることであると言っております。そして、地域住民と保護者とがビジョンを共有して、学校について検討する必要があるとしています。

今回につきましては、義務教育学校ということで、課題について何点かお話ししたいと思います。

1番目に児童生徒への影響であります。慎重に検討し進めるということで答弁のほうをいただきました。やはり内容について具体性が余り進んでいないのかなというのが正直な感想です。

問題点について少しお話ししたいと思いますのですが、2015年度に小中一貫校を制度化し、学校教育法が施行されました。国は、制度化の理由として、中1ギャップの解消を挙げています。しかし、それは裏打ちされた科学的なデータがないことが、法令化された後のこの間の国会質疑の中で明らかになっています。

中1ギャップとは、小学校6年生から中学校1年生に上がるときに、新しい環境での学習や生活に対応できなく、いじめや不登校などが急増する、このことを中1ギャップといいます。小中一貫校をつくるときに、この間よく使われてきた言葉であります。

これに関して、文部科学省の国立教育政策研究所は、「『中1ギャップ』の真実」というパンフレットを2015年度に発行いたしました。この中で、中1ギャップという言葉は明確な定義はなく、その前提となっている事実、認識も客観的事実とは言い切れないということを指摘しています。これです。ホームページでとれますので、ぜひごらんください。これは文科省のデータであります。そして、いじめの被害経験率、小学校時代よりも中学校時代が多いという結果も出ています。中学校でいじめが急増するという印象は、あくまでも学校による「認知件数」の結果によるものであり、実際を正確に反映しているとは疑わしいという指摘もしています。中学校でいじめや不登校になる原因は、学力競争や受験競争など、また、学校規則など管理統制が小学校と比べ強まったことが一因であり、中学校全体が持つ問題とも言えます。加えて、こうしたことは小中一貫校によってさらなる強まりが指摘したいと私は考えています。

この間の参議院での参考人質疑で、2015年6月に行われましたが、共栄大学の副学長の藤田英典参考人から、「小中一貫校の法令化は、中学校文化が小学校に前倒しされることで競争的、管理的な学校生活となり、いじめや不登校の悪化を招きかねない」と指摘しています。そして、文科省は、中1ギャップや学力の向上など、一貫校と一般の小中学校とを比較した調査もないことが明らかになりました。

国による一貫校の制度化は、教育的効果とデメリットの部分が十分に検証されないまま、法令化に踏み切ったということです。

全てのことに言えることですが、いざ実践してみるとうまくいかないことはたくさんあると思います。しかし、そうした検証を踏まえた上で、次の計画を立てるものではないでしょうか。国としましても、検証がまだまだ不十分な状態で進めるということに、やはり違和感を感じます。ましてや、平成30年度にモデル校の実施を計画されていますが、あと9カ月です。急ぎ過ぎてはいないのでしょうか。

そして、町が目指すモデル校とは何なのか、あわせて伺いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 初めに、小中一貫校、一貫教育の目的だとか、そういう話がありました。これは、そもそも文部科学省が主導してつくっていった制度ではないということ、まず認識していただきたいと思っています。もともと広島県呉市、これ平成12年度に試験的に導入したと。それこそ中1ギャップの解消だとかそういうようなことを目的に、実践的に研究に取り組み出したと。もう既に17年が経過している。それを見て、その次に東京都品川区ですとか、あちこちの市区町村が始めた。それを後追いする形で、文科省はこういうような成果が上がっているから制度化しようかと。科学的な根拠はどうかということは別にいたしまして、そういう経緯があるということで、決して文科省が、言われたように科学的経緯がないのに進めていっている制度だということではなくて、現場のほうから積み上げてできてきたものを文科省が取り上げて制度化したということでございます。これだけ、まず認識していただきたいなと思っております。

それと、中1ギャップの解消にならないのではないかとということがありますけれども、私ども町内の小学校、中学校、不登校になっている子供たち、実際に30人ぐらいいはいます。そういう子供たちは、ほとんど中学校に行ってからそういう状態になっていると。小学校の子供たちはわずかでしかない。そういう事例を見ていきますと、やはり中学校に行ったときの生活のギャップというものがあったということで、そうであります。いじめだとか何かということではないのですけれども、これは今、荒議員がおっしゃったように、中学校での学習の仕方、例えば小学校だと学級担任制で一人の先生が丁寧に教えていると、それが中学校に行った場合には教科担任制でどんどん授業が進んでいくとか、あるいは授業の学習の内容が、小学校の場合は生活に根差した具体的なものを教材に上げながら勉強し

ていくのが、中学校になったときには抽象的な思考を必要としていくので、非常についていけないとかという、そういうようなことがあると。

実際に、先ほど私、お答えしましたけれども、町の教育研究所のアンケートを実施した中では、やはり小学校の5、6年生は、中学校の生活だとか学習に対して不安があると答えている子が非常に多いと。逆に中学生、1、2年生は、中学校に上がったとき、すごいそれが困り感があったという回答を得ていますので、そういうところからいっても、中一ギャップというのは幕別町内でも実際にあるんだと、小学校と中学校の生活、学習の差によって。そういうところを解決するというのを、私たち先進事例を見て、やるべきだと考えたところでございます。

30年度の新たなモデル校の設置ということでございますけれども、これほどことごとくということはまだ今考えておりません。ただ、1校か2校、ぜひともやっていきたいなど。そして、そういう中でまた実践的な研究を積んで、いいものにしていきたいと、幕別町に合ったものにしていきたいというふうに考えているところでございます。

それで、拙速でないかというようなご意見もありましたけれども、私ども、教育委員会の事務の中ではいろいろ研究はしてきて、実際に昨年から学校の教育現場、先生たちとも協力して、そういう方向を目指していこうではないかということを進めたことで、去年は、ここにも書いてありますけれども、保護者、教職員、教育委員会職員、これ三者が集まって各推進会議というのを開いて、また、各中学校エリアごとに、それぞれの中学校、地域に合った形がどういうものなのかという、小中一貫校教育を考えていくということ、今、進めております。この後も、そういうところでの課題ですとかを拾い上げながら進めていくと。そして、先ほど言いました30年度には、来年度には1校か2校、モデル校を設置していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） ちょっと長過ぎましたね。

中一ギャップについては、やはり科学的根拠がない中で進められた。実践的なものが積み重なって呉市を初めとしたところで、よい成果を求めたから進めてきたという教育長のお話がありましたが、文科省の科学研究費助成事業で、「小中一貫教育の総合的研究」という調査結果があります。これ2015年6月に国会の参議院で示された内容ですが、内容は、2013年から2014年度の、施設一体型小中一貫学校と普通の小中学校8,000人の児童を対象に行った調査で、自信があるか、自分には価値があるか、居場所があるかという感覚について聞き取り調査を行っています。これは科学的根拠ではなく、実際に導入した生徒に聞いたものです。問いに対し、普通学校より小中一貫校の4、5、6年生にネガティブな結果が出ているということが指摘されています。国会の質疑でも、普通の小学校では、最高学年として運動会などの事業等で全校的な責任を負い、年長者として先頭に立っていく経験が、その子を成長させる大きな機会になっていると話しています。しかし、一貫校になるとそれが失われる、高学年が自信を持つプロセスが消えていくためだという指摘もあります。

先ほど教育長が呉市の問題や品川区の問題を取り上げましたが、この2校ほぼ全てが統一型、統合型です。もう、小学校三つを中学校一つ全てを1校にしていく中で、大変状況は厳しいようなことが生まれています。ある意味そういったところは、今回、私、取り上げませんでしたけれども、幕別とは全く形態が違うのです。やはり幕別独自の小中一貫校の問題ですとか、そういったところ、同じような環境や同じような状況のところとの、正確なところと比較対照しなくては正しいものではないかというのが一つの疑問でもあります。

そして、あともう一つ大きな問題なのが、小学校高学年のリーダーシップの問題です。要は中一ギャップを解消するためというお話がありましたが、中一ギャップというのは、そもそも小学校の中学年というか、いきなり中学校に入ってから顕在化されるものではなくて、もっと前の段階から少し少し学校に行けなくなるとか友達となかなかうまくいかないという中で、中学校に入って一気にがらっと変わる中で大変難しくなる、さらに追い打ちをかけるような感じで、不登校の問題ですとか、いじめの問題ですとか、そういうのが発生しているというようなケースもあります。中学校と小学校は違

うから、小中一貫校にすれば中一ギャップは解消されるというのは、やはりいかなものかなというのはちょっと私の印象であります。

教育委員会に聞きたいのは、リーダーシップについて教育委員会ではどのように考えているのか。例えば、連携することによってこれが失われるのではないかとありますが、教育委員会はどのように考えていますか。お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 子供たちのリーダーシップが失われる、特に5、6年生、今までは小学校の最上学年ということで、低学年の子供たちを引っ張ってきた。それが、中学校、特に小中一貫校の施設一体型で6・3制をやっているのを4・3・2制とか、そういうような形にやっていると多くて、4年生から次は中等になって、5、6、中学校1年生、そして中学校2年生、中学校3年生になったときに、今までの5、6年生が最上学年で上級学年でなくなるということで、リーダー性が失われるのではないかとこのように言われています。もちろん、それは言われていて、かつてはそういうようなことがあったようです。

それに対して、事例として、やはり呉市やなんかもさまざまな学習、選択教科というみたいなものを設けていまして、そういう中で、1年生4年生7年生、2年生5年生8年生、3年生6年生9年生と、そういう組み方をして授業を進めると。それによって、それぞれの組み方のトップに立っている学年が、リーダー性を、下級生の面倒を見ると。あるいは、下級生は上級生の学習の姿勢を見て学ぶというような効果が上がっていると言われています。

また、中標津町で去年かおとしぐらいから始めたのですけれども、中標津町も運動会だとか学校祭での学年の役割を決めていると。そういうことによって、5年生や6年生の中学生との間に埋められないようにしていると。児童生徒会なんかでも、一番上の8、9年生は生徒会の総会の役割を担う、あるいはその下の5年生から7年生は、各委員会を運営して実質的な児童生徒会の運営をします。そういうことによって、それぞれのリーダー性を発揮させると、養うというような取り組みをしているというようなことで、決してリーダー性については、失われるということはないのかなと。今はもうそういう取り組みがどんどん進んできているので、我々としては、そういうものを参考にさせていただきながら、実際にやる時には考えていきたいなと思っています。

それと、もう一点、小中一貫教育には、義務教育学校と小中一貫型学校というのがあります。義務教育学校というのは、完全に校長が一人で小学校と中学校、一つになる学校の形態。最終的に義務教育学校に行けるかどうかは別にしまして、今、私どもが目指しているのは、小中一貫型学校と。という形態が二つあって、今の学校をそのまま残した形でやると。

実は、義務教育学校についても、そういう二つの形態があります、施設一体型と施設分離型と。施設分離型は、例えば小学校が三つあって中学校が一つあると。それぞれの小学校が活動して中学校が一つあると。授業のやり方、目標、それは行ったり来たりしてやるけれども、それぞれの学校で校長先生を置いてやるというやり方。これは、義務教育学校は校長先生は一人なので、学校は小学校三つに中学校一つあったとしても、校長先生は一つという格好になるのですけれども。いずれにしても、学区をそのまま存置してやるという方法が行われています。

先ほど言いましたように、今、私ども30年度に目指そうとしているのは小中一貫型学校と。まずはモデル校をつくるというような、そういう手法でやろうと思っています。そういう中で、先ほど答弁させていただきましたけれども、幕別中学校と幕別小学校はこれは隣り合っているの、隣接した学校でやると。それ以外の学校については、全く離れた学校で、乗り入れ授業したり同じ共通のカリキュラムの中で授業を進めていくというようなことを考えています。

リーダー性の問題とちょっと形態の関係をお話しさせていただきました。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 先ほどもお話ししましたが、やはり感覚的な今回の調査結果があります。この中で、やはり中間に当たります4・3・2なので4年生、そして中学校1年生、そういうところでやは

りなかなかリーダー性が発揮されない、小学校4年生ではなかなかみんなをまとめるという中で、大変難しいものがあるというような調査結果がありますので、やはりそこは十分検証していただいて、どのようなところができるのかは検討していただければと思います。

次に、教師の多忙化であります。

近年、教師の多忙化が問題になっています。学習指導要領が来年度から先行実施されます。2020年度から全面実施がスタートすることになります。新たに道徳や英語などが導入されて年間授業時数が増えることで、授業時数を確保できないといった現場の声が上がっています。

文科省も三つの方針を持って、打ち出して何とかならないかということで進めているところではありますが、さらにここに小学校への乗り入れ授業が行われるようなことになれば、負担が増えるのではないのでしょうか。この点について議論があったのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 先ほど申し上げましたけれども、推進会議の中でさまざまな議論はありました。今、乗り入れ授業のことに話して申し上げますと、先ほども言いましたけれども、英語の関係、英語の授業を中学校の先生。今、小学校に外国語に親しむという授業が始まっています。今度は新しい学習指導要領になった場合、5、6年生が完全に英語科と、さらに3、4年生が外国語活動に親しむということで、実質的に英語の授業、親しむということになるかと思うのですけれども、そういうのにも備えまして、小中一貫教育の場合は、逆に中学校の先生が小学校に乗り入れて授業をやってくると。小学校の先生は、もともと英語の免許を持っていなかったり、英語の授業のノウハウがなかったりする先生が多いので、そういう意味では、先生たちの負担軽減になるのかなというふうに考えています。

実際に今、今年度からなのですけれども、小中一貫教育のモデルというか準備ということで、札内東中学校に英語の教諭を1人加配しまして、白人小学校と北小学校に専門的に授業、英語だけ教えるに出かけているという乗り入れ授業をやっています。そういう意味でも、やっぱり小学校のほうは非常に助かっているというようにお話を聞いています。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 今お話がありましたとおり、これ要は加配して対応していただけるというのであれば、大変すごくよいのかなと思います。

ただ、問題がありまして、教師の免許の問題は問題がないのでしょうか。例えばですが、中学校の先生が小学校に乗り入れる際に、教員免許の問題で、中学校の先生が小学校において授業を行うことができるのかという問題。そして、あと、やはり中学校の先生が小学校に行くということであり、今までの状況とは違うと思うのですね。中学校の指導、中学校の雰囲気といいますか、小学校の雰囲気といいますか、そうした中で、やはりそう簡単にうまくできるようなものなのかなというのが一つの懸念であります。そうした中でも、やはり研修が必要になった中で負担とか、もしくは学校間の連携という中で会議が増えて大変、要は、加配された先生は問題なかったとしても、周りの先生方の連携、要は小学校は教科担任制ではなくてクラス担任制ですから、そういったところの負担がさらに増えていくのではないかなということが懸念されます。

そして、新学習指導要領は、授業日数自体が一気に増えるのですよね。もう、要は英語だけではなくて道徳の問題もありますし、そもそも授業時数がすごくふえる中で、小学校ですと、小学校6年生で大体980時間だったところが1,000を超える授業時数になると。そうした中で年間20時間とるとなると、やはりそれこそ子供たちに与える負担とかが懸念されているような状態で、さらにこの小中一貫教育を導入して、もっと負担が増えていくのではないかという懸念があります。その辺についての議論はあったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 今、小中一貫の関係の免許の問題、それと免許の問題だと多忙化になるのか

なという議論はあったのかということなのですからけれども、それについては、まだ今現在のところは、そういう推進会議の中ではありません。

免許の問題ともう一つ、乗り入れ授業による負担ということなのですからけれども、乗り入れ授業するのは、主に中学校の先生が今乗り入れ授業をするということで、実際にもう去年ぐらいから、昨年度から、中学校の先生たち、小学校と連携して乗り入れ授業を始めてきています。それが、主にやっぱり英語、理科、数学、算数ですね、それについて乗り入れ授業をやっていただいております、中学校の先生が小学校に行くというのを。そういう中では、先生たちは逆に非常にやっぱり喜びを感じてやっているようです。違う環境、違う子供たちに対して教えるということもあって、こういう小学生の段階から伸ばしてあげられるという。伸ばしてというか、中学校の先生は専門的な授業のノウハウを持っているので、そういう意味で、もう中学校につながるような勉強をさせてあげられるのかなという感想を持っているようです。

あと、これから道徳、英語、増えてくると、新しい学習指導要領によって。これにつきましては、文部科学省が先日方針ということで今出した段階なのですからけれども、総合学習の時間を年何十時間、40時間とか、そこまでは当面は道徳だとかそういうものに振りかえていいというふうにしようという方針を出したというふうに聞いておりますので、この点につきましては、また時数の確保という別な問題で、ちょっと私ども情報収集、注目していきたいなと思っております。

あと、免許の問題についても、これも文科省では今、何か講習を受けていただくとか、そういうようなことで、どうするかということを考えているようです。

乗り入れ授業に対する負担だとか、そういうことでございます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 済みません。ちょっと聞き取りにくかったので。

負担が、要は加配された先生が、例えば英語の先生が小学校に乗り入れていただく。そのときは加配の先生ですので、小学校の先生にとってはありがたい。しかし、そういったことによって、小学校の先生が、要は加配、上から来ていただく先生との打ち合わせですとか、そういったところで負担が増えるのではないかとということです。今まで英語がなかったものに英語が来るということで、先生たちの負担がさらに増える中で、もしかしたらそういう取り組みをすることで、一定程度の軽減があるかもしれませんが、会議が増えるということになります。

そして、先ほど言いましたけれども、文科省の方針が三つ出されました。その中で総合授業、総合授業は比較的、要は運動会の準備ですとか、学校でいろいろ催し物をやる時の準備で使っているものです。そこに授業を盛り込むということは、やはりこれから子供たちが培ってくるものに対して学習を強要するものになるのではないかと懸念があるのです。文科省の方針はいいものではないですけれども、やはりだからといってそれが解決されるというような問題ではないので、そこはもっと総合授業で大丈夫だというようなことにはならないというのが私の感想です。

先ほどもお話ししましたが、教師の時間の確保が何よりも急がれます。教育システムができ上がったとしても、やはり対応できなければ発揮できないようなものになりますので、個人で対応できないところは、やはりもっと現場の先生たちのお話を聞いてやっていただければというふうに思います。特に小学校の先生たちの状況は大変厳しいような状況もありますので、乗り入れだけではなくて、今後小学校から中学校というようなことも答弁のほうではありました。そうした中で、やはりもっと中学校の先生に対する問題も考えていかなければいけないのではないかと思います。逆のパターンについての検討は考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 小学校から中学校に行くというパターンは、現在のところ考えておりませんし、その推進会議の中でも、話にはそういう考え方というのは出てきておりません。

また、先ほど言っていましたけれども、加配でない先生が小学校に乗り入れ授業するという、先ほど言いましたけれども、数学、算数、理科とかという先生が行ってはいますけれども、今、実際に行

っているのですけれども、そういうことに対する負担というのも、推進会議だとかそういう中では何も聞いておりません。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） なかなかかみ合わない中であれなのですが、やはりいろいろなお話を聞いて進めたいというのがあります。質問の中には、やはりいろいろ疑念を持っている先生方も中にはいらっしやいますから、そうしたところにも真摯に対応していただきたいというふうに思います。

次に、モデル校の設置についてお聞きしたいと思いますが、新聞報道で見て知ったのですが、小中一貫教育の推進構想がまとめられました。多くの提言がなされて、今、教育長がお話しされたとおり、小中一貫学校の後に義務教育学校を目指すという中で提言が多く出されているのかなというふうに思います。やはりそうした中で、鹿追町のような、幼小中高一貫教育も視野に入れているという内容がありました。こういうところを目指すということでもいいでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 最終的には、一貫教育というのは、一般論として幼稚園から高校までというのが一貫教育の最終的な目標でございますけれども、現在のところ、最終的にできればいいなということはあるけれども、今のところは、まずは小中一貫ということを考えて、推進会議の中でも話しているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） それでは、小中一貫学校になってきますと、新しく9年間のカリキュラムを組むという中で、独自のカリキュラムを組むという考えがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 義務教育学校ありきではなくて、小中一貫教育ということで、新たな幕別に合ったような、幕別の子供たちに合ったような、そういうようなカリキュラムは組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 独自カリキュラムですので、例えばキャリア教育、スポーツ教育というような授業を持つのかどうかをお聞きしたいのですが、どうですか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） カリキュラムの内容については、これから推進会議の中で話しながら、または教育委員会のほうで提示しながら組んでいきますので、今現在、どういうスポーツとか、そういうのを組むかどうかというようなことについては、何も決まっておられません。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 学習カリキュラムを独自で組む、例えば小中一貫教育をやっているところでは、独自教育、要は道徳的なものでやっているところがあります。そうしたものを持つと、やはり授業が増えるという中で負担もありますので、そこは考えていただきたいと思います。

あと、先ほど呉市のお話がありましたが、小中一貫教育の中で前倒しや繰り下げによって授業が行われるというような状況もありますので、この辺についても、やはり子供の負担や詰め込み過ぎによって授業についていけないというようなことも呉市や品川区ではありますので、この辺は十分留意して検討していただきたいというふうに感じております。

次、生徒、保護者への意見の反映についてであります。教育の大きな枠組みを、今、町が進めようとしているところでありますが、やはり慎重に取り組んでいただきたいと思います。これまで多くの議論がされてきているようですが、小中一貫教育について地域住民や保護者の声があったのかどうか、もしくはこの小中一貫計画がどこから出てきたのか、ちょっとお聞きかせいただければと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 先ほども何度もお答えさせていただいておりますけれども、小中一貫教育がどこから出てきたのかというのは、最初の答弁もそうですけれども、私どもがまず現状を考えていったとき、それに有効な手だてだなということで小中一貫教育という考え方を打ち出したもので、そして保護者の意見が反映されているのかということなのだと思いますけれども、それについては、今、推進会議の中で、これも先ほど申し上げましたけれども、教員、保護者、教育委員会の職員が入って、課題の洗い出し、これからどうやって進んでいくのかということをお話し合っていくということです。そして、さらにそのベースとなるために、子供に対するアンケートをやったと。さらに今月、保護者に対するアンケートをやって、どういう意見を持っているかもさらに吸い上げていくということを考えているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） やはり推進会議の中で、25名か24名の方で取り上げられていると思うのですが、その中では地域の方や保護者の方が入っているのか、全体で24人か25人だと思ったのですが、保護者の方や地域の方が何名入っているのかお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 昨年立ち上げました小中一貫教育等の推進会議の構成メンバーといたしましては、各小中学校から教諭の方が1名ずつということで14名おられます。また、各中学校区を今エリアとして想定しておりますことから、各エリアから各中学校の校長先生にお願いをしまして、校長先生が5名となっています。また、保護者の代表ということで、町のPTA連合会の会長、副会長さん、合わせまして3名の方に構成メンバーとお願いをいただいております。また、これに含めまして教育委員会から2名の職員が入って、推進会議を構成しているというような状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 最初の要は質問趣旨にもありましたが、やはり教育関係者だけで進めていただきたくないというのがあります。やはりPTAの方も参加していただいているという話ですが、これは小中一貫となりますと全校的な、もう全生徒、全児童的な問題になりますので、やはりもっと幅広く意見の交換の場がもらえる取り組みをしていただきたいと思います。

そうした中で今、保護者アンケートを行いましたという話がありました。保護者アンケートをちょっと見させていただいたのですが、大変残念な内容であります。何点か抜粋したいと思います。「小学校、中学校が連携し、9年間の義務教育の指導を滑らかにつなぐことをすることは、子供たちの成長にとってはよいことだと思いますか」「交流を深めることは、子供たちの成長にとってはよいことだと思いますか」「小学校、中学校、教員交互の交流によって連携を行うことは、連続性を持った教育を行うことで、子供たちの成長にとってはよいことだと思いますか」。これ、否定する方がいらっしゃるのですかね。住民から見たら、9年間の学びは必要だ、こうしなくては進めることができないと、こうしたものが保証できないというように聞こえますが、意図は何であってこの設問を入れたのかお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 今、実施しておりますアンケートでありますけれども、この小中一貫教育等推進会議の中で議論をして、項目についても設定をしたというものでありまして、保護者の方も入ったそういった会議の中で決めたものということであります。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） やはり進め方に問題があるのかなと思います。これを見たときに、要は否定できるようなものでもないし、やっていただいたらやっていただいで助かるなのというのが、保護者の感想だと思います。そうした中で、やはりもっと細かく丁寧な説明が必要であったのかなというふうに思います。保護者の多くが、やはり小中一貫といってもなかなかわかりにくいふうに思います。そうした中で、内容についてしっかり説明してから今回のアンケートをとって、こういった取り組みはどうですかというのが正しかったのではないのでしょうか。それについては、教育長はどのように考えま

すか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 私ども、前段で言いましたように、教育委員会といたしましては、これは非常にいい制度だというふうに考えております。そういうようなこと、この会議に参加したPTA連合会の役員の方たちには、もちろん制度の説明はさせていただいています。一般教員の方にも、そういう制度の説明をさせていただきます。そういった意味で、今回こういう形で皆さん方に意見を聞いてみましょうかということで、こういうアンケート調査の設問ができたということで、私どもそれに対してどうしようこうしようということをやったわけではありませんし、皆さんたちの中で話し合って設問が設定されてきたという経緯がございます。

それと、あと詳しい説明につきましては、先ほども答弁いたしましたけれども、まず保護者、教職員を対象とした制度に関する講演会、これを行う予定であります。さらに保護者に対する説明会、これも行う予定であります。そのベースとなるものでありますので、決して、今、誘導というようなふう聞こえたのですけれども、そういうような意味合いでアンケート調査するわけではないので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 設問に対してやはり説明がすごく足りないのです。そこをもっと推進会議で決めたのであれば、教育委員会の方も2名入っているという話ですので、やはりもう少し説明を入れてからこういう説明を、要は普通の保護者の方からですよ。逆に言ってしまうと、アンケートをとる前に講演会を開くですとか、アンケートをする前に説明会を行うというようなことをしてからやらないと、これでは何のことだかわからないというようなことになるのです。やはりそうしたところをもう少し考えて進めるべきではないかというお話で、教育長はどのように考えていますかという問いでありました。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 先ほどから申し上げますとおり、この後、説明会をやるということです。あくまでも私ども行政としては、こういう方向で進みたいなということをお話しさせていただいて、そしてどうしたらいいかというのを、今、課題整理ですとか、もちろん保護者の声あるいは教員の現場の声、こういうものを聞いて進めていこうという段階でございますので、この後も丁寧な説明をしていきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） やはりもっと保護者の方、対しまして地域の方、いわゆる小中一貫は地域と学校と教職員と生徒とが一緒になって学校をつくっていこう、よりよいものにとというのが最終目標でありますので、やはり学校適正化がどうあるべきかですとか、保護者や住民の皆様とよく協議した上で合意形成を得られるよう、これから考えていただきたいと思えます。

最後ですが、少人数学級の実施についてであります。財政的な問題でなかなか厳しいという話がありました。中学校進学時の環境の変化になじめない問題は、やはり教員を増やすことが何よりも重要であり、何より行き届いた教育になるのではないかと思います。そうした中でも、教育といえば秋田県ではありますが、少人数学級の実施を平成27年度に小学校5年生まで、28年度に小学校6年生まで広げて、全ての学年で30人以下学級を実現しているのです。47都道府県で見ましても、北海道と同様の3学年の少人数学級は13県しかありません。そうした13のうちの3県に至っては、30人以下学級を実施しているのです。やはり道への働きかけもそうなのですが、全国的に広がっているこの少人数学級への流れ、将来を見越した先取りで、町独自に加配を行って少人数学級の実現を求めて終わりたいと思えます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

10：58 休憩

11：10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○11 番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問をいたします。

郷土文化資料館の整備充実を。

幕別町の郷土文化施設として「ふるさと館」「蝦夷文化考古館」「ナウマン象記念館」があり、幕別の歴史や文化を学び、次世代に引き継いでいく大きな役割を果たしています。今「ふるさと館」と「蝦夷文化考古館」は、施設が老朽化し、施設整備が検討されています。

ふるさと館は、昭和 54 年（1979 年）に幕別町が自然とどうかかわって発展してきたかを知り、歴史の面と自然科学の面から見詰め直そうという町民の願いから、郷土の歴史資料を保存し展示する施設として開設されています。また、いろいろな体験活動を通してふるさとを理解することを目的としている「ジュニアスクール」など、教育にも重要な役割を果たしています。

蝦夷文化考古館は、昭和 34 年（1959 年）、アイヌの指導者吉田菊太郎氏が、アイヌ民族の民具や着物類など永久に保存しようと、幕別町を初め関係団体、個人から寄附を仰ぎ建設しています。幕別の土台を築いてきた歴史資料が展示されている貴重な資料館です。

資料館は、町民がいつでも気軽に利用でき地域に開かれていくことにより、幕別の歴史に関心を持ち、愛着を深めることとなります。さらに、幕別を訪れる人々に幕別を紹介する施設として大きな役割を果たすこととなります。

今年度、町では、幕別町郷土文化資料館の整備等基本構想の策定を進めていくとしています。

よって以下、次の点についてお伺いいたします。

1、ふるさと館・蝦夷文化考古館の施設整備、位置の構想は。

2、施設の運営には専門員の配置が重要であるが、どのように配置していくのか。

3、郷土文化の掘り起こしをさらに進めていくには、資料の収集、整理、保存が必要である、今後の方針は。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「郷土文化資料館の整備充実を」についてであります。

自然環境や歴史的背景の中で培われてきた歴史資料や文化財は、先人の暮らしや精神文化を知る歴史的・民族的な価値があるだけでなく、郷土への誇りや愛着を育てるための重要なふるさと資源であり、町民の共有財産、知的資源であります。

郷土資料を適切かつ継続的に収集、整理、保存し、公開することは、将来の文化発展の基礎となるものであり、町と教育委員会の重要な責務であると認識をしているところであります。

このようなことから、白人コタンのアイヌの指導者であった故吉田菊太郎氏が、アイヌ民族の先祖が残した収蔵品を陳列し、保存するために建設した資料館を昭和 41 年に町が寄附を受け、蝦夷文化考古館として管理運営しているところであります。

また、ふるさと館は、ボウリング場として建設されたものを昭和 53 年に町が取得し、町の郷土資料を保存、展示する施設として昭和 54 年にオープンし、一般に公開しているところであります。

さらに、平成 18 年には忠類村との合併により、忠類ナウマン象記念館を加え、考古館は生活史、ふるさと館は産業史、ナウマン象記念館は自然史と、3 館それぞれの個性や特徴を生かして、ふるさとの郷土史と文化史を後世に伝える場としているところであります。

ご質問の1点目「ふるさと館・蝦夷文化考古館の施設整備、位置の構想は」と2点目の「施設の運営には専門員の配置が重要であるがどのように配置していくのか」につきましては、関連がありますのであわせて答弁をさせていただきます。

ご質問にありますとおり、蝦夷文化考古館は昭和34年、ふるさと館は昭和45年に建設されたものであり、それぞれ58年、47年が経過しようとしており、両施設とも老朽化が進んでいるとともに、貴重な郷土文化資料の保存につきましても、今後、雨漏り等による資料の劣化が懸念されますことから、施設整備のあり方や資料の保存、展示方法等について検討を進める必要があると認識をいたしております。

このようなことから、これまでさまざまな角度からそのあり方等について検討を進めてまいりましたが、より具体的な検討を行うため、平成24年6月に町文化財審議委員会に町指定文化財の保管と活用について諮問し意見をいただいたところ、「両施設については、新設、改修等の早急な対応が必要」との答申があったところであります。

教育委員会といたしましては、この答申を踏まえ、「先人の遺産を後世に伝える」という基本理念を掲げ、その具現化のために「資料収集機能」「整理・保存機能」「公開・普及・教育連携機能」の目指すべき三つの機能を有する施設の整備方針として、「(仮称)幕別町郷土文化資料館整備等基本構想(案)」を作成し、平成27年3月に町文化財審議委員会にお示しをし、ご意見をいただいたところであります。

基本構想(案)に対する本委員会からの意見といたしましては、「各種資料の保存管理の上からも両館は合築が望ましい」「資料の適正な保存管理のため、空調の整備を望む」「ふるさと館の建てかえについては、現敷地にこだわらなくてもよいのではないか」などのご意見をいただいております。

基本構想(案)では、新たな郷土文化資料館として、ふるさと館と蝦夷文化考古館の機能をあわせた施設を新築し、建設位置につきましては、現蝦夷文化考古館敷地としていただいておりますが、ふるさと館を別の場所、蝦夷文化考古館を現在の敷地で新築することもあわせて検討することといたしております。

新たな郷土文化資料館の諸室の構成案につきましては、幕別町の自然や歴史、文化に関する資料の収集・保存、公開・普及などを行うための配置を想定しております。

資料館のメインとなります常設展示室は、「幕別町を知る契機」をテーマとした展示とし、幕別町の歴史や自然、産業のあらまし、幕別町の特徴、成り立ちなどを紹介するスペースとしており、さらには、特別展示室や収蔵室、研究活動室、事務室などの整備を想定しております。

専門員の配置につきましては、教育委員会では、町民の郷土文化に対する理解を深めることを目的として、平成18年度から専門的な人材として、郷土文化研究員を配置し、郷土の歴史や民俗、芸術・文化、産業並びにアイヌ民族に関する資料の収集や整理を行っているところであります。

また、ふるさと館におきましては、昭和54年の開館前の準備段階から、町民のボランティア組織である「ふるさと館事業委員会」の皆さんが資料整理や企画展示、郷土史研究、ジュニアスクールの運営などを行っており、歴史の散歩道などふるさと館以外の事業にも協力をいただいております。

本年4月には、本町の歴史や文化に精通している方を郷土文化特別相談員として委嘱したところであり、「(仮称)幕別町郷土文化資料館整備等基本構想」の策定に際しましては、特別相談員にも協力をいただくとともに、資料の展示方法や保管方法など、より専門的な知識が必要となりますことから、博物館学芸員資格のある地域おこし協力隊員の募集につきましても、現在、準備を進めているところであります。

なお、施設の運営に関する専門員の配置につきましても、今後、基本構想の策定において検討してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「郷土文化の掘り起こしをさらに進めていくには、資料の収集、整理、保存が必要であるが、今後の方針は」についてであります。

本町の歴史的・文化的資源である郷土文化資料は、幕別町に関する先史時代の埋蔵文化財やアイヌ

民族の品々、開拓期から今日までの産業や生活に関する用具など、全てを収集対象としているところ
であります。

今後におきましても、広報紙等を通じ町民の方々に情報の提供を求め、引き続き郷土文化研究員や
郷土文化特別相談員に協力をいただき、新たな資料の収集を進めるとともに、寄贈や寄託、発掘など
の方法により収集した資料を良好な状態で次世代に継承するため、適切に整理・保存し、収集した資
料に関する情報を図書館のシステムと連携して活用できるよう、基本構想の策定において検討してま
いりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 今、ふるさと館・蝦夷文化考古館の施設整備、位置の構想ということですが、ま
だ基本構想の段階ということで、さまざまな町民の意見などを取り入れていく可能性、そこは十分に
配慮していただきまして、これから実質計画を進めていくときには、そういう意見も取り入れた構想
にしていくことが必要ではないかというふうに私は思っております。

それで、合築、単独にするにいたしましても、考古館は生活史、ふるさと館は産業史、ナウマン象
記念館は自然史、こういう形で分類しているということですが、合築した場合にはそれぞれに、考古
館は考古館の持っている資料、それから、ふるさと館はふるさと館の資料ということで、それは専門
員の方の力をおかりしてどう進めていくかということになると思うのですが、今、考古館も本当に古
くなっておりまして、現在でも雨漏りがしているだとか、すき間風が入っているですとか、それから
今ある資料も、本当にあと何年かけて新しい資料館ができるかというのは、これから三、四年はかか
ると思うのですけれども、それでもそれに耐えられるのかというような、そういう状況になっている
と思います。

それと同時に、この考古館に関しては、幕別町の人だけでなく、これから学芸員になろうと思っ
ている方、それからこういう歴史に興味のある方も訪れまして、その考古館の魅力というのを幕別に
住んでいる人以上にその魅力を発している、来館者の感想などをお聞きいたしましても、そういう感
想が寄せられているという状況です。ですから、そういうこともきちっとあわせながら、これから合
築にしていくのか単独にしていくのかということになっていくと思います。

それで今、単独の場合はふるさと館は別、考古館は現地、それから合築の場合はどうするかという
ことになるというふうにお聞きしていますので、そこもしっかり検討して行って、次世代にしっかり
それが残って伝わっていくような施設にしていくことが大事だというふうに考えております。

それで、建築場所になるわけですけれども、ここの建築場所は考古館は現地、ふるさと館はこれ
からどうしようか、合築の場合は今の考古館のところに建てていくというお答えでした。それで、こ
の建築場所なのですけれども、開基百年記念事業のとき、幕別町が開基 100 年というふうになったと
きの事業に、今のスマイルパークのところに温泉プールですとか、それから資料館ですとか、そうい
うものを建築する計画ということで、あそこに用地を買っております。その用地なのですけれども、
そのときに地方拠点都市法の拠点地域の指定を受けるということで、用地を購入しておりますよね。
ですから、そのときにそういう計画があったと、今、二十四、五年たっているのですけれども、そう
いう目的で広大な土地を買っているわけです。ですから、そういうこともきちっと土地活用をしてい
くという視点で、資料館も建てるということで買っているわけですから、そういうところを利用して、
そこに資料館を建てるということも必要ではないかと私は思うのですが、教育長はその点どのように
お考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 百年記念ホールの前の百年記念公園につきまして、用地を買ったときにはそう
いう話はなかったかと思えます。その後で、地方拠点都市の事業の関係で、そういう計画が出てきた
と。ただ、それにつきましても、ちょっと私、年度は覚えていませんけれども、その計画はなくなっ
たというふうに記憶しております。

いずれにしても、ただ、そういう場所も含めて、どこにするのかと、どこが最適なのか、あるいは合築がいい……、先ほど合築するというをした方がいいのではないかとという答申と、さらにあわせて別々に新築してもいいのではないかとという答申、両論併記でご意見をいただいております、まだどういう形にするかというのは決まっておりますので、今年度からこの基本構想の策定作業に入りますので、その中でさまざまなご意見を伺いながら検討させていただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） これから基本構想ですから検討に入るとは思うのですけれども、そういうときにやはり教育委員会がどのような姿勢で臨むかということも大事だというふうには思っております。こういう中で、百年記念事業のときに土地を購入するときに、本当にこのような広大な土地が必要なのかという、そういう意見も多々出されているというふうにお聞きしております。

それで、構想が消えたということでしたけれども、その構想が消えた理由というのはどのように押さえているのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今のお話につきましては、平成5年に地方拠点都市法に基づく基本計画が策定された、そして、その策定の上では、拠点法そのものは非常に期待感があって、あたかも金がたくさん天から降ってくるのではないかとぐらいの、そんなような期待感が実はありまして、拠点法の重点的にお金が投資される地区を拠点地区といたのですが、何とかこの拠点地区をたくさん町内に獲得したいと、そんな思惑から計画づくりを進めていったわけでありまして、その拠点地区としての指定を受けるためには、なるべく盛りだくさんの要素といいますか、魅力ある施設づくりというものを盛り込むべきであると。そんなような考え方がありましたことから、考えられるべき事業については全て盛り込んでいって、拠点地区、こんな地区をつくりたいのだと、そういう国への訴えかけをしたものは、今、当時の構想として残っているというか、構想がありまして、その中には百年記念ホール、当時は文化ホールといたしましたかね、百年記念ホールであったり、教育研修センターであったり、あるいはそのときはありましたけれどもスポーツセンターであったり、あるいはパークゴルフ場であったり、のびのび広場であったりと、本当にいろんな要素を、池まで絵の中にはあったりもしたわけでありまして、そんな事情がありまして、当時はそういった構想を持ちながら拠点地区を獲得しようと、そういう働きかけを国にしたわけでありまして、その後は、現実的には、現実に立ち返ったときにはなかなかそこまでの投資はできないわけで、もう既にあの30ヘクタールには100億円程度の投資がなされておりました、その後の百年記念ホールを建てる際には、あの30ヘクタールは、百年記念事業でもありましたので、100年先の幕別町町民に残す貴重な憩いの場にしよう。それは緑の城壁で囲まれたそういった町民の憩いの場にしよう、というふうには計画の転換がなされたわけでありまして、それが今現在に至っているというのが実情かというふうにお聞きしております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 地方拠点の指定を受けるためにそういう計画を盛り込んだという答弁でした。その後その計画がなくなったということでしたけれども、現在、その購入した土地に、当時は温水プールですとか歴史民俗資料館、あるいは憩いの家ですとか、教育研究施設ですとか、そういうものを建てたいという計画の中でその指定を受けたということでした。そういうことで、行政というのは続いていくものなのだと思うのです。政策というかそういうものは、人がかわっても、私、続けていくものなのだと思うのです。そういうことで土地を購入したのであれば、今その計画の中にある資料館を建設するという計画が出てきたわけですから、そういう計画とリンクすれば、今あるスマイルパークにこの新しくできる資料館を建てる計画がそこにあってもいいのではないかと。リンクすること、今から25年前のこの計画と今ある計画ということは、その財源が保障、これから建てるための財源をこれから決めていくということ、では土地をどうするかということであれば、今ある土地を有効に活用することが非常に大事だと思うのです。今ある土地は町民の財産でもあるわけですから、その土地をどう活用するかということは、そのときに立ち返ってやはり検討していく必要があるのでは

はないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 地方拠点都市のお話をしましたけれども、地方拠点都市の拠点地区の指定をしていただくがためにいろいろな事業を盛り込んだわけでありまして、その後において百年記念ホールの実際の建設計画が出てきたわけで、その建設計画のときには、あの30ヘクタールの中で百年記念ホールが核施設になるだろうと。ですから、それを中心にした土地利用も図っていくべきだということで、建築の設計を担当したところに、30ヘクタールの土地利用も含めてどういった活用がよろしいのかなという結果、100年先の町民に残すべき貴重な財産で、何だかんだたくさん施設を埋め込むのは有効利用に当たらないのだと、配置することが有効利用には当たらないのだということで、何も無いことこそ100年先に残すべき貴重な財産だということで、計画の修正がそこでなされた。百年記念ホールの建築の際に、建築計画が出たときに修正がなされたということで私は認識しております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） その修正されたときには、多分、膨大な費用をかけて議会で諮ってやはり購入をしてきたという、土地の購入というのはそういう経過があると思うのですけれども、修正を図るときに、ではそれを町民とか議会に、町のお金で買ったわけですから、そういうことを提案したのかというのにはちょっと疑問に思います。

それで、そのときに、何も無いのが有効活用だというご答弁でしたけれども、今あそこを、百年記念ホールを核として土地利用を考えていくということであれば、やはりこの幕別町のまちづくり、そういう観点から見ると、百年記念ホールは、今、本当に利用されております。それと同時に、やはりこの民俗資料館というのは、幕別町の先代の歴史、それから今につながる、そういう歴史を資料としておさめていく施設でもあると思うのですね。

それで、その施設は、よく図書館は本とかそういうものの利用する場所ですけれども、こういう資料館というのは、心を癒やし、そして後に自分自身を元気にしていく、そういう場でも私はあると思うのです。ですから、そういうものとあわせて百年記念ホールに続けて、歴史をきちっとそこで後世に残していく、そういう立場では有効活用の施設であると思うのですが、その点いかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今の構想の中では、ふるさと館と考古館の機能をあわせたものを1カ所につくることが好ましいであろうという、今そういう段階にあるわけでありまして。そうなったときに、考古館がどこでもいいのだということにならないわけなのです。やはり機能的には二つあわせたものを持つのがいいだろうと。ただ、考古館機能、今ある考古館の部分については、これはどこでもいいということにはなかなかならない。それは、やはりアイヌの方々のそこには思い、歴史というものがあるわけでありまして、これはやはりあの地域であるということは、これは伺っているところでありまして、今後、その辺の意思確認というものも当然はつきりとさせなければならないというふうに思いますけれども、今までの流れの中では、やはり考古館については、あの場所での建てかえであると。そういうことがありますので、これを百年記念ホールのところを持っていくというのは、今の段階でははっきり申し上げられることではないというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 確かに、考古館の役割、それから考古館のインパクトというのは、本当に私たちいつもそこを視察させていただきまして見ているのですけれども、町外から来られた方にとっては本当にインパクトの強い施設だということは、2年前の朝日新聞の記事にも載っているのですけれども、それは重々承知の上なのですけれども、これを後世につなげていく、そういう点であれば、やはり考古館とふるさと館というのは連携している、そういうものでして、そのところをどのようにつなげていくかというのは、本当に検討が必要だというふうには思うのですけれども、今、教育長の答弁の中では、今の考古館のあるところふるさと館もあわせて建設していきたい、基本構想（案）の中では、そういうふうを考えているという答弁をいただいています。そうしますと、あそこに建てるのか

なというふうな思いも私は受けているものですから、もしそこにふるさと館と考古館を一緒に建てるということになっていった場合に、建設地はどこになるかというところが一つ大きな問題になるのではないかというふうに思ったので、こういう質問をしたのですけれども、やはり合築する場合には、今あるスマイルパークのところに、きちっとそのときの政策とリンクした形で建設していくべきではないかと私は思います。そういう点をしっかり踏まえた上での土地利用を進めていくべきではないかと思ひまして、答弁をお願いします。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 百年記念ホールの百年公園の関係もということですが、繰り返しになりますけれども、考古館につきましては、吉田菊太郎さんから寄贈を受けてあの場に建っていると。今でもアイヌの方々はその近辺に住んでいらっしゃるって、昔からそこを生活の基盤にしていたと。そういう大事な地域であるということで、あそこから動かさないでほしいという、こういう気持ちを私どもも聞いておひまして、考古館については動かさないのかなというふうには思っております。そこで、今度はふるさと館、郷土資料館のほうをどうするかということになりますけれども、文化財審議委員会の中の両論併記とは言ひましたけれども、合築も考えてはいいのではないかといた場合には、あの付近に町有地がありますので、そういうところに考古館を取り込むような形、生かして取り込むような形の合築ということも考えられるのかなというふうにも考えてもひます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 考古館のあの場所でもし合築するという場合には、土地は十分に確保できる、それだけの土地はあるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 現在の蝦夷文化考古館の敷地の隣にも町有地がありまして、約 3,000 平方メートルほど町有地がございますので、現在の基本計画（案）の中では、その中に建設が可能ということで考えております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） そうしますと、あそこにもし合築する場合、ふるさと館と考古館、それに生活館がありますよね。生活館も含めてできるという、それだけの土地はあるということでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 現在、生活館のあるところは除いて建設が可能ということでございます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 基本構想の中でこれから煮詰めていくということですので、今スマイルパークの土地利用というところもぜひ検討の中に入れて、検討していただきたいと思います。

それで、今あるスマイルパークの土地に何も建てないことが 100 年、200 年先の有効活用だというふうに町長は答弁されているのですが、これからもその方向で行くということなのではないでしょうか。その点、お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員、要旨から少し外れるのではないかと。

○11 番（野原恵子） わかりました。では、そういう押さえでわかりました。

では、次に移りたいと思ひます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） はい、済みません。

次に、施設運営の専門員の配置の件なのですが、今、答弁の中で、これから専門員も配置していくということの中で、今、研究員、それから新しく特別相談員、そういうこれからの人の配置なのですが、どのような連携の中で、特別のこの相談員ということを配置されたのか。それから、専門員資格を持った方をこれからも検討していきたいという、そういうお答えをいただいておりますけれども、その連携はどのような連携になっていくのかお聞きしたいと思います。

それと、ふるさと館事業委員、地域おこし協力隊員、研究員、特別相談員、このような人の配置と

ということですが、それぞれの役割と連携をどのように進めていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） まず、郷土文化研究員につきましては、内容といたしましては蝦夷文化考古館の収蔵物を中心に、ふるさと館収蔵物、それと旧幕別町及び忠類地区を含めた郷土文化に関する研究調査を行い、歴史的な位置づけを行っていただくという目的で配置してございます。

それと、あと、今年度から制度化いたしました特別相談員につきましては、特命的に必要なに応じた、教育長の依頼に応じて相談指導業務を行っていただくということで、当面考えているのが、仮称であります。郷土文化資料館の基本構想の策定に当たっての指導・助言をいただくという位置づけでございます。

それとあと、今進めているのが、この基本構想の案を固めていくに当たりまして、専門的な学芸員資格をお持ちの方を地域おこし協力隊として採用させていただく形で、今、町長部局とも協議を進めております。

それとあと、従来、ふるさと館につきましては、当初からボランティアの町民の方等によります事業委員会という形で、資料の整理とかも行っていただいている状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） そうしますと、特別相談員と地域おこし協力隊員。特別相談員という方は、基本構想を練り上げて、そして新しく施設が、文化資料館がきちっとできる、それまでの間の特別相談員ということになるのですか。それと、地域おこし協力隊員というのは3年間の期限ですよ。そうすると、それはこれからどのような方向で、こういう方々の協力を得るといことになるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 特別相談員につきましては、当面はと先ほど課長のほうからお答えさせていただいたのですが、今この委嘱した方、非常に幕別の歴史、文化に精通しているという書き方をさせていただきましてけれども、特にアイヌ民族、アイヌ文化の研究に非常に一生懸命やっていた方で、まだこれから残している仕事も実際に今あります。収蔵物の中でもまだ研究されていないものがあつたり、あるいは蝦夷文化考古館の収蔵物の中に、さらにふるさと館の中にも依田勉三の肖像画だとかとそういうものが、どこのどこから誰に描かれたものかとかという、まだ明らかになっていない収蔵物が何点かあるということで、それらの研究もあわせてやっていただくというようなことを考えています。

もう一点は、この特別相談員、例えばこちらから依頼して基本構想の打ち合わせやなんかに来ていただいたときには、町民の方に対して講座を開くとか、そんなようなことも考えておまして、いつまでとか構想ができるまでという考え方ではありません。当面の間お願いしたいと思っております。

それと、専門員、地域おこし協力隊員の募集と。これもここに答弁させていただきましたけれども、実際に建物をつくるとなると、本当に収蔵物をどうやって展示するのか、あるいは保管する保管庫はどのような形にするのかということはやっぱり非常に専門的な知識が要するというので、まずはその人たちにお手伝いいただいて、建物の構想を練るお手伝いをしてもらいたい。こういうお三方、特別相談員、研究員、さらに新たな学芸員資格を持った方、これらがちょっとチームを組むと言ったらおかしいですけども、そういうような形で構想案を組み立てていただきたいと、当面は思っております。施設が仮にできた後につきましては、また、そのときはどうするかということも、これも構想の中で盛り込んで練っていきたいということを考えています。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 特別相談員は当面の間ということで、期限は決められていないというお答えでした。それで、幕別の歴史、そしてアイヌ文化などに精通されている方というお答えです。地域おこし協力隊員は学芸員資格のある方、地域おこし協力隊員というのは3年間の期限ですから、その後どうするかということになると思うのですが、幕別の歴史に精通されてアイヌ文化にも精通されている方、そういう方の力をかりてというお答えでしたけれども、そこがまさに学芸員を配置するとい

う、そういうことが地域おこし協力隊の3年間の期限ということで今後どうなるのかということよりも、きちっと学芸員を配置して、それで施設運営をしていくという、そのことが今は基本構想に基づいてどう進めていくかということ、こういう方の力をかりていくということになると思うのですが、新しく施設ができた場合には、そういう考古館とかふるさと館ですとか、そういうものを展示するだけでなく、資料をきちっと集めて管理して、そしてそれをどう展示して町民にそういうものをきちっと知っていただく、そういう意味では、もっともっとそういう専門員の力をかりて地域おこしをしていく大きな力になると思うのですが、こういうふうにして特別相談員ですとか協力隊員ですとか、そういう形ではなくて、そういうものをまとめた資料館の要となる人材の配置ということで、学芸員をきちっと配置することが大事だと思っています。

それで、学芸員というのは、きちっと専門知識を持っているのと同時に、そういう施設の充実ですとか、地域と密着して町民の方が何度でも足を運んでいただく、そういう展示の仕方ですとか、特別そういう知識を持っている方ですので、この特別相談員という形で必要に応じて来ていただくよりも、そこに常駐している、専門知識を持った職員がそこに配置されているということが施設の充実につながると思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 施設ができた場合の運営の際の、いわゆる地域おこし協力隊員による学芸員と、これは先ほども言いましたけれども、構想の中で今後どうしていくかということを考えていきたいと思えます。特別相談員とこの施設に常駐している専門員というのは、これはまた役割が違うので、その辺のところはちょっと別に考えていただきたいなと思っております。特別相談員は、先ほど来言いますように、非常にアイヌ文化、幕別町の歴史に詳しい方で、学芸員資格のある方も確かにノウハウはあるのかもしれませんが、その地域地域の文化、地域に根差した文化を知っているかという、それはまた別な問題だと思います。一般的に、埋蔵文化財をどうやって保存するのだ、これはジュラ紀のものだとか何期のものだとか、そういうようなこと、あるいは展示の方法は博物館ではこうやっているのがベストだとか、空調をきかせて傷まない保存の仕方はどうだとか、それぞれまたその人によっても専門があろうかと思えます。本当にこの地域のアイヌ文化あるいは開拓の歴史、こういうものを勉強して持っている方かどうかということは、これは僕は違うと思えます。ですから、そういうようなことで、特別相談員については必要に応じて私どもから疑問な点を相談させていただくと。常駐する専門員につきましては、また、これは我々の職員がいいのか、あるいはこういう学芸員資格を持った方がいいのか、それとも今現在研究員としてお願いしている方がいいのか、そういうようなことも含めて、基本構想の中で位置づけして考えていきたいなと思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 人の知識も伝えていくものではないでしょうか。特別相談員は特別な知識を持っているというお答えでした。特別な知識を持っている、その知識を後世に伝えていく、そのことも大事だと思うのです。学芸員はそういう知識を持って、アイヌ文化だけではなくていろいろな知識を持って学芸員というのはいらっしゃると思うのですけれども、幕別のそういう知識を持っている方、特別相談員として配置する、そういう方の知識を後世に伝えていくためには、それではこれからどうしていくのだということになっていくと思うのですけれども、たしか特別相談員、研究員の雇用状況はどういう状況なのでしょう。それがきちっと伝わっていくような手だてをとっていくということが大事だと思うのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 先ほど申し上げましたけれども、特別相談員につきましては、こちらからお願いすることがあったり、あるいはそういう際に来ていただいたときには町民に対していわゆる後世に伝えるという、そういうような仕事、講演会だとかそういうものをやっておいただくという考え方を持っています。この方につきましては、あくまでも委嘱していて、常時賃金を払っているという状況ではなくて、こちらに来ていただいて講演会をやっていただくとか、あるいは研究活動をやっていた

くとか、その際に旅費と日当を払わせていただくという仕組みなので、毎月とか毎日とか、日額とか月額で賃金を払っているという方ではなくて、先ほどから何回も言いますけれども、町の文化、アイヌ文化、町の開拓期の歴史、これに非常に詳しい方と。

学芸員の方は確かにいろんな知識は持っているかもしれませんが、例えば東京にいた方が、幕別町の千住のアイヌの歴史なんてわかるかといったら、絶対わからないと思います。そういうことではないのです、だから。そういう役割は違うので、運営の際の常駐する職員というのは、うちの職員がいいのか、そういう学芸員資格を持っている人間がいいのか、あるいは今お願いしている研究員がいいのか、その辺のところは、我々は基本構想の中、策定する中で、今考えていくということでございます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 私は、特別相談員を否定しているわけではないのです。その方の持っている知識をどのように幕別に配置されている人たちに伝えていく手だてをどうするのか、そこが大事ですよと言っているのです。学芸員が、本州にいる方が幕別に直接、もし配置されたとしても、いきなりアイヌ民族のそういう歴史やなんかは身につけていないかもしれません。でも、そういうものをきちっと伝えることで身につけていくことはできるわけですから、そういうことを言っているのです。ですから、そういう手だてをこれからどうとっていくのですかということをやっているのです。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 何度も言いますけれども、開設後の運営のそこに専門員を置くかということにつきましては、私どもの職員がいいのか、あるいはそういう学芸員の資格を持った人がいいのか、それとも今お願いしている研究員の方がいいのか、その辺のところを基本構想策定の中で考えていきたいと思っているということでございます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） それでは、これから基本構想の中に学芸員の配置を、ぜひ検討の中に入れていただきたいと思えます。

次に移ります。

郷土の掘り起こしということですが、これは答弁をいただいております。それで、今どのように資料の収集、整理、保存、これ保存が非常に大事だと思うのですが、その保存は今現在どのようにされているのかお聞きします。

○議長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） 保存につきましては、例えば寄贈でいただいた資料等を調査、整理した後、すぐ展示する場合は展示室のほうに展示いたしますし、そうでないものにつきましては、保管庫のほうで傷まないように收藏させていただいております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） それはそのとおりだと思うのですが、その保管の状況が今どういう状況になっているのかというのがちょっと不安に思うところがありまして、湿気を嫌うようなものはどういったような保管をしているのか、それから整理の仕方もうどういったふうになっているのか、これから今までの保存の仕方、それから、これからは基本構想の中できちっと資料室も設置していくことになると思うのですが、その間の期限が3年、4年とあると思うのですが、それを現状のままでいくのか、それとも手を加えて保存をきちっとしていくような手だてをとっていくのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 現在の収蔵品につきましては、量もそれなりにありますので、ふるさと館の保管庫に置いております。しかしながら、教育長の答弁にもありまして、これから、心配はされませんが、今、改築なり新築をしようとしている段階で、既存の建物に多額の投資をするわけにはまいりませんので、できる限り換気に気をつける、それからなるべく湿気を排除するですとか、

そういった方法は常々しておりますけれども、なるべく傷まないように保存してまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 新しい施設ができます。その間に、どういう形になるかまだ構想の段階ではわかりませんが、資料を整理して、それで移すという形になると思うのです。そういう整理するときにやはり専門の知識のある方の力を借りなければ、貴重な資料であっても貴重だということがわからない方が整理すれば、資料になりませんよね。だから、そういう手だても今のうちからきちっとしておかなければ、資料もきちっと生かされたものにならないと思うのですが、その手だてを今からとっておかなかつたら、膨大な資料ですから数日でできるとか、そういうものではありませんよね。だから、そういう手だてもこれから専門の方の力を借りてしていく必要があるのではないかと思います。その点はいかがですか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 資料の整理につきましては、現在、郷土文化研究員1名おりますけれども、その方がふるさと館に、毎日ではありませんけれども常駐をしております。資料の整理は日々行っているところであります。資料についても、そういったものがあるのかということも、今、整理段階ではありますけれども、データベース化をしているところであります。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 今、研究員という方一人ですね。その方一人でその資料の整理を今進めているという状況なのでしょうか。一人で十分なのでしょうか。その点お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 郷土文化研究員は1名ですけれども、町の職員も常駐しておりますし、さらには、先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、ふるさと館の事業委員会の方々、そういった方々のお力もお借りしながら資料の整理に努めているところであります。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 職員、事業委員、そういう方の力を借りて整理をしているということでした。ちょっと不安もないわけではないのですが、そういう資料の整理こそ専門の方の力が必要だと思うのです。その資料というのは、図書館で言えば本、資料室、そういうことになるわけですから、本当に素人の人が見れば、何回も言いますけれども、そういう点で本当に専門の方の力を借りてきちっと整理していく、保存していく、そこがやはり問われていくことだと思うのですが、しつこいようですが、もう一回お聞きします。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 今、専門員の方々のノウハウを使ってという話で、今回、答弁させていただきましたけれども、学芸員資格を持った方の雇用に向けて準備しているところでございます。仮にこういう方が来てくれるということになった場合には、その策定だけでなく、現在のふるさと館の運営の実務、これについてもお手伝いをお願いしたいというふうには考えております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） そこがやはり資料の整理には大事だというふうに私は思っています。そこがやはり、知識のノウハウを持った方の力を借りるということでもありますので、今回私が質問したその中身、一番の眼目は、やはりきちっと専門員を置いて、それを後世につなげていって、それでそこに幕別の町民ですとか、そこを訪れた方が、もう一回その資料館に行って心癒やされてまた元気になって、またそこに行ってそういう歴史につながる文化を地域に広めていく、そのことが町に対する誇りを持ってもらえる、そういう力になる施設だと思っておりますので、ぜひそういう施設になるよう、そして後世に残るような施設になるよう検討をいただきたいと思います。お答えいただいて終わりにしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 先ほど最初の答弁で申し上げましたが、幕別町の歴史を知る、さらに皆さんに伝えていくと、こういう役割は、このふるさと館、蝦夷文化考古館、さらにナウマン象記念館に非常に大きな使命があるのかと思います。この使命を生かして、使命を果たせるように運営をしていきたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（芳滝 仁） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12：07 休憩

13：00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○12番（中橋友子） 通告に従いまして、質問を行わせていただきます。

自然エネルギーの地産地消政策の推進を求めてお伺いいたします。

地域の資源や産業を生かし、地域内経済を再投資させながら循環させていく経済のあり方は、まちづくりの土台となり、昨年策定された「幕別町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現に向けた重要な政策になります。

十勝はもとより全国では、地域資源を生かした自然エネルギー開発が積極的に取り組まれ、地域経済や雇用の拡大につながっています。幕別町においても民間開発による太陽光発電の設置や、バイオガスプラントの調査・研究が進められていますが、地域の資源を域内で活用し経済効果を生み出すまでにはさらなる努力が必要と考えます。エネルギー自給率の向上にもつなげるために、自然エネルギーの地産地消に積極的に取り組むよう以下について伺います。

①幕別町内のエネルギーの総消費量。

②実現度の高い家畜ふん尿活用によるバイオガスプラント事業の取り組みの現状と見通しについて。

③民間事業所による太陽光発電が町内各地に設置されていますが、設置数、発電量、経済効果について。

また、その中で町内事業所の設置数について。

④小河川や風力を活用した小規模発電の研究が進み出しています。幕別でも活用可能な資源を発掘し、積極的な研究と開発に取り組むべきであります。

⑤自然エネルギーの地産地消の政策を次期総合計画に反映を。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「自然エネルギーの地産地消政策の推進を」についてであります。

私たちの周りには、太陽光、バイオマス、雪氷熱等を初めとする多様なエネルギーが豊富に存在しており、町では、住宅用太陽光発電システムや木質ペレットストーブの導入に対する助成を行い、再生可能エネルギーの導入を促進することでエネルギーの地産地消を推進してまいりました。

また、役場庁舎や札内コミュニティプラザを初めとする公共施設においても、環境への負荷の軽減に配慮し、地中熱ヒートポンプや太陽光発電の採用により、自然環境に優しい公共施設を整備しているところであります。

なお、「自然エネルギー」を「再生可能エネルギー」と同義語としてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

ご質問の1点目、「幕別町内のエネルギー総消費量は」についてであります。

エネルギー消費量については、経済産業省の「都道府県別エネルギー消費統計」に基づき、産業、家庭、業務、運輸及び公共の5部門における工業出荷額、就業者数、世帯数、人口などのさまざまな数値を用いて推計できるものであります。

本町におけるエネルギー総消費量については、直近では推計しておりませんので、平成24年3月に「幕別町省エネルギービジョンの実施状況を検証した報告書」において、22年度の年間エネルギー消費量を2,229テラジュールと推計しております。

また、東日本大震災以降の節電意識の高まりや省エネ化の進展により、エネルギー消費量が減少傾向にあることから、平成22年度から26年度までの北海道のエネルギー消費量の減少率8%を用いて算定した場合には、本町の26年度の消費量は2,051テラジュールと推計されます。

なお、ジュールとは、エネルギーの国際的な単位で、1テラジュールは1兆ジュールであり、本町では約20世帯分の年間エネルギー消費量に相当するものであります。

ご質問の2点目、「家畜糞尿活用によるバイオガスプラント事業の取り組みの現状と見通しは」についてであります。

昨年度、家畜ふん尿を活用したバイオガスプラントの導入の可能性を検討するため「家畜ふん尿バイオマス調査」を実施するとともに、帯広畜産大学の教授など5人で構成する「幕別町家畜ふん尿バイオマス事業推進協議会」を設置し、意見等をいただきながら検討を進めてまいりました。

この調査の実施に当たりましては、基礎知識を共有することが必要であるとの認識から、畜産農家や農協職員等を対象に勉強会や先進地視察を行った上で、町内の畜産農家164戸を対象に、飼養頭数やふん尿の量、家畜ふん尿処理の課題、バイオガスプラント導入希望等のアンケートや聞き取り調査を行い、42.1%に当たる69戸から回答をいただきました。

その結果、18戸でバイオガスプラントの導入を希望もしくは前向きに検討すると回答されたことから、それぞれの方が希望する個別型あるいは集中型で、固定価格買い取り制度、いわゆるFIT制度を活用した場合における売電収入や建設費に係る償却費、維持管理費など、今後20年間における収支モデルプランを策定し、調査を終了したところであります。

本年度は、この調査結果をもとに、バイオガスプラントを希望された方を含めた畜産農家や農協職員等に情報提供を行うとともに、8月上旬に北海道が行うバイオマスアドバイザー派遣事業を活用し、事業化に向けた勉強会や個別相談などを開催する計画としております。

町といたしましては、こうした勉強会等を重ねることにより畜産農家や農協等関係者の理解が深まり、事業化に向けた第一歩になると考えており、事業実施に当たっての有利な財源調達方法や運営体制の研究などを行いながら、事業化に一步でも近づけるよう関係者とともに取り組みの熟度を高めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「民間事業所による太陽光発電が町内各地に設置されているが、設置数、発電量、経済効果及び町内事業所の設置数について」であります。

初めに、町内における民間事業所の太陽光発電の設置数については、本年3月末現在で、30事業所が41施設を設置し、このうち町内に本社、支社、営業所等を有する事業所は12で、21施設を設置しており、全体の発電量については、年間で約2,750万キロワットアワーと推計しております。

次に、経済効果については、太陽光発電を設置している個々の事業所の経済効果を推しはかることは困難でありますことから、本町の固定資産税収入額による公的な財政効果でお答えいたします。

30事業所が設置しております太陽光発電施設に係る本年度の固定資産税収入額は5,034万6,530円で、リバーサイド幕別に設置している2事業所の賃貸料207万1,452円を加算し、さらに企業開発促進補助金260万2,500円を差し引いた4,981万5,482円が本町が収入する財政的な経済効果となります。

また、太陽光発電システムの設置については、大部分が町外のシステムメーカーや建設業者に発注されているようですが、その投資額として約61億円の経済効果があったものと推計しております。

ご質問の4点目、「活用可能な資源を発掘し、積極的な研究と開発に取り組むべき」についてであ

ります。

小河川や風力を活用した小規模な水力または風力発電については、平成 18 年 2 月に策定いたしました「幕別町地域新エネルギービジョン」において、本町における河川流量や風速などの自然環境、また、エネルギー効率や採算性などさまざまな課題があることから、当時は、その活用が難しいものと判断したところであります。

しかしながら、技術開発の進展などにより新たな自然エネルギーの活用が見出される可能性もありますことから、最新の技術等について情報収集をするとともに、先ほど申しあげましたバイオガスを含め、採算性、実現性の研究に努めてまいります。

ご質問の 5 点目、「自然エネルギーの地産地消の政策を次期総合計画に反映を」についてであります。

地球環境を守り、将来にわたって人類が住み続けられる自然環境を残すことが現代に生きる私たちの使命と責務であり、地球温暖化を抑制するために、環境に対する負荷が少ない自然エネルギーを積極的に活用することは、自然エネルギーの地産地消にもつながり、地球環境の保全やエネルギーの自給率を高める上で非常に重要であると認識しておりますので、こういった考え方を施策の方向性として盛り込んでまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） 再質問をさせていただきます。

エネルギーの地産地消であります。これまでの自然エネルギーの取り組みというのはどちらかというと環境対策で、CO₂を減らしていくというようなことから始まって、幕別町が 18 年につくられました新エネルギービジョンも、軸としてはそういったところに重きが置かれていたのではないかと思います。しかし今は、それももちろん目標にはありますけれども、2011 年に東日本大震災に伴う原発事故が起きて、改めてエネルギーを自分たちで作り出す大事さ、原発に頼らない政策ということも広がってまいりました。

そういう位置づけと、さらに、これは今回の質問の大きな目的にもなるのですけれども、環境政策だけではなくて経済政策にも反映していくという、いわゆる十勝の可能性を生かした経済政策、循環型のものにしていくための重要な資源、そういうふうになっていくのだということも含めて、設問を組み立てさせていただきました。

早速、1 番目の総エネルギー使用量についてお尋ねをいたします。

今回お答えいただきました幕別町の総消費量、これはやはり地産地消を求める以上は、どれだけのエネルギーがこの町で使われていて、どれだけのものが生み出されているのかということが大事だと思えました。過去の例を自給率という形で見ましたら、新エネルギービジョンでもわずか 0.5%程度。これはもうそれから 10 年たっていますから、数字は変わってきていると思えます。でも、そういう状況でありましたから、やはりきちっとした町民が使っているエネルギーの総量というのを押さえた上で、どれだけのものを町で作り出したらそれが地産地消という形になっていくのかということが大事だと思って、基礎的な数字としてお伺いをいたしました。

お答えでは、2,229 テラジュール、さらにここから 8%を、減少率を引いて 2,051 テラジュール、1 ジュールで本町約 20 世帯分のエネルギーだというお答えでありました。これ新エネルギービジョンのときの数字では 3,000 を超えておりましたから、かなり数字が変わってきているというふうに思えます。それで、これは幕別町の積み上げてきている数字というよりは、むしろ統計的なものを活用されて位置づけられているのかなと思えますが、まずはこの数字の根拠と、それからここで出されているのは平成 22 年度の使用量でありますから、それから 7 年が経過しております。こちら新ビジョンからも 10 年が経過していますので、改めて調査も行いながらしっかりと数字を押さえて、次のビジョンを立てていく必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） まず初めに、この2,051の算出した根拠でございますけれども、答弁書にもございますとおり、経済産業省「都道府県別エネルギー消費統計」の北海道のエネルギー消費のところから、幕別町のエネルギー消費量を算出したというところでございます。新エネルギービジョンのときにはこのエネルギー統計がまだ出ていなかったものですから、すぐ出たのですけれども、エネルギービジョンが策定時には出ていなかったものですから、幕別町独自で積み上げたものでございますので、ちょっと数字が変わってきているような状況でございます。

そして、7年経過したということで、本来、改めて調査をして推計するということが必要だとは思いますが、現段階では22年の数字から北海道の削減率で推計することしかできないような状況でございます。

改めて新エネルギービジョンの策定ということでございますけれども、現在のところ新たなエネルギーだとかも随時出てきているような状況でございますので、その辺も見きわめながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） わかりました。大変な、いろんな部門別、それから種類別ということ積み上げるとなると、とても困難な作業だと思いますし、なかなか町独自では厳しいものがあるのかなということも、私自身も認識しております。ただ、こういったことが、これからエネルギー政策を重点的に持っていこうと思えば、やはり正確なものが必要になってくる、そういうときを迎えてくると思いますので、今後の検討課題としてぜひ押さえていただきたい。

もう一つ、この数字を必要とする根拠に、経済性の問題、先ほどから経済政策にも位置づけるべきだというふうにお話ししましたが、幕別町で消費されているエネルギーが、総量が今出されまされたけれども、これを経済的な価値に変えると一体幾らのお金になっていくのだというような疑問を持ちました。なかなかそういった換算する数字というのが出ないものですから、先般、帯広市の議会でのやりとりの中で出されてきた数字を見ますと、帯広市では1年間の総消費量が幕別町よりはずっと多くて8倍以上なのですが、1,900万ギガジュールという数字が上がっていました。その置きかえた数字が約1,200億円ということになっておりまして、幕別がその8分の1ぐらいに考えましても、約150億円程度のエネルギーの消費金額といえますか、そういうものが生み出されるのだなど。あくまでもアバウトな数字でありますから、目安ということになりますけれども。ですから、こういったものが自分の町でつくり出されてさらに波及するということになっていけば、相当大きな経済的な力にもなっていくだろうと。農業の粗生産が農協単協で200億円を超えとか、いろいろありますけれども、自然エネルギーもそういう視点で見ると、とても大切な財産、経済の源になっていくというふうに思います。その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに帯広市から推計して本町で150億円、このお金を北電等から、いわゆる電気事業者から買うのではなくて、本町でそれが供給できるとなれば、これは大した効果があるのだというふうには思います。

ただ、そこはいろんな市町村があって、もうエネルギーの自給率が1,000%を超えるようなところも実はあるわけでありまして。道内でも100%を超えるのは幾つかあるようでありまして、一番は苫前の風力発電、次には壮瞥町の地熱発電、地中熱ですか、こういったところはもう100%を優に超えているわけでありまして、ただ、それはそこそこの地域特性があって、苫前であれば風が非常に日本海側で強いと、壮瞥であればあそこはもう昭和新山があるぐらいで非常に至るところで温泉が出るぐらい地熱の利用ができる。そういう立地特性というのがもちろんあるわけでありまして、そんな中で我が町というふうに考えたときに、今言ったような風力も地中熱もこれはほとんど見込めない、そういう中で、では何が考えられるのだろうか。今ある太陽光は確かにあります。それと、今後考えられるのはバイオマス、特に家畜ふん尿なのだろうと。ですから、家畜ふん尿については本当に今は厄介者でありますけれども、それを金にかえていくということは、非常に（行ったり来たりと

うか、) プラスマイナスで物すごく効果が考えられるわけでありますので、ここは今後実用化が図れば、これはすばらしいことだと思っているところであります。

○議長(芳滝 仁) 中橋議員。

○12番(中橋友子) 私も、幕別町の中で可能性の高いものは、やはり今、町長がお答えいただきましたようにバイオマス、家畜ふん尿というふうに思います。それで、2番目の設問をさせていただきました。これまでの取り組みの現状と見通しをお尋ねしたわけですが、ここをやはり幕別全地域で、本町、忠類、札内、全地域で畜産農家があってふん尿が生み出されているということを考えれば、本当に大きな資源であり環境改善にもつながるといえるのは同じです。それで、この取り組みをぜひ実らせて経済効果も発揮されるような町に一日も早くなってもらいたいという思いです。

このバイオガス問題については、過去にも何度か同僚議員の皆さんたちが質問されて、その都度、町の考え方も示されてきました。直近では、昨年この6月議会で東口議員が質問されまして、かなり踏み込んだ内容が示されております。それから1年経過してどこまで進んだのかということが、まず、るここに書かれてはいます、お答えはいただきましたけれども、もっと具体的な形で取り組まれている内容があればお聞きしたいのですけれども、平成28年は600万円の調査予算をつけて、そして事業を本格化するのだということを示されました。これがどんなふうに使われて、この事業も多分その中に入ったものだと思いますのですけれども、具体化まで見え出しているのかどうか伺いたいと思います。

○議長(芳滝 仁) 農林課長。

○農林課長(萬谷 司) 昨年行いましたバイオマスの調査の関係でございます。

予算的には600万円予算措置しておりましたけれども、実質530万円ほどで発注をしております。業務の内容といたしましては、勉強会の開催、これは幕別地区、札内地区、それと忠類地区の3地区におきまして勉強会を昨年開催いたしております。それと、畜産農家全戸を対象にしましたアンケート調査、これを行っております。さらに、畜産農家さんのヒアリング調査、それと関係機関の調査としまして農協、給食センターから残渣物の調査を行っております。これは、家畜ふん尿とまぜることによってより発酵が進むということで、この残渣の調査を行っているところでございます。それと、北海道電力の売電調査、これを行っております。それと、最終的には、今回希望者が18戸の方おられましたけれども、その18戸の方のご希望に沿った形で、バイオガスプラントのモデルを策定いたしております。結果としましては、20年間の収支をもとにしたシミュレーションをつくっております。このシミュレーションの中では、いろんな建設費ですとか収支を計上した中で、一応、収支がプラスになるのは20年間の計画のうち11年目からということになりました。これは個別型のほうですけれども、集中型につきましては、おおよそ12年目からの収支がプラスになるという結果が得られております。この年数がどうなのだといいところもありますけれども、国の補助事業でいきますと、大体15年から収支がプラスになると補助事業上は採算がとれているという判断がなされているということでございます。

以上でございます。

○議長(芳滝 仁) 中橋議員。

○12番(中橋友子) 具体的な収支のお話までありましたので、まず、そのところからお尋ねしたいのですけれども、164戸の畜産農家に対して調査を行い、69戸から回答いただいたと。そのうちの18戸が希望をされたということでもあります。これは、18戸の方のシミュレーションを今されて、11年目から収支としてはプラスになりますよということですが、当然、経済的な計画でありますから、初期投資にどのぐらいかかって売電価格がどのぐらいで、それで11年で元を取れるのだというようなところまで踏み込んで試算されていると思うのです。お示しいただけますか。

○議長(芳滝 仁) 農林課長。

○農林課長(萬谷 司) それぞれのプランの関係でございますけれども、その希望される方の飼養頭数によってプラントの規模が全く変わってまいります。さらに個別型と集中型についても建設費等が

変わってまいりますけれども、一例で申し上げますと、個別型で 168 頭、これは 10 年後の飼養頭数を調べておりまして、現在ではなくて将来に向かっての頭数になりますけれども、10 年後の頭数が 168 頭で、建設費につきましては 1 億 3,100 万円という試算が出ております。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） 収支の黒字になるところまでの試算もされていますか。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 収支につきましては、この 168 頭モデルでいきますと、先ほども申し上げました 11 年目にプラスになっていくという形になっております。先ほどの建設費の償却費としましては、補助事業を活用して、発電施設は補助対象外でございますので、全体事業費に対して大体 4 分の 1 が補助になります。そういったものを勘案しまして年間の償却費が約 500 万円、あと収入でいきますと、売電の収入がほとんどでございますけれども、年間 1,200 万円という試算が出ております。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） わかりました。年間 1,200 万円、経費が 500 万円、差し引いて 700 万円、1 億 3,100 万円のうちの 4 分の 1 が補助ということでありますから、1 億円近くですね、ですから 700 万円の 11 年で 7,700 万円。こういった計算は、実際に事業を展開しようとする人たちにとっては、非常に大事な目安になるものだというふうに思います。

それで、私この質問をさせていただくときに、いろいろ畜産農家の方にお尋ねしましたら、多くの方たちがプラントを本当は欲しいのだと。だけれども、なかなか財政の見通しが立たない、つまり初期投資の見通しが難しく立たなくて踏み込めないという声を幾つか伺ったのです。ここで言うその初期投資、これ規模によって変わってくるのでしょうかけれども、いろいろ補助を入れても 4 分の 1、これは去年の東口議員のお答えでも 4 分の 1 というふうにありましたから、その後いろいろ研究しながら有利な融資もあれば調査もしていきたいということでありましたけれども、状況としては全く変わっていないのかどうか。

それと、本当に進めようと思うならば、残りの 4 分の 3 をどういうふうに出して事業を進める、その支援を町としてやっていくのか。これは考え方も含めてですけども、考え方と実際の財政のバックアップも含めてですけども、そういう考えまでもいろいろ農協さんであるとか実際農家さんとかと協議されているようですが、そういった協議も含めて、中身も含めて町の考えをお聞かせください。

○議長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（菅野勇次） この財源手当て、財源調整といいましょうか、財源調達の関係につきましては、まず、事業主体がどこになるのかということから始まりますので、まだそこを、例えば個別型でしたら畜産農家の方が事業主体になる、集中型の場合においては、例えば町が事業主体になる、あるいは JA が、あるいは利用組合でというような場合もございますので、そういった事業主体がどこになるのかによって変わってくると思いますけれども、そういった当初の設備投資の、初期投資の財源調達については、今後、農業者、生産者の皆さんあるいは農協等関係者の皆さんにこの調査結果を情報提供した上で、こういった手法がありますということを理解していただきながら、関係者の方の機運が高まってきた段階で、機運を高めていくのと同時に、並行して町がどういった支援ができるのかというようなことも含めまして、これから検討していきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） やはりそこは非常に急がれるところではないかというふうに思います。利益を得るのはもちろん畜産農家の方なのですが、しかし町としても、先ほどのような観点からいけば、環境の問題も含めて非常に大きなメリットがあるわけですね。そして、このバイオガスプラントの事業は、ほかと比べてどうかということだけが問題ではないのですが、ほかではどんどん進んでいる。

その中で、JAが丸ごとお金を出して、そしてもちろん売電収益がありますから、後から回収するのですけれども、そういうやり方、大型ではもう全国に名をはせている鹿追のような、国の予算の中でやっていくとありますけれども、今この時点で新しいその財源を見出せないというふうになれば、やはりそこで力になれるのはJAと幕別町ではないかと思うのです。それは、一定のそういったことも押さえてその考え方を持ちながら、畜産農家の方たちとも事業が進むようにしていくというものをどこまで持っていられるのか。どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） バイオガスプラントにつきましては、もちろん町にとっても間接的な利益があるのだというふうに思いますし、これは悪いところは多分ない。その中で一番得すると言ったらちょっと言い方が悪いのでしょうかね、一番利益を得るのは私は農家であるというふうに思います。それは、先ほども申し上げましたように、厄介者であった家畜ふん尿、お金をかけていたものが、これがプラスに転じる、経費を超える収入があってプラスに転じる、経営の向上にもつながっていくということで、農家の方が一番利益があるのだらうというふうに、私はそういう認識を持っております。

ただ、そういう中で、農家が踏み込めない、先ほど中橋議員がおっしゃったように、やりたいのだけれどもなかなか思い切れないというその悩みも、私も実は聞いております。そこは何かというと、1億円以上の多額の経費がかかる、その経費を、財源調達をどこからするのだということがあろうかというふうに思います。

そこで、今、農業の関係資金というのは、非常に低利で優遇されている資金があるわけなのです。ですから、将来的に11年目から、それが11年で回収できるとするならば、そこは決して町が貸そうが、例えば政策金融公庫が貸そうが、そこは私はさほど変わらない、低利の国が保証する資金もあるわけでありまして、少なくとも自分の経営がそのことによって悪くならない、見込みが立つというか、よくなる、経営向上につながるような経営計画ができるのであれば、私は資金は借りられるのだらうというふうに思っております。ただ、経営がどうしても要は悪くて、なかなか今の経営改善をしなければ、次、新たな投資はできないよという、そういった農家も、千差万別であらうかと思っておりますので、それはわかりませんが、少なくとも今の経営が収支がプラスになっているのであれば、私はお金を借りられるのだらうというふうに、そんな認識でおります。

それと、農家の方がなかなか踏み込めない、それは確かに幕別町内にそういった施設、前例がないので余計踏み込めないということも、そういう不安を感じているということもあろうかというように思います。士幌町では、初めは町が3基を設置してリース方式で各農家に譲っていった。そして、その後は農協が4基を設置して、これも同じように譲っていったと。それで7基ですね。そして、その後、今度は自分たちで3基やっていったという。そういう周りを見て、これは心配要らないのだ、もうかるのだと、そういう確信が得られれば、どんどんどんどん相乗効果が出てくるのであろうというふうに思います。

そういう中で、モデル的に誰がそういう役割を果たすのだということは、確かに課題だと思っておりますので、そこは今後、農協とあるいは実際にやられる方と協議をさせていただいて、どういう方向がいいのかということは考えていかなければならないというふうには思います。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 町長が言われたように、やはり最初の踏み込みといいますか、そこが士幌町は町がつくったのだと思うのです。いろいろ資料を見せていただきますと、平成10年から取り組んでいると。最初、集中型で取り組んだけれども、個別型に切りかえていくという。だから、士幌町は士幌町なりの正攻法を模索しながら、町がそういうふうやっていったという中で、最終的には農協も全額出して、もちろん回収できるということがあるからだと思いますけれども、そういうことですので、そこがやはり大事なのだらうというふうに思います。

今、お答えを見ていて、協議会も立ち上げられて、畜産大学の先生にも入っていただいて積み上げているのだということなのですけれども、何か去年から1年たって、農家の方たちの合意形成はすご

く大事なのですけれども、もうちょっとテンポが速くならないのかなと正直思うのです。というのは、本当にどんどん進みまして、きのうの十勝毎日新聞を見ましても、豊頃町でまた始めると。豊頃町も600万円ぐらいの予算ですから、同じぐらいでやるのだなと思ったら、もう建設場所まできちっと描きながら入って、報道ですからどうなのかちょっと確かめてはいませんけれども、ちょっとうちの町の姿勢とは違うなというふうに正直思ったのです。建設場所や売電の可能性、それも含めて検討を開始しているということでもありますから。同じ600万円ですね。これはきのうの出来事ですので、そんなこともありました。

それで、やはり私は、このエネルギー問題、バイオガスだけに限らず自然エネルギーをどんどん生かしていくというのは、町と事業者とそれから町民とという、この連携が非常に大事だと思うのです。そういう点で、これから研究されるということでもありますので、ぜひスピード感を上げてやっていただきたいと申し上げたいと思います。

それと、もう一つお尋ねいたしますのは、この事業を進めるに当たって、協議会を立ち上げられて、その後、今度は北海道のアドバイザーの派遣を受けてさらに進めるということになりました。具体的にはどんなふうになっていくのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） アドバイザーの派遣の関係でございますけれども、これにつきましては、昨年行いました調査結果、これを具体的な結果をもとに、まず地域にその調査結果をおろすという目的もちょっとございまして、アドバイザーを派遣していただいて、そういった勉強会をまたさらに開催するという計画を持っております。このアドバイザーにつきましては、実は昨年、協議会の委員長になっていただきました帯広畜産大学の先生がアドバイザーとして派遣していただけるということになりましたので、より詳しい内容が地域におろせるかなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） そうしますと、この畜産大学の先生は、幕別町の家畜ふん尿バイオマス事業協議会、ここの会長を務めていただくと同時に、アドバイザーになっていただいて、ずっとかかわっていただくと。だから、新たにどなたか道の専門家が来られて背中を押していただくということではないのですね。そうですね。なるほど、わかりました。

いずれにいたしましても、課題はたくさんあるのだと思うのです。今、経済的な負担の問題を申し上げましたけれども、売電の価格がどうなのかということもあるでしょうし、それから全部受け入れてもらえるのかどうか、変電所の容量の関係もあるでしょうし、そのまま電気に変えるだけの道ではなくて、ガスを発生するわけですから、ガスだけの活用も考えられないのかとか、いろんなその課題をクリアしていかなければならないと思うのです。そういった具体的なことに入っていくかと思うのですが、この8月に予定されています勉強会では、実際にはどういったところまで取り組まれるのか伺います。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 先ほど申し上げたとおり、まずは28年度の結果を地域にお知らせしていないものですから、これをもとに勉強会を開催しまして、さらに個別相談会を行おうと思っております。これにつきましては、18名の方が希望されておりますけれども、それ以外にもお声がけをさせていただいて、そういった希望があれば、どんどんモデルプランを参考にしながら、収支計画を見ていただきながら相談に応じていくという形を考えております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 当然のことですけれども、全畜産農家が対象になると考えてよろしいですね。

それと、これまでも勉強会を地区別にやってこられたということでもあります。昨年、同じような質問の中で、では一体どのぐらい参加されたのですかというふうに東口議員が聞かれたときに、1名という答えがあつて、ちょっと私、愕然としたのです。今回はどうだったのでしょうか。

それと、勉強会の取り組みも絶対成功させなければいけないと思いますので、これもどのぐらいの

参加を見込んでやっているのか。今までの参加とこれからの取り組みの参加を増やす中身ですね、示してください。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） まず、平成 28 年度に行われました勉強会の開催結果でございますけれども、幕別地区でいきますと畜産農家さんが 3 名、農協の職員が 4 名、それと札内地区でいきますと畜産農家さんが 1 名、農協職員が 2 名、それと忠類地区が畜産農家が 3 名、農協職員が 3 名。トータルいたしますと、畜産農家が 7 名、それと農協職員が 9 名という結果になっております。

今年度の勉強会の関係でございますけれども、まず希望されている 18 名に対しましては、個別に郵便をお送りいたしまして、まず来ていただく努力をしたいというふうに考えております。それと、ほかの畜産農家さんに対しましては、何回かアプローチをさせていただいて、何とかこの勉強会に出てきていただけるような時期も設定しますし、時間も考えながら、何とか多くの方が来ていただけるように努力したいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） わかりました。去年よりは多いとは思いますが、それでもそんなに 168 戸から見ると、希望されない方ももちろんいらっしゃるでしょうから、ですが、せっかくお金をかけて調査・研究もし、一定の示すものもできた。しかし、実際には聞いていただけないということは、やはり運動をとめてしまいますので、ぜひ成功されるように求めたいというふうに思います。

もう一つは、そういうことでいつ成就させるかと、ちょっとしつこいのですが、このエネルギービジョンでは、平成 27 年から大体 3 基を設置したいというふうに明記されているのですよね。これは、見通しはどうか伺います。

○議長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（菅野勇次） 見通しということでございますけれども、ビジョンの中では 3 基と明記してございますけれども、なるべく早くこの現在の取り組みを進めまして、できるだけ早い段階で成就するように努力はしたいというふうに考えておりますが、見通しということになりますと、こればかりはやはり畜産農家さんのご意向等もございまして、不明なところがございまして。ただ、町としては、この取り組みが成就するように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） 何かいつもそのような答えで終わってしまうような気がしまして、一抹の不安を感じます。ぜひ、この次はいついつというようなものを示していただける取り組みになることを期待して、次の質問に入ります。

3 番目は太陽光に対する考え方で、地元還元される方向にということでもあります。

るるお答えいただきました、経済効果としては、5,000 万円程度の多くは幕別町にとっては固定資産税という形で入っているということでもあります。これも考え方なのですけれども、太陽光の発電については、もちろん自然エネルギーでありますから、大いに普及されてという思いはあるのですけれども、しかし、2012 年の 7 月に再生可能エネルギー電力買い取り制度というのができた段階で、いわゆる自然エネルギービジネスとしての性格がすごく強くて、幕別町にも、先ほど示していただいた数の半分はおよそ町外に流れていって、もっと言えば、営業所や支社も含めて地元は 12 ということありますから、ここは何かのメリットはあるのだと思うのですが、ほとんどがやはり場所だけ、幕別に照らされた太陽の光だけは確実に受け取って、そしてビジネスで生まれた経済効果は外に流れていくというようなことが、ずっと広がってきているのだと思うのです。

ですから、こういうことが、これまでの流れとしてはどんどん増やしてきたという経過があって、認めるところではあるのですけれども、これからはやはりもっと幕別町の資源を幕別町の町民に還元していくのだというような、そういった視点を持っていかなければならないと思うのです。ただ、それぞれの皆さんは法的なルールに基づいて設置をされてやっていますから、簡単にはいきません。

そこで、この議会でも紹介されておりました、いろんなところで、町長が今 100%を超えたところ

の事例を出されましたけれども、ただ 100%を超えるだけではなくて、その住民に還元されるやり方というのをいろいろ工夫してやっている、その中で先端として取り上げられているのが長野県であるとか、私がきょう条例を持ってきたのは滋賀県の湖南市だとか、こういったところは条例の中で市民還元というのをうたって、そして共同組織をつくりながら、もちろんその事業者も来られるのだけれども、町にお金をきちっと、町の事業者とリンクするとか、そういったやり方を提起して、促して、地元の利益につなげているということをやっています。そういうことを今後は、本当に莫大なパネルがあちこちにあって、いや、もう太陽光はいいよと思うほどできていますけれども、町に還元される仕組みづくりは検討が要るのではないのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） せっかくのお話なのですが、時すでに遅しかなという感じもしないではないわけでありまして、ほとんど使える平らな土地というのは今もう太陽光パネルで埋まっているのではないかなというふうに思います。ですから、もう既にできたものに対して規制をかけるだとか、義務をかけるというのは難しいかなというふうに思っておりますので、今後そういった条例をつくるという考えは、今のところありません。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） 条例をすぐ求めるということではないのです。これから地産地消の視点を持つ上では、いろんな分野で出てくると思うのです。そのときにそういった視点を持っていただいて、町に還元するということをきちっと位置づけていただきたい、このように思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確におっしゃることはわかります。ただ、その可能性として、小水力だとか風力が全くないとは言いませんけれども、先ほど申し上げたとおり、バイオマスの活用というのが一番可能性としてはあるのだろうと。そうすると、町が基幹産業である農家をまたいじめるといふか、義務をかけるというか、そこから生まれたお金の一定額をもらうなんてことは、ちょっと私には考えられないわけですね。それはどういうふう、意図がちょっと今わからないものですから、そんな感じがあります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） そういう意図ではありません。もちろん地元の人たちが自分で発電されて、生かして、そしてやっていく、そのこと自体は町の財産であり、その人たちの利益でありますから、そういうものを町に出しなさいということではありません。町以外から来られる、いわゆるビジネスとしてやっていく、そういった産業があちこちで生まれていますよね。そういう場合に、今、正直、町長ももう時すでに遅しというふうに言われたように、自由にどんどん来られて今の結果なのです。だから、やっぱりその前に立ちどまる必要があるなというふうに思いまして、今後生かすべきだという思いでお話ししました。それだけです。

次、この新たな発掘の点では、これはもう事例が山ほどありますので、一々申し上げることもないかと思えます。本当に小水力であるとか、以前は強い風が吹かなかつたら風力発電できないのが、今、家庭でもつくられるだとか、それからここは途別川とか猿別川だとかありますけれども、そういったところに、その中に発電機を入れてモーターを回すような仕組みをつくって電気をつくるとか、本当に進み出して、我が町の我が小水力、我が発電というような形でどんどん普及しています。これらはもうぜひ、ぜひぜひ研究をして次につなげていただきたい、このように思います。

かわりがありますので、そういったことも含めて、ぜひ、今練られております総合計画の中に自然エネルギーというものの位置づけを持っていただきたい。ここでは、お答えの中では考えられるということでもありますから、ぜひ入れていただきたいと思うのですけれども、やっぱり幕別町の第5期の計画を見ましても、第2章と第5章にわずかエネルギー問題は触れられているのですが、いずれも環境問題であったり、本当に省エネという分野から余り出ていないのです。ですから、だからいかなかったということではないのですけれども、ここを、やはり環境もあるけれども経済にも位置づけて

というような、大事なものだというふうに位置づけられていけば、おのずといろんなことの研究も進んでいくのだと思うのです。その中で、バイオガспラントなども急いで取り組まれていくのではないかと思いますので、もう一度この次期総合計画に対する考えを伺って質問を終わりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 環境から経済へというお話でありますけれども、なかなかこの経済波及効果といったときに、単純には考えられないというか、難しいなというふうに思います。というのは、他への波及効果がなかなか出てこない。農家にバイオガспラントを設置したときには、農家ではその利益を享受することになります。それと、何人か、本当に少数なのですが、雇用は生まれるのですが、大規模な経済効果というのは、その農家限りになってしまうわけでありまして、ましてや、太陽光なんていうのはそうですし、小水力にしても風力にしてもほとんど無人に近い形で、機械監視で動いているということがあるものですから、私は経済波及効果という点では余り認識をしておりません。ただ、町内にお金がたまる、稼げるという点では評価をいたしますので、そのことと、もう一つは、やっぱり私は一番大事なのは、環境への負荷を少なくするところが一番根底にあるのではないのかなというふうに思っておりますので、そこは、エネルギーとして使える可能性は今後、中橋議員おっしゃったように、風力であろうが小水力であろうが、これは効率性が高まって使える可能性も出てまいりますので、そういった可能性を見きわめながら、そういうときには事業実施をしていくという考え方を盛り込んでいきたいと、そういう意味であります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） いや、町長が言われるとおりでと思うのです。だから、その自賄いできるというのも一つの大きな経済的効果がありますよね。やっぱり新しいまちづくりをするときに、この町にどんな可能性があるかということ、いわゆるポテンシャルとよく言われていますけれども、農業が3,000億円の売り上げがあり、それから森林、農業の中に入りますけれども畜産、そういうふうに商工業も含めて考えていったときに、この自然エネルギーも埋もれた力を持つ、逆に言えばそこを活用することによって生かされるものが、出費が少なくなることも経済効果ですから、あるのだろうというふうに思います。したがって、まちづくりのいわゆる土台としての農業や食とあわせて、環境やエネルギー、十勝に豊かにある資源を十分生かした取り組みを、ぜひ次期総合計画の中に位置づけていただくことを求めて終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩いたします。

13:59 休憩

14:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、寺林俊幸議員の発言を許します。

寺林俊幸議員。

○17番（寺林俊幸） 通告に従いまして、質問させていただきます。

台風災害を踏まえた防災対策と広域消防の役割についてであります。

近年、日本各地において地球温暖化による気象災害が多数発生し、甚大な被害に見舞われている。

昨年、北海道においても観測史上初めて1週間に3個の台風が上陸し、続く10号の接近により十勝、上川南部に500ミリを超える大雨が降った。その影響により十勝全体では死亡者2名、不明者2名、負傷者1名、被害住宅2,752棟、避難者6,244名、被害総額は農業、公共土木、水産林業その他商工業、水道施設等合わせて904億円の甚大な被害額となった（道及び市町村分のみ）。それらを踏まえ各市町村では台風災害の検証、防災対策の協議がなされており、幕別町においても台風災害に係る検

証報告が行われたところであります。

各市町村における検証報告の中に共通する課題をもとに、十勝全体においての大規模災害に対して、町と広域化された消防とが一体となった課題解決と今後の防災対策について伺います。

1、町内及び管内全体の災害情報の収集体制は。

住民への災害情報の伝達方法は。

2、とちろ広域消防事務組合の災害時の出動態勢と町との連携は。

3、自治会単位での防災訓練、防災教育による防災意識の高揚への取り組みは。

あわせて職員の災害に関する知識・能力向上の対策は。

4、要配慮者、社会福祉施設に係る把握と対応は。

5、被害を最小限に食いとめるための河川のパトロール体制は。

6、防災マニュアル内における災害対応のスケジュール表（タイムライン）の整備状況は。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 寺林議員のご質問にお答えいたします。

「台風災害を踏まえた防災対策と広域消防の役割について」であります。

昨年8月に発生した一連の台風の影響により、十勝管内を初めとする道内各地に甚大な被害をもたらした、本町においても、過去に例のない台風被害となりました。

この経験を今後の災害対応に生かしていくため、検証作業を行い、3月9日の全員協議会において、課題についての対応策をまとめた最終検証報告をさせていただいたところであります。

今後は、この検証を踏まえて、町民が安心して暮らせるまちづくりに向けて、これまで以上に防災・減災対策に取り組みなければならないものと認識いたしております。

ご質問の1点目、「町内及び管内全体の災害情報の収集体制及び住民への伝達方法は」についてであります。

初めに、町内の災害情報の収集体制については、幕別町地域防災計画に基づき、本庁、札内支所、忠類総合支所の各防災担当課において情報の収集・整理を行い、関係課との情報を共有するとともに、災害対策本部設置後は、本部情報連絡室において一元的に情報を収集し、情報共有を図ることとしております。

また、十勝管内における災害情報の収集体制については、各市町村から十勝総合振興局に対して、災害対策本部の設置や、応急措置の状況等の災害情報、人的被害、住家被害等の状況報告を行い、管内の災害情報が十勝総合振興局に集約され、関係市町村に対し、最新の情報が提供されることとなっております。

特に避難勧告や避難指示に直結する情報については、関係機関と迅速かつ十分な情報共有を図るため、国の直轄河川の水位状況については帯広開発建設部と、気象状況については帯広測候所と、道が管理する道路や河川の防災情報等については北海道と、町長に直接連絡が入るいわゆるホットラインが構築されているところであります。

次に、町民への災害情報の伝達方法については、広報車、電話連絡、テレビのデータ放送、防災情報メール、町ホームページなど、さまざまな手段で情報の伝達を行いますが、特に町から個別に素早く情報を配信することができる防災情報メールは、有効かつ重要な情報ツールの一つでありますことから、公区長会議、出前講座等さまざまな機会を捉えて、登録の拡大に努めているところであります。

なお、確実な情報の伝達には、受け手となる町民や事業所が、みずから情報を得るための手法、手段を理解し、伝達される情報の意味を正しく知ることが大変重要であることから、広報まくべつ3月号から防災特集として「防災ナビ」を定期掲載しているほか、公区・事業所等での出前講座を実施するなど、平常時からの防災教育に努めてまいります。

ご質問の2点目、「とちろ広域消防事務組合の災害時の出動態勢と町との連携は」についてであります。

災害のおそれがある場合においては、あらかじめ、とちぎ広域消防事務組合幕別消防署から町に消防職員が派遣され、常に最新の情報を共有し、災害時には、河川の水位状況に応じて、消防職員の態勢確保を図り、災害の規模によっては、広域消防事務組合の特性を生かし、十勝管内の自治体間において、行政区域を越えた出動態勢を確立することとなっております。

なお、昨年の台風災害では、浸水被害のあった相川、猿別地区での救助活動において、水難救助ボートが不足したため、池田消防署から水難救助ボートの支援を受け、救助活動を行ったところであり、広域消防事務組合の組織力が発揮されたところであります。

ご質問の3点目、「自治会単位での防災訓練、防災教育による防災意識の高揚への取り組み及び職員の災害に関する知識・能力向上の対策は」についてであります。

町では、平成27年度から5カ年計画による地域防災訓練を実施しており、3年目となる本年度は、四つの指定避難所、22の公区を対象に実施する予定であります。

対象公区の町民が自発的に訓練に参加することにより、自分や家族を守る「自助」の意識が芽生え、地域で協力し合いながら防災活動に取り組む「共助」の理解が進み、防災活動の意識と活動の推進が図られるものと考えているところであります。

また、職員の災害に関する知識・能力向上の対策につきましては、職員研修の一環として地域防災訓練への参加や、既に実施しております災害対策本部設置訓練のほか、今月実施する災害対策本部運営訓練や避難所運営訓練などを通じて、職員の資質の向上に努めるとともに、継続的な訓練の実施により、確実な防災体制の構築を図ってまいります。

ご質問の4点目、「要配慮者、社会福祉施設に係る把握と対応は」についてであります。

大規模な災害発生時には、地域で暮らす高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者等の要配慮者の方は、災害情報の入手や自力での避難が困難なことから、深刻な被害を受けることが想定されます。

国では、東日本大震災における要配慮者の死亡率が高かったことを教訓として、平成25年6月に災害対策基本法を改正し、市町村に対して、「みずから避難することが困難で避難に支援を要する者の把握に努めること」及び「避難支援等を行うための基礎情報となる避難行動要支援者名簿の作成」を義務づけました。

この法改正を踏まえ、本町では、平成27年4月に「避難行動要支援者避難支援マニュアル」を策定するとともに、本マニュアルに基づき、「避難行動要支援者名簿」を作成しているところでありますが、今後は、名簿に基づき、介護支援専門員や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者ごとの緊急連絡先や避難時に配慮すべき事項などを記録した個別計画を、年内を目途に作成いたします。

また、特別養護老人ホームやグループホームなどの高齢者施設、児童福祉施設等の社会福祉施設については、地域防災計画、要配慮者利用施設と位置づけており、災害が発生した場合において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、緊急連絡体制等を明確にする必要があります。

特に洪水浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設については、水防法において、洪水時の迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する事項を定めた避難確保計画を作成することが義務づけられており、町といたしましては、計画が作成されていない施設に対し指導に努めるとともに、緊急時における各施設への情報伝達の手段、手法を確立してまいります。

ご質問の5点目、「被害を最小限に食いとめるための河川のパトロール体制は」についてであります。

現在、幕別町内には、国土交通省が管理する河川が4河川、北海道が管理する河川が18河川、町が管理する普通河川が154河川あります。

大雨による河川の氾濫被害を最小限に食いとめるためには、日ごろからの河川施設の維持管理の充実や危機管理体制の強化が必要であると考えております。

これまでにこれらの対策といたしまして、帯広開発建設部及び十勝総合振興局帯広建設管理部におきましては、河川の流水を阻害している河畔林や河道に堆積した土砂の除去を行い、河川の流下能力

の改善対策を実施していただいているほか、樋門・樋管のみ吐き口に堆積した土砂除去を実施し、内水排除の改善にも取り組んでいただいているところでもあります。

また、河川情報共有のための強化対策といたしまして、本年4月から猿別水門における水位を遠隔で確認できるように帯広開発建設部におきまして改善を行っていただいているところでもあります。

町におきましても、樋門管理人との意見交換会や操作研修会の実施に加えて、河川の水位情報や降雨などの情報の伝達方法や情報共有方法等についても改善に取り組んでいるところでもあります。

河川のパトロール体制につきましては、帯広開発建設部及び十勝総合振興局帯広建設管理部がそれぞれ日常の河川巡視のほか、出水時には緊急河川巡視や河川水位観測所における水位情報をあわせて河川監視を行っており、万一、堤防の破堤など甚大な被害が発生するおそれがある場合には、ホットラインで市町村長へ連絡が入る仕組みとなっております。

幕別町で管理している河川は、条例で管理する小河川であり、そのほとんどが山林の谷間を流れる未改修の自然河川となっておりますことから、巡視に当たりましては道路と交差する付近の巡視に限られ、道路パトロールにあわせて、橋の前後の崩落点検などを行っております。

今後におきましても、各河川管理者と連携をとるとともに、樋門管理人との情報共有や地域から寄せられる情報も活用し、被害を最小限に食い止める対策に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「防災マニュアル内における災害対応のスケジュール表（タイムライン）の整備状況は」についてであります。

タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して、防災行動を時系列で整理した計画であり、防災行動計画とも言われております。

町防災対応マニュアルでは、河川の水位や降雨の状況など、刻々と変化する状況に応じて、段階的に警戒体制を構築することとしており、町では、関係機関及び町民と防災時における行動をまとめた「避難勧告の発令等に着目したタイムライン」を本年9月を目途に公表し、平常時から、災害時における避難勧告の発令のタイミングや行動手順に対する理解の促進を図ってまいります。

また、昨年の台風災害における対応では、初動時における職員のとるべき行動を時系列で整理することが課題とされ、本年3月9日に報告いたしました台風災害対応についての検証報告において、今後に向けての改善策として、災害発生時における職員のタイムラインを示す「災害時初動対応マニュアル」を作成することとし、本年7月の作成を目途として作業を進めているところでもあります。

以上で、寺林議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林俊幸） 再質問をさせていただきます。

今回の一般質問でありますけれども、昨年の8月の台風による甚大な被害は記憶に新しいところでもありますけれども、特に十勝はもとより上川を含んだ広範囲にわたる大規模災害、これはこれまで経験をしたくない災害でありまして、気象庁などで発表している中には200年に一度とも言われる降雨がもたらした災害であったというような検証報告もございます。

各地で地球温暖化が進んでいるという中で、道内においての、これまでの100年、主要観測地点7カ所の平均気温を調べたところ、1.6度上昇していたということが札幌気象台のまとめで発表されております。その中で、帯広においては群を抜いて2.4度の上昇で、道内においては高い上昇温度であったということでもあります。さらには、今世紀末までには3度程度の気温上昇が見込まれているというようなことで、平均気温が上がるということは、当然雨雲が発達し強い雨が降りやすくなるということでもあります。

平均気温の上昇が災害に直結するかということ、なかなかはっきりと言えることではないかと思っておりますけれども、多くの各地での災害状況を見ている中では、やはり温度上昇はこれにかかわっているのだろうというようなことが言われるわけで、道内においても、短時間に強い雨が降る例が増えております。

昨年の夏のぬかびら源泉郷では、わずか2週間の間に858ミリの雨が降ったと、年間降水量の65%と、それに当たる降雨量であったということで、今後、気象台では、今世紀末までにかけて温暖化はさらに進み、道内の降水量は10%ぐらいは増えるであろうと。さらに、多くの地点で1時間に30ミリを超える急激な雨の回数がまずは増えるだろう、気象台としては、50年に一度と言われていたような大雨が10年に一度というようなくらいのサイクルで降ってくるであろうというような予測も立てております。

これまで北海道においては、台風被害はごく少ない被害で済んでいたのかなというようなことも思うわけでありまして、昨年の夏の台風被害を受けて、開発局、道が設置した対策検討委員会の中においても、過去の被害だけでなく、今後を見据えた将来の気候変動も見通し折り込んだ治水対策、避難体制の充実を目指すというようなことを報告しているところでもあります。

これらを踏まえて、幕別町の今後台風災害における防災対策について、それぞれ項目を挙げて質問をさせていただきました。

まず、一つ目の町内及び管内全体の災害情報の収集体制及び住民への伝達方法というところでありまして、答弁書の中でお答えいただいた内容のとおり、各市町村で災害に対しての対応状況等を十勝総合振興局で集約をされ、それをさらに市町村に対して最新の情報が提供されるというふうでありますけれども、まずは情報収集という観点からお伺いをしたいというふうに思いますけれども、まずは日ごろの河川、道路状況等を踏まえた中での災害対応、情報収集活動がなされるだろうというふうに考えるわけでありまして、道路等については、日ごろから道路パトロール等で把握はされているというふうに思いますけれども、河川についてはそれぞれの河川管理者がパトロールを行っている、その状況を町としていただくというようなことではありますけれども、町としても河川状況等をしっかりと把握するために、通常時の河川の状況をパトロールで見て歩くというようなことはなされていないのかを、まずはお聞きしたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 町が管理する普通河川、いわゆる条例で管理している普通河川につきましては、通常は未改修河川ということもございまして、先ほど町長の答弁にもありまして、通常の道路パトロールにおいて川との交差部分について異常がないかどうかというような程度のパトロールは行っておりますが、なかなか通常の河川の状況まではパトロールに至っていないような状況でございます。災害時におきましては、建設業協会なども災害協定を結ばせていただいておりますので、よりきめ細かなパトロールができていますものと考えております。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林俊幸） 河川のパトロールということはないということで、町で管理している部分については、それぞれが道路状況から把握をされているということのようでありまして、やはりそれは各樋門・樋管の管理者もいらっしゃることで、災害時だけでなく通常時からいろんな形で連携を深めていくことが必要ではないかなというふうに思うわけでありまして、検証結果の中にもいろんな形で今後の連携を図っていかねばならないというようなことも挙げられておりました。そういう状況の中から、今後そういう管理者との連携を深めるような対策等は考えておられないのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 昨年の災害以来、各河川に設置されております樋門及び樋管の操作方法、操作状況ですとか日ごろの点検については、樋門管理人さん、それから河川を管理する北海道帯広建設管理部などとも協議を重ねてまいりました。

今、おっしゃられますとおり、日常的な土砂の堆積状況でありますとか、それから各施設の状況などについて、今年度におきましても意見交換会、さらには操作研修会など機会を設けまして、意見交換をすることというふうにしております。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林俊幸） 刻一刻と災害時には変わる情報であります。タイムリーな情報を正確にまた整理し、住民に伝えていかなければならないというふうなことから、通常時の状況をまず把握して、それから災害に結びつくかどうかということの判断がなされることが大切なのだろうというふうに思いますけれども、今後さらに樋門・樋管管理者、さらには開発局、また、建設管理部等との連携も深めながら、河川の状況等の把握に努めていただきたいというふうに思います。

まず、その情報を住民の方々に知らせる方法として、いろいろと数多く対応されているというふうに報告をいただきましたけれども、やはり各市町村での報告の中で一番住民の方々が戸惑った、不安に感じたというのは、情報が錯綜してどれが正しい情報なのか、また、どこから正しい情報を得ればいいのかということがなかなかわからなかったと。そこには、やはり先ほども申し上げましたけれども、今年の台風災害においては水害とも言えるような台風災害を経験していないと、自治体を含め住民の皆さんもそういう状況にあったと。後から住民の方々に聞いた中からは、こんな川が氾濫するなんてというようなことがやはり多く聞かれてきたと。当然それは行政側でもそういうことも多少はあったのだろうというふうなことも推察されるわけであります。

この中で、我が町としては、防災情報メール等を今後住民の方々に十分理解していただきながら登録を進めることも考えられているということでもありますけれども。その登録者数についてお伺いしたいと思いますけれども、どの程度の方々が理解を示して情報メールの登録をされているのか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 登録制メールであります防災情報メールの現在の登録者数でございますけれども、本年6月の今現在で791名の登録者数でございます、昨年の8月以降174人増加しているところでございます。この間も、防災訓練の実行委員会ですとか公区長会議ですとか、そういうところで登録を呼びかけているところでございます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林俊幸） 多くの方々が理解を示して登録されているということでもあります。791名ということでもあります。この中には公区長さんあたりは多く登録されながら、地域住民の方々の防災に対応されるのだろうというふうに思います。

やはり正確な情報がないがために、昨年、各市町村で出ていた大変危険な状況を招いているということは、情報がないがために直接災害現場に見に行っているという人が大変多くいらっちゃって、実際にはそこで被災された方も中にはいらっちゃると。当然パトロールに当たりながら被災をされたという方もいらっしゃるわけですが、そういう状況を招かないために、やはり正しい情報を的確に住民の皆さんにお伝えするということが大切なのだろうというふうに思います。

昨日の岡本議員の質問の中にも、情報アプリ等を検討されてはというようなお話もありましたけれども、ほかにもいろんなそういう手だてがあるわけですが、例えば総務省で推奨しているＬアラート等については、これはもう直接、国・道から情報が入るというようなことでもありまして、そこに町の情報を入れればすぐに災害情報が完成するというようなことでもありますけれども、今、幕別町としては防災情報メールを進めているということでもありますので、さらに今後、登録者数、また、理解のいただける町民の方々、広報紙等ですっかりとお伝えをしながら理解を得ていくことが大事かというふうに思います。

次に、二つ目のとかち広域消防事務組合の災害時の出動態勢と町との連携はということで、とかち広域消防事務組合においては、昨年4月から十勝一円が広域化されて、十勝圏の防災対応に当たっていただいているというところであります。

答弁の中でもありましたとおり、相川地区の避難の状況の際に船が足りないということで、池田消防からお借りをして救助に当たったということは、本当にこれが広域消防の本来のあり方なのだろうというふうに思っているところでありますけれども、一つ心配しますのは、やはり近隣市町村でも

当然災害は起きているわけでありまして、その災害時の中であっても通常の出動態勢もとおこななければならないというような状況下で、昨年あたりは大変苦勞されたのではないかなというふうに思っているところでもあります。

その中で、やはり広域で災害に対応しながら通常業務もしっかりと対応していかなければならないという中において、機材、また人材の不足等はなかったのかというようなことが住民の方々からの大きな声でありまして、そのときにもし何かあったら対応していただけるのかというようなことが多く聞かれるわけでありまして。実際、そういうことはなかったのだろうというふうに思いますけれども、台風災害時、広域災害に対しての町としての連携体制といいますか、当然、対策本部の中には消防から人員が配置されて、情報を共有するというようなことではありますけれども、逆に広域消防、また、消防の体制のあり方について、町としてどれだけ把握していたのかということを確認させていただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 昨年の台風災害のときは、幕別消防署からうちに派遣されたということは答弁書のとおりでございますが、広域消防におかれましては他市町村に災害があった場合については相互体制ということで、その町の災害にも当たりますが、応援できるような体制も整えていることをお聞きしておりますので、まずはその町の災害対応が重点だと思っておりますが、被災の少ない消防においては災害が著しいところに対応すると。また、支署等においても、例えば幕別町が災害が比較的少ない場合は、相互応援協定の中で災害の著しいところに対して職員を派遣するといった、相互の体制を整えるということでもありますので、昨年の状況については深く承知しておりませんが、そういう体制をとっているということでもあります。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林俊幸） 当然そういう対応をされていたのだろうと予測はしておりましたけれども、やはりせっかく広域化されて各自治体での防災対応も当然でありますけれども、それぞれの相互関係の中で、お互いがそれぞれの町の状況を把握しながら対応に当たっていくということが、広域化された消防事務組合の役割だろうというふうに私も考えますので、今後とも町との連携をしっかりととりながら対応に当たっていただければというふうに考えるところでもあります。

次に、自治会単位での防災訓練・防災教育による防災意識の高揚への取り組みはという中で、防災訓練等、27年から5カ年かけて実施されているというところでもありますけれども、今年は四つの指定避難所、22の公区を対象に実施するという予定であるというふうにお答えをいただきました。これまでも、地域防災訓練を実施してこられた中で、多分、参加されている住民の方々の意識も当然上がってきておられて、参加者もふえてきているのだろうというふうに考えるわけですが、その参加人数等の動向等はどのようなふうになっているのか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） これまで2年防災訓練を実施していたのですが、平成27年度住民参加人数といたしましては266名の参加をいただいております。そして、28年度につきましては2カ所同時で開催しております、1カ所、幕別北コミュニティセンターを指定避難所として開催したのですが、こちらのほうでは159名の参加、同時開催の札内北小学校を指定避難所とした参加人数につきましては415名、合計いたしまして574名の参加をいただいておりますのでございます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林俊幸） 私がお聞きしている数と若干違いますけれども、おおむね多くの方が理解をいただいておりますというふうなことであろうというふうに思います。

ただ、その中で一つ、やはり避難準備から始まって避難勧告まで、この大切な内容が理解できなかったという人が多くいらっしゃるというふうなことが、これはもう基本中の基本であろうというふうに思いますけれども、今後さらに今年度行われる防災訓練においては、その中で多くの方がまたそういう状況と

か内容を学ばれて、今後の防災対策に当たっていただけるのだらうというふうに思うわけでありませけれども。この訓練の中で、当然そういうような災害時に指示・勧告等を出したことの内容について説明もされているのだらうというふうに思いますし、避難所までの足の確保だとかということについてもいろいろと学ばれているのだらうというふうに思いますけれども、訓練の内容は細かくはよろしいですけれども、基本的な部分について、今お話しした避難準備から勧告までの内容について、それを住民の皆さんにお伝えしているかどうかということだけ確認させていただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） ことし3年目となる幕別町地域防災訓練につきましては、4回から5回の実行委員会を経まして訓練に当たっているわけなのですが、実行委員の皆様に対しまして避難情報、避難所準備情報から避難勧告、避難指示と、3段階の情報があるのですが、これも昨年の台風災害を受けて、国のほうでもわかりづらいということで、避難準備情報も名称が変わったことやそういうこともお伝えしたりして、それぞれの地域でまた地域の訓練計画をつくっていただいて、当日の合同の地域避難訓練の実施に当たっていただいているところでございますので、そういった情報につきましては、実行委員さんを通じて地域の皆様にお伝えしているところでございます。

それとあわせて、3月から広報紙で「防災ナビ」ということでシリーズで出しているのですが、その中でも、何月号かちょっと忘れてしまいましたが、この3種類の避難情報について住民の方に周知をしているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林俊幸） 住民の方々に対する地域防災訓練、今後も継続してしっかりと住民の方々へ内容をお伝えしていただきたいというふうに思います。今月、災害対策本部の運営訓練等も行われるようではありますが、順次こういう訓練を通して、日常から防災に対する知識を高めていただければというふうに思うところであります。

次に、要配慮者、社会福祉施設にかかわる把握と対応について、お伺いをいたしたいというふうに思います。

本町では、平成27年4月に避難行動要支援者避難支援マニュアルを策定するというようなことで、要支援者に対する配慮を行っているということを答弁いただいたわけですが、ただ、その中に、洪水浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設について避難計画等を出すというようなことを義務づけられているということでもありますけれども、その中において、計画が作成されていないという施設があるようなことが報告されておりますけれども、施設の中には、なかなかそういうところまで手が回らないといったところもあるのかなということを思いますけれども、利用者の避難計画でありますので、特に要配慮者ということになりますと、その施設等で対応できるかどうかということもなかなか不安に思うわけでありまして、ここに、町として、計画を出されていない施設に対して指導を求めると、努めるということでもありますけれども、具体的にやはり早急にこういう計画を立てていただかないと、避難の際に大変な状況に至るのではないかとというふうに思いますけれども、その具体的な対応についてお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 水防法において、浸水想定区域にある施設につきましては避難確保計画を策定することが義務づけられているという形で町長が答弁させていただきましたけれども、現在、入所施設では五つの入所施設が浸水想定区域内にあるのですが、この五つの施設につきましては全ての施設が避難確保計画を策定済みでございます。そのほか、通所施設だとかそういった施設、その他の施設もありますけれども、そういったところでまだ避難確保計画が策定されていない施設もございまして、そういったところを重点的にこれから策定を促していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林俊幸） 洪水浸水想定地域の中での施設については計画を出されているということで、一

つ安心はしたわけですが、やはりいつ起きるかわからない災害に対しての対応計画でありますので、やはり全ての施設がそういうことに関心を持って早急に計画を立てていただけるように、各施設への策定努力について町として対応に努めていただきたいというふうに思います。

先ほど河川パトロール等については先にお聞きしたわけでありますが、今後において帯広開発建設部、また十勝総合振興局、また建設管理部等から巡視内容が町長宛てにホットラインで、災害が発生しそうな状況においては連絡が入るということでありますが、それもあわせて迅速な中において住民にもしっかりと情報伝達をしていただきたいというふうに思うところでもあります。

昨年、いろんな関係で、水門・樋門等の管理者の皆さんとの意見交換の中から、いろんなご意見もいただきながら対応に当たっておられると、また、被害状況の中からも今後に向けての対策が出されているということでもありますので、河川パトロールについては先ほども申しましたけれども、町としても独自の情報把握に努めていただいて、災害を最小限にとどめる努力をしていただければというふうに思います。

次に、6番目の防災マニュアル内における災害対応スケジュール表（タイムライン）の整備状況についてはということで、避難勧告の発令等に着目したタイムラインは本年9月に公表の予定であるということでもあります。

それともう一つ、大変大事な災害時初動対応マニュアルについては、本年7月の作成を目標とされているということでもあります。まずは、これ、先ほども町長から答弁ありましたとおり、災害時初動対応マニュアルについては、災害が起きる前から災害を想定してタイムラインを作成し、関係者が事前にとるべき行動を、いつ誰が何をするかについて着目して時系列で整理をしていくものでありまして、この整理が整いますと、やはり経験のない職員の方々でもそれに沿って災害時の対応がスムーズにできるというふうに考えるところでもあります。

今後、8月から台風等が接近することが多くなるかと思えますけれども、なるべく早い時期での整備が必要かと思えますけれども、今のところ避難勧告の発令等に着目したタイムラインについては9月、災害時初動対応マニュアルについては7月ということでありますが、もう少し早い時期の整備についてはできないのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 避難勧告の発令等に着目したタイムラインにつきましては、現在、国・道の河川で洪水浸水想定区域の見直しをやっと公表されたといいますが、それで、今、ハザードマップの見直しも町として取り組んでいるところでございます。そのハザードマップのエリアによって、この避難勧告の発令等に着目したタイムラインも影響してまいりますので、ハザードマップの見直しが終わったと同時にタイムラインにつきましてもあわせて整備をする関係から9月という形になってまいります。

それと、災害時初動対応マニュアル、職員のマニュアルでございますけれども、これにつきましてはできるだけ早く整備を進めていきたいというふうに考えておりますが、もう6月末でございますので、7月をめどにということ考えているところでございます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 寺林議員。

○17番（寺林俊幸） 急がれるマニュアルでありますので、なるべく早急に整備をお願いしたいというふうに思います。

今後に向けた防災対策等については、町に住まわれる住民の生命、財産、また、生活を守るために不可欠であります。昨年の経験を踏まえ、防災に当たっては早急に手だてをするものはすると、また、さらに関係機関との連携を深め、最小限の災害でとどめるという努力に努めていただきたいというふうに思います。それによって、災害の少ないまちづくり、住んでよかった、幕別町でよかったと言われるようなまちづくりに努めていただきたいというふうに思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、寺林俊幸議員の質問を終わります。

この際、15時15分まで休憩いたします。

15:05 休憩

15:15 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○4番（小田新紀） 通告に従いまして、質問させていただきます。

授業改善推進チーム活用事業の導入の意義と今後の運用についてです。

本年度より、白人小学校、札内南小学校、札内北小学校の札内地区3校を対象にした「授業改善推進チーム活用事業」の取り組みが始まりました。本事業は「学力向上のため、加配教員3名程度がチームとなり、各校でTT(ティーム・ティーチング)を行い、3校全ての学級で授業改善に取り組む」ことを主な目的としています。平成27年度から道内で始まった本事業について、十勝管内では、帯広市に次ぐ導入となりました。

さきに取り組んでいる帯広市においては、成果とともにさまざまな課題も生じており、本町においても、導入に当たり、学校現場では大変な懸念と混乱、苦勞をしたと聞いています。

そのような中、実際に4月からの運用が開始され、その効果を評価する声もある一方、導入以前からの懸念も払拭されていない声も聞こえます。

本事業導入に至った経緯・意向並びに今後の有効な運用に向けて、以下の件について伺います。

1点目、本町においてのどのような教育課題をもとに、本事業が有効と考え導入の判断をしたのか。また、どのような懸念事項が考えられたのか。

2点目、本事業導入までの経過において、学校現場の声がどれほど反映されてきたのか。また、導入検討への時間や材料、さらには導入に向けてのさまざまな環境整備は十分であったのか。

3点目、現段階での成果と課題について、どのように捉えているのか。

4点目、今後の効果的な運用に当たり、学校現場からの要望は。また、それら要望に対してどのように対応していくのか。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 小田議員のご質問にお答えいたします。

「授業改善推進チーム活用事業の導入の意義と今後の運用について」であります。

授業改善推進チーム活用事業につきましては、平成27年度から、北海道教育委員会が道内の小学校を対象に、学校全体で組織的に授業改善に取り組む校内体制を確立することにより、児童の学力向上を図ることを目的とする事業であります。

教科指導における豊富な経験や実践的な指導力を有する教員を、指定する学校に1人ずつ配置し、推進教員として2人から3人でチームを組み、授業改善に向けた取り組みを行うものであり、本町においても、本年度から事業を導入したところであります。

本町における授業改善推進チーム活用事業の取り組みにつきましては、白人小学校、札内南小学校、札内北小学校にそれぞれ配置した推進教員が、一つのチームを組んで3校を1週間ごとに巡回勤務し、教員と協力しながら児童の実態を把握し、学年や教科を分担しながら、主にティーム・ティーチングの授業を行い、学習規律やノート指導、板書の仕方など、学校全体の授業改善に向け、取り組んでおります。

また、授業以外におきましても、推進教員が校内研修の講師や資料提供を行ったり、教員と協力して、家庭学習の定着や望ましい生活習慣の確立に向けた、家庭への「通信」を発行するなど、学校・

家庭・地域が一体となった児童の育成と学力向上に向けた取り組みを行っているところであります。

ご質問の1点目、「どのような教育課題をもとに本事業が有効と考え導入の判断をし、どのような懸念事項が考えられたのか」についてであります。

今日、子供たちを取り巻くいじめや不登校を初め、新学習指導要領の改訂への対応や確かな学力を育む教育など、学校における教育課題は多岐にわたり、取り組むべき課題は山積しているものと認識しております。

本町におきましても、家庭・学校・地域等が連携し、これら教育課題の解決に取り組むことが重要であり、教育委員会といたしましては、「子供を真ん中に、全ては子供たちのために」を合い言葉に、児童生徒が自ら学び、考え、主体的に判断・行動し、社会の変化に対応できる「生きる力」を育む教育の推進を目指しております。

このため、それぞれの学校が組織的に取り組み、どの学校でも、どの学級でも最善の教育活動が行われることが重要でありますことから、本事業を導入することにより、各学校において、すぐれた授業実践例や取り組み例を取り入れ、組織的な授業改善が期待できることやこの3校の連携が進み、地域全体の小学校の指導力が向上すること、さらには、学級運営に複数の指導者が入ることによって、個に応じた指導が一層推進できるものと考え、導入したところであります。

なお、事業の導入に当たりましては、帯広市の状況などから教員の負担の増加等が懸念されましたが、この事業の推進教員は加配措置によって配置され、各学校においては、それぞれ1人の教員が増員となり、教員の業務や授業の準備、研修等の支援についても期待でき、結果的には教員の業務負担縮減につながるものと考えております。

ご質問の2点目、「導入までの経過において学校現場の声がどれほど反映されてきたのか、また、導入検討への時間や材料、導入に向けてのさまざまな環境整備は十分であったのか」についてであります。

本事業の導入に当たり、教育委員会では、導入自治体の先進事例や道議会における本事業に関する議論などを調査し、検討を進めてきたところであり、各学校においても、昨年末から職員会議等の中で教職員の疑問や意見を出し合い、事業の内容や期待される効果について、検討を行ってきたと認識しております。

また、授業改善推進チームの推進教員の人選に当たりましては、勤務校や町内の教員から選考し、各学校の教員や子供の抵抗感を少なくして、円滑な事業推進を重視するとともに、各学校を巡回する勤務シフトや各学校での打ち合わせのあり方、業務内容の整理などを工夫し、効果的な業務推進ができるよう導入に向けての環境整備に努めてきたところであります。

ご質問の3点目、「現段階での成果と課題について、どのように捉えているのか」についてであります。

本事業におきましては、毎月、推進教員3人と、それぞれの学校の管理職、教育委員会、十勝教育局の担当者による定例報告会を開催しており、定期的な推進チームの取り組み状況の確認と各学校における課題について検証し、この取り組みがよりよいものとなるよう意見交換を行っております。

こうした中、既に成果と課題があらわれ始めており、成果について申し上げますと、授業改善推進チームの推進教員が、各教員のすぐれた授業実践を授業改善推進チーム通信などに紹介することで、効果的な実践例がそれぞれの小学校で共有できたことや、授業が複数教員体制となることから、個に応じた指導が可能になってきたこと、さらには、推進教員が初任層の教員等に助言や効果的な指導法などを示すことで、研修の機会にもなっております。

一方、課題といたしましては、指導内容の打ち合わせに時間を要することや、学校ICTの環境整備が3校において異なっていることなどが報告されたところであります。

ご質問の4点目、「今後の効果的な運用に当たり、学校現場からの要望及びそれら要望に対してどのように対応していくのか」についてであります。

今後の事業の推進に当たり、学校現場からの要望等につきましては、先ほど申しあげました定例報

告会において示された課題を整理し、その解決策について検討を進めるとともに、引き続き各学校と連携を図りながら、要望等を把握し対応してまいりたいと考えております。

本事業により、3校のよい取り組みが交流され、地域の小学校の授業改善が進むことにより、中学校に進学してからの学習にもつながり、地域全体の学力向上などの成果が期待されるとともに、学習規律の定着や授業への意欲づけ、ICTの活用など、学校の組織全体で子供たちの力を伸ばす取り組みにつながり、子供たちにとってよりよいものとなるよう取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上で、小田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） それでは、答弁に対して再質問させていただきます。

まず、本事業について、昨年末、こういった話が現場においてきてということで、それ以来、私のもとにも多くの意見が出てまいりました。そして、当時は余り肯定的な意見というのはなかったということで、私のもとに届いている声はなのですが、実際始まってみてよかった声も、管理職を中心にですけれども聞こえている部分もあります。それらあわせまして、再質問させていただきたいと思えます。

まず、本事業につきましては、国や道から指示されてやらなければいけないという事業ではなくて、幕別町がみずから手を挙げた事業ということで、そういった意味では、幕別町としても強い思いやはっきりとした根拠があつての事業だというふうに思えます。私が見る限り、内容では、この幕別町がずっとこの十数年、余り手を出してこなかったような事業の内容に取り組んでいるというふうに受けとめております。

そういった部分でも、特に1点目の質問については、現場の先生からも、特にここを一番聞きたいという意見を多くもらっております。答弁でもありましたとおり、幕別町が、児童生徒が自ら学び、考え、主体的に判断・行動し、社会の変化に対応できる「生きる力」を育む教育の推進を目指すという部分においては、私もそのとおりだなというふうに思うところでありますが、その狙いと今回の事業の部分で、この狙いに対してどのような課題があつてこの事業に必要性を求めたのか、そういった部分をもう少し細かくお答えいただければと思います。

組織的に取り組むとか、そういった部分は、当然、学校の中でこの事業があるなしにかかわらずやっていることですし、必要であることだというふうに思っておりますが、あえてこの事業を取り入れるという意義、それをお答え願います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） この事業を導入した最初の目的というか、意義ということでございますけれども、今、組織的という話、議員のほうからも出てまいりました。まず第一に、組織的にさまざまな課題に対して対処していくということが、これは本当に第一番に私ども考えたことでございます。と申しますのは、いい授業の取り組みを今までは何人かの先生、何人かと言うとちょっと語弊ありますけれども、いい授業をやっている先生がいらっしゃると、ところがその同じ学校に行っても、せっかくこんないい授業をやっているのを、それを取り入れてやればもっともっと学校の先生たちみんなよくなるのではないだろうかというようなこと、これ実際に私ども学校訪問して各教室を回っていた中では、そういう実態というのがあります。

十勝教育局の義務教育指導監、これは義務教育の授業の実態、学校経営、これに対して、市町村の学校に対して指導・助言するという立場の方でございますけれども、その方の幕別町の教育の課題ということで何点か助言いただいたのですけれども、その中にも学力向上に成果が認められる取り組み、それが幕別町の場合、個々の教員の力量に頼っている部分が多いと、それをみんなで取り入れて、組織的に取り組む必要があるのではないかとというご助言もいただいたところでございます。

我々が学校を見ていて感じたことと同じようなこと、やっぱりいい取り組みをせっかくやっている先生たちに、いい取り組みをみんなで共有して、それでみんなでいいベースとなるような指導方法、

これを取り入れながら、最後は子供たちのため学力向上の取り組みを進めるという意味で私たちこの授業に取り組んで、みんなで共有して、チームでみんなで考えていこうということで進めたという経緯がございます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） おっしゃっている意味はわからないわけではないのですが、いい授業とはそもそもどんな授業だったのか、いい先生の授業とはどんな授業だったのかという分析もあると思います。それぞれ授業というのはいろいろありますし、また、目の前の子供たちによって授業の仕方というのは柔軟に変えていくものですし、それがこれまでの幕別の教育、幕別の教育方針と比較して、そういった部分が少なくなってきたというふうに捉えておられるのか。それが一つになっていないというような捉え方をされたのか、ちょっとわからない部分も多々あるのですけれども、結局、課題があるからこの事業を入れるという流れだと思うのですね。何でもそうですけれども、こういった課題というものがあって、本来の目標に対してその課題が達成できていないという部分において、この事業を入れることにという部分があるかと思うのですが、そこらあたり、教育長が見たなりのいい授業という部分が、余り細かい部分はいいのですけれども、もしこういった概念というのがあればお答えいただければと。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） どんな授業がいいか悪いかと、この場ではちょっとそういうあれは言うものではないのですけれども、私、見た感想では、やはり子供たちを集中させ、子供たちを教員の話に興味を持って話をさせると、それとあと、やはり生きる力ということをよく言いますけれども、授業の教えたことだけではなくて、そこから発展するようなことを子供たちに伝えていくというような、そのような授業というのを、見ていてもすばらしいと思う先生、何人かいらっしゃいます。どなたが悪くて、どなたがいいとかということではなくて、せっかくなのでそういう授業をみんなでやっていていただきたいなど、そういう意味で、私、組織的にというのを感じたということでございます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） ここで授業論を語るとちょっと時間が足りないので、これぐらいにしておきますけれども。

ただ、今、教育長がおっしゃった部分が、システムとして最初からそういうシステムになってこの授業が始まっているかといったら、決して今、現場の先生たちにとってはそこまで理解が浸透していないという部分は現実あると思いますので、そういった思いをもう少し伝えていくべきかなというふうには考えております。

その中で、この事業に取り組むに当たって、特に同じ十勝の中では帯広市というのが隣で2年前からやっていたということですね。ほかの管内もやっている部分があるわけですが、少なくとも帯広市という部分で、平成27年度やっていたわけなのですが、十勝管内では28年度それを取り入れる町村がなく、そして29年度我が町が取り入れたということですが、正直、少なくとも十勝管内において広がりという部分はそんなに多くない事業です。全道的に見ても、そこまで広がっているかというか、その評価の仕方というのはさまざまかもしれませんが、そんなに多くは広がっている事業ではないというふうに思うのですが、これ、少なくとも十勝の中でほかの町村が手を挙げないというような理由というか、そういった部分、どんな分析をされているのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） ただいまの、他町村の取り組みの状況が少ないということかと思えますけれども、この事業につきましては、小学校の各学校に対して1人ずつの加配の推進教員を配置した中で、複数の学校でそういった授業改善に向けた取り組みを行うという事業でもありますので、小さな町、村等においては、学校が1校だったり、2校だったりということで、この事業の規模に見合った学校数になっていないというようなところもあるのかなというふうに考えております。

それで、十勝管内においては、およそ帯広市、また、音更町、芽室町、幕別町というような市町村

がこういった事業に該当するような規模の町であろうということで、なかなか小さいところには浸透してきていないというようなことになるのかなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 私も実は最初はそう思いました。そう思ったのですけれども、ほかの事例を見てみたりとか、この事業の中身を見る限りでは、もし見識が間違っていたらご指摘いただきたいのですが、2校でもやれるという部分ですね。3校なくても2校でもやっていいということでありまして、決して児童数の多い少ないという部分については全く関係ないというような押さえているわけなのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 議員のおっしゃられるとおりに、この事業については2校でも事業としては可能であると。ただ、幕別においては3校の学校を対象に取り組むことがいいのではないかとということで、今回、教育委員会のほうで手を挙げたというような状況です。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） それはわかります。それはわかるのですが、結局、ほかの町でそこまで広がっていないという分析ですね、それがどのように。

また、次の帯広市の状況、課題も出ているという部分も回答でもありました。私のほうでもそういうふうに感じているのですけれども、そういったことも踏まえての分析としてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） この授業改善推進チーム活用事業の実施要領では、推進教員が週当たり15時間以上ティーム・ティーチングによる授業を行うということが定められておまして、例えば1学年1クラスですと、国語だとすると週5時間しかない、2年生合わせても10時間ですから、なかなか週15時間というのもクリアできないという課題もあるのかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 承知しました。

そういった中で、質問の趣旨としては、なぜこの幕別で必要だったのかという部分が明確にやっぱり見えてこないという部分がありますので、こういった質問も含めてさせていただきました。

先ほど、加配が配置されると、1校1人ずつということで、教員が増員になるという部分で、業務等々の負担が少なくなるというような答弁も含めてありましたけれども、御存じのとおり一つの学校にいられるのは結局3週間に1週間という、基本的には3分の1、一つの学校にいられるということですので、学校現場としては増員というのはそういうことを求めているわけではないのだよというのが素直な気持ちであって、実際、動きが不定期でありますし、基本的にはその学校が2週間不在になるわけなので、いろんな行事等々、そういった部分での担当も外れざるを得ないと、見えないので外れざるを得ないというような学校もあるということです。

そういった部分、実際、この事業が入る前からわかっていた懸念、帯広市でもそういったことがあったと。それから、帯広市においては、当初取り組んでいた3校の1校はもうやめていると、新たに次の学校を加えざるを得なかったというような事情も聞いています。ちょっとこの事業はできないということで、そんな背景もあった中で、また、帯広市の経験をされている先生も幕別で実際にいるわけなので、そういった部分が学校の教員の中では最初からわかっていた部分がやっぱりなという部分もたくさん出ているわけなのです。どこまで取り入れる段階において分析をされていたのかという部分について、もう一度ご回答をお願いします。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 加配の話でございますけれども、まず加配、これはあくまでも行事のために加配されたという意味ではないので、授業改善、授業を進めることに対して加配されたということでございます。

答弁の中で若干触れさせていただきましたけれども、この3人の先生たちが、自校もほかの学校も

含めて担任にかわって教材の準備、実際にそういうものをしていくと。あるいは準備全部をやっているわけではないのかもしれませんが、準備の手伝いをしていくとか、教材に関するアドバイスをしてくれているとか、あるいは教材の準備と同じようなことですが、授業の準備のサポートをしてくれていると。さらに授業において役割分担ができた、複数の先生たちが入ってティーム・ティーチングという格好なので、一人の先生が板書して説明すると、遅れぎみの生徒、子供たちに対して個別に声をかけながら指導すると、そういう意味でやっぱり先生たちの負担が軽減されているのかなという、それが加配の効果なのかなと思っております。

もう一点、帯広市の状況を確認したのかということでございますけれども、おっしゃられるとおり、帯広市、平成27年度、花園小、帯広小、緑丘小、これでスタートしたところなのですが、花園小が対応できないということで抜けて明星小学校、残った帯広小学校と緑丘小学校、3校で実施しているということでございます。

これ、内容を聞きますと、花園小学校の規模が小さい規模だと、1学年6人、プラス特別支援学級が2学級という学校で、教員の数が十数名というところ、そこにたまたま人事の配置の関係で期限つき教員が4人入ってしまったと。そうしたときに、何人かは担任を持っていただかなければならなくなるという状況だったそうです。そうした場合に、学校としてはやっぱり本来の学校の運営というのを強化したいということで、改善推進チームの推進教員として出ている、もちろん力のある、今まで経験の豊富な先生がそういうところに出ているので、その先生を出してはもらえないと、やっぱり自校に戻ってきて担任をやっていたらいいと、そういうような人事に関する学校事情があったということでやめたというふうには私ども聞いています。決してこの事業をやったから混乱してやめたということではないというふうには私ども聞いていますので、それらのことも勘案して、うちとしてはぜひとも進めたいなということで導入したところでございます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） それでは、そういった帯広市の先進事例も含めて、各学校の状況によってなかなか対応が難しいということについては情報があるといった中で、では幕別ではどうだったのかという部分になってくるかと思うのですが、質問の中にもありますけれども、その導入までの学校現場の声という部分をどのくらい把握してきたのか、時期的な部分があるわけですが、

答弁の中でも、いろいろ検討を進めてきた、検討を進めてきたというようなことはありましたけれども、どの段階で検討から意見を集約して、合意を図って、合意形成して、学校としても了承を得て、さあみんなでやるぞという判断がそもそもあったか、なかったか。そして、あったとしても、私が聞いている中では、実際の管理職はちょっとわかりませんが、管理職段階でどのくらいの余裕があったかは把握できていないのですが、一般教員の中では、その話を聞いて担当教員を出すのに一番短い学校では3日間、一番長い学校でも6日間しかない、初めて聞いて担当教員を出さなければいけないというのに3日から6日しかなかったという話を聞いています。そこで一番混乱したと、どうしたらいいのか、何の授業かわからない、誰をどう出せばいいのか、学校の事情をわかっているのかという話を聞いていますが、どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 今回の授業改善推進チームの活用事業の周知といいますか、紹介につきましては、北海道教育委員会から昨年12月9日に町に対して通知があったところであり、さらには、町からの実施の報告の期限というのが12月22日ということで、わずか13日しかないという中で、私たち、学校現場に照会をかけたところで、その期間の短さというのは学校現場に対して非常に申しわけなく思っているところであり、

しかしながら、その前段として、教育委員会としては、平成27年からやっている事業を研究して、教育委員会としてはこういった事業には取り組みたいという方向性を持っておりました。そういった方向性を持って、12月9日の通知を受けて各学校に、委員会としては取り組みたいけれどもどうでしょうか、学校の中で短い期間ではありますけれども、最大限議論をしてくださということでお願い

をしたところであります。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 教員の人選と、選任ということでございますけれども、これはやはり校長のほうをお願いして、それは学校長の管理運営事項というふうに考えています。例えば、主任の命課だとか校務分掌を決定するというのは、最終的には校長の管理運営事項ということで、校長に相談して、校長のほうでは経験が一定程度あって、力があるという言い方をするとあれなのですけれども、指導力が高く、さらにほかの教員からも人望が厚いと、人間性が豊かだという教員を選んでいただいたということで、私たちも相談を受けて納得してそういう先生をお願いしたという経緯があります。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 12月、期間が短かったという事情はわかります。ただ、教育委員会の中でその前からいろいろと検討を重ねてきた、それもわかります。が、実際、学校現場において、その段階というのを全く知らないわけですし、検討する時間も全くない。そういう教育委員会の思いはわかるのですけれども、実際にそこを相談したり考えたりしなければいけない、その短い時間に学校現場でやらなければいけないという中で、これ、あえて手を挙げている事業ですので、この期間に必ずやりなさいというふうに道から国から指示が来ているわけではないです。その中で、例えばもう一年待ちながらとか、期間が間に合わないなら間に合わないで次の年という部分も含めて検討する余地があったのではないかとこの部分も思われます。

それから、選任の部分については、最終的には教育長おっしゃるとおり学校長の判断でという部分でなるかと思いますが、実際の学校現場の中で、やはり先ほど花園小学校の例もありましたけれども、各学校の事情がありますよね。そして来年の、例えば3年生を今持っている担任の先生がいると、その先生が非常にその学校の適任者だといった場合でも、今ですと、1年単位で担任はかわるのですけれども、流れとしたら4年生までいくというような流れの中で、その先生はちょっと対象外になるよねというような話になったりとか、それぞれの事情があるわけです。それを学校現場の中で相談してもらえばいいのですけれども、それが3日、6日という短い期間の中でしか判断できないという状況の中で、また、事業自体の説明もないという中で、非常に混乱したと。

その中で、ちょっと1点確認なのですが、これは学校現場のほうで、ちょっとことしは勘弁してくださいというような声が上がれば、事業としてはやらなかったという判断もあった可能性がある事業なのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 初めに、人選については、この1週間、10日の中でやってくれという話をしたわけではないので、人選については3月までの間に決めていただくということで、学校の中でも考えていただいているということなので、三、四日の間にやったというわけではありません。

もう一点、この事業を学校現場がということでもありますけれども、もちろん花園小学校でしたか、そのような事情があればまた違ったのでしょうかけれども、うちの場合、相談したところ、校長のほうで対応できると、しかも我々としてもいい授業なのでぜひともやりたいということで、校長先生たちも賛同してくれて、この事業に取り組んだという経緯があります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 私もその場所にいたわけではないので、はっきりした根拠はあるわけではないのですけれども、管理職の先生、それから一般教員、一般教員の中でもいろんな立場の先生も含めて、私が聞いてきた話の中では、ちょっと今の答弁と状況が違うというような認識ではあります。それを今ここで明らかにするということでもないのです。あくまでもあれですけれども、実際、私が聞いてきた話の中では、もうこの事業ありきでやりますと、その中でこういう先生を選んでくださいというような話というふうに受けとめています。ですので、そこが教育委員会、あるいは教育長の思いと異なる部分があれば、今後、もう少しそういった部分も現場が誤解しないように丁寧に対応していただければというふうに

願います。

次の質問に移ります。

環境整備の部分ですけれども、導入に当たっての環境整備という部分で、今までかなりの部分で準備をしてきたというふうにおっしゃってございましたけれども、12月前の段階で準備してきたというふうにあります、3点目の課題のところにも出ていましたが、まず一つ目として、やはり ICT の環境整備という部分について伺います。

道から出されている要綱の中にも ICT の活用という部分がかかれていて、そこへ実際始まってから ICT が各学校そろっていなかった、なので同じような取り組みをしたくても学校事情によってできないというふうな、最初からわかっているような課題が出てきていると。

それから、あと旅費の問題ですね、経費。新しい事業をするのに、やはり人・物・お金といった、プロジェクトに対してつけるというものがあるかと思うのですけれども、人は加配という部分で1人ついていてという部分があるかもしれませんが、お金がこの事業には全くついてこないというようなことで、ST ですね、推進チームの先生になっている先生の自宅から各学校までの旅費は出ますけれども、各学校の中で、当然、授業をやっていく中で各学校にそれぞれ移動したり、打ち合わせという部分があったりとか、そういった部分でそういった旅費というのは一切発生しないという部分。それから、ある意味、特別職という部分で、その先生の負担もいろいろ大きい、当然、仕事量も増えるという部分で、そういった特別手当というものも一切ないと、それを要求しているし別にして、そういったものも一切ないという部分で、かなり自己負担という部分でもやっているというような課題を管理職のほうからも聞いています。

それからあと、学級数の違いですね。先ほど花園さんの例もありましたけれども、帯広市については3校ともほぼ1学年1学級という学校で3校やっているというような、ある意味、ほぼ共通した状況の中でやっているという中ですが、幕別においては、札内北、白人小学校という2校が割と似ている状況ではあるかと思いますが、1クラスの学年もあり2クラスの学年もある。一番はやはり札内南小学校、3学級、4学級あるという状況の中で、その辺の状況が全然違うということで、また、打ち合わせとかそういった部分も1学級であればその担任先生と ST の先生との単純な打ち合わせで済む。だけれども、2学級になれば、当然2人の学年の先生とその ST の先生、3学級になれば3人の先生のタイミングがなかなか合わないという部分で、ST の動きに合わせて学校が今までと全然違う動きをしなければいけないというような実態もあると、これも当初から先生たちの中ではこうなってくるよねというような予想があったわけです。

それからあと、打ち合わせの時間の確保という部分もどうなのかということです。教育長、公式な場、非公式な場も含めて学校現場は忙しい、何とかしてあげなければいけないというような言葉を出されております。それから、きのうの一般質問の中でも、超勤・多忙化についてお話しされていましたが、そのような実態、ただでさえ打ち合わせをする時間がない中で、新たな会議の時間、打ち合わせの時間を確保しなければいけない、そういった部分の労働環境の準備はどうだったのか。

それから、各学校には研修課題があります。それぞれの学校の研修課題がどういった研修課題であって、この事業に全体が当てはまるのか、そういった部分も含めて、環境の整備という部分については十分だったのかどうだったのかという部分で見解を伺います。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） それでは、私のほうから ICT の整備の関係、ご説明をさせていただきたいと思いますが、ICT の整備については、昨年から教育委員会において ICT の整備計画に基づいて3カ年で整備をするということでスタートをさせていただいておりますけれども、昨年に当たっては、札内中学校と札内南小学校に整備をさせていただいております。今回の授業改善チームにおいては、白人小学校、また、北小学校についてはまだ取り組んでいない状況にあるということで、この点については課題等としても両校から早急にということでお話があったところがありますけれども、これについては今年度 ICT の整備計画に基づいて各校整備をしていくという

な計画になっております。

あと、先ほどの旅費の関係につきましては、道のほうで定めております事業の要綱のほうに基づいて旅費の計算等もされているというような状況であります。それぞれ各学校から打ち合わせ等の課題、時間のとり方についてもいろんな要望が出ていますので、月に1回、先ほど教育長の答弁にもありましたように、毎月毎月、報告会の中で各学校からの要望等についてはお話を伺いながら、なるべく改善をした中で、各学校取り組みやすい方法を探りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） ただ、これ最長で3年間の事業ですよ、1年単位ですけれども、最長で3年間。今から各学校のいろんな要望を聞きながら改善していくという、もう終わっちゃうと思うのですよね、事業自体が。これを、やっぱり事業を始める前にやるべきだったのではないかと、そういった質問だったのですけれども。そういったことも含めた環境整備、あるいは材料、条件という部分が、十分な把握ができていたのかなということでの質問でありました。いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 事業実施に当たりまして、その課題の洗い出し、短い期間の中でということもありまして、全て100%洗い出しができたというふうには、私たちも考えておりません。しかしながら、これはそれ以上にメリットがある事業だというふうに判断をして実施をしたところでありまして、これからは先生たちの意見を十分に受け入れながら、よりよい制度にしていきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） もちろん、今後の運用に関しては、もう始まっている事業ですので、より効果的なという部分については同じ思いでいるところです。

ただ、今後こういった新しい事業を取り入れるに当たっては、やはり準備する期間が全くなかったというわけではないと思いますので、来年でもよかったという事業ではある。それ以上に、早く入れたいという思いもあるのかもしれないですけれども、ただ、それにしても、現場には大混乱という状況でもあるわけなので、そこら辺もう少し、いろんな事業の反省があると思いますが、学力向上と、あるいは学校現場での授業の振り返りももちろんですが、こうした事業の取り入れ、導入に当たっての適切な導入の仕方だったかという部分についてもご検討いただければというふうに思います。

今後の部分についても、いろんな意見を聞くということで、当然授業を聞いていただきたいと思いますが、これは現場の先生にとってはその会議自体が負担なのだという話もございます。それは当然出席して意見を話すわけですけれども、ただ、そういった推進会議の中で、管理職の先生もおられるという中、あるいは局等々、教育委員会等もおられるという中で、なかなか言えることと言えないことというのがあるというのが正直、話を聞いておりますので、当然そこで出てくる意見については大事にさせていただくのはもちろんでございますけれども、より幅広く意見を聞くというような部分も設定していただければというふうに期待しております。

今後の取り組みに当たってなのですけれども、当然そういった部分で、各学校からのという部分がありますが、これちょっと極端な例になるかもしれませんが、先ほど言った花園小学校の例があったように、最終的な決断はちょっとわかりませんが、各学校の事情によって各学校がこの事業については離脱する、あるいは少し次年度は保留にさせてもらいたいと、そういった声が上がった場合に、それについては検討する余地というか、材料という部分についてはお持ちでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） この目的を考えてきたとき、離脱ということは私は考えていません、正直言って。やっぱり、みんなそのためにもこの定例報告会、そういう中で取り組みやすい方法あるいはどういかに課題があるのかというのを洗い出しして、そういうのをもうどんどんどんどん変えていって、よくして行って、そして授業を進めていきたいと私は思っています。やっぱり、この事業、評価

を聞きますと評価が分かるといいますけれども、いろんなところの話を聞くと、現場の先生たちの話を聞いても、いや、すごいいいというのが、私たち聞いている評価の中では大方でございます。そういう意味では、こういう事業を進めていきたいと思っていますので。

あと1年限りと言いながら、これは継続、継続で最大3年間継続できる事業なので、3年間継続してできるだけよい形にして、幕別町でやった授業すばらしかつたねと、みんなで一般教員の方も含めて反省できるような形にしていきたいと思っています。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 離脱してほしくないという思いもわかりますし、当然やるからにはという部分であれですけれども、やはりそこはスタンスとしてそういった部分も、結局そういうスタンスが先ほどのお話ではないですけれども、各学校にとったら、もうこれはやらなければいけないという流れの中で来ていると思うのです。先生たちも、もうやむを得ないという、やむを得ないという状況でやる事業よりも、やはりよさを認識してやるぞというふうな部分を狙っておられると思いますけれども、今はそういった状況にはなかなかなるような状況ではないので、そこはやっぱり丁寧に、いろんな可能性を考えてやっていかなければいけないと思いますし、それぞれの評価、教育長がおっしゃったとおり、いろんな評価があると思います。これは、100%いいとか、100%悪いというものには絶対ならないと思いますので、それは当然のことだというふうに思いますが、学校状況ですよ、やっぱりこういう学校状況だからこれはいいというふうに判断をする学校や先生もおられます。確かにおっしゃるとおりです。けれども、うちはこういう学校状況だから、なかなかこれのよさを生かせられない、負担ばかりが多くなってしまって、よさはわかるのだけれども、そのよさを生かす状況になっていないという部分もあります。そういった部分で、いい悪いという声だけではなくて、どういう状況だからいい、どういう状況だから課題があるという部分を、そこをしっかりと分析していただきたいなというふうに思います。

今、どこの学校がどこの学校がというのは言うべきことではないかもしれませんが、やはり少なくとも一学年の学級数が多くなればなるほど、本当に大変な事業だという部分の認識は持っていたきたいなというふうに思いますし、全道のほかの規模でもそうだと思います。そんなに大きい規模の学校が全部が全部やっているわけではないですね。全てとは言いませんけれども、そのあたりの分析もしていただきたいなというふうに思いますし、あと先ほどもちょっと触れましたけれども、やっぱり時間がないのです。時間がない。そういった中の環境整備ができていない中で、どんどん新しい事業が入ってくるとその時間、今回教育長が狙いにしている思いのあること、組織的に、そしてみんなで教員が切磋琢磨して学力向上を図っていく、子供たちの理解を一緒に図っていく、これ先生たちみんな思っていることなのです。みんなやりたいのですよ。みんなやりたいし、そこを目指しているのです。その打ち合わせの時間も持ちたいのですよ、持ちたいのですけれども、ないので、実際。これを、ある意味強制的に入りました、その時間を持てました、だから一時的にはよかったかもしれない、けれども今までやっていたその時間がほかのところに行ってしまうわけなのです。これ、実際、勤務時間外もふだんは働いていることはご承知だと思うのですが、さらに勤務時間外の時間をふやしているということも認識していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 確かに新しい事業を進めることによって、またそれ一つ業務が増えるということと言えるかもしれませんが、でも、これが必ずしもかなりの負担になっているとは、私ども聞いている中ではその報告会の中では聞いておりません。

先ほど小田議員言われるように、状況を生かせない状況があると、そういうつらさは私わかります。ただ、先生たちはみんな子供たちのためにやりたいと思っているということも私たちは信じて、一緒に幕別の子供を育てると、幕別の子供たちが伸びたねと、そういうようなことを目標にして一緒に頑張っていきたいと。もちろん我々の教育委員会の職員も一緒に入っていますので、できることはでき

るだけやって進めていきたいなと思っています。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） この事業だけで物すごく負担が一気に大きく増えたとも言えないと思います。確かにそのとおりです。ただ、積み重ねなのです。ここ数年間、いろんな事業が入ってきたりとか、それから急にこれを準備してくれ、あれを準備してくれという部分が学校現場に入ってくるということが、あるいは急にこうするからという話をするということが非常に多いという話も聞いています。そこら辺は、お互いの認識の違い、見識の違いあるかもしれませんが、見解の違いがあるかもしれませんが、そういった話を聞いて、その上で、今回またこれが急に来たということで、今までの積み重ねも含めてちょっと批判的というか、怒りというか、意見をもちたいという先生が多いということもはっきり把握していただきたいというふうに思います。

それから、小中一貫も含めていろんな事業があると思いますけれども、幕別の教育が、今までの教育もあり、そしてこれからまたより良くしていく、改善していくというものもあると思います。昔のままというわけにもなかなかいかないと思いますが、一体どこの方向に向かっていくのか、最初に、こういう子供たちを育てたいという回答はいただきましたけれども、どこに向かっていったらという方向性でやっていくのか、札幌市のまねをするのですか、本州のまねをするのですか、帯広市のまねをするのですかということではなくて、いろんなところを参考にしながら、よりよいところを盗みながらやっていくと思うのですけれども、でも、幕別らしさ、十勝らしさ、そういったものも今まで大事にしてきた幕別の教育というのがあると思います。

少なくとも、十勝管内の中では、十勝管内の先生も、幕別の学校教育に対する考え方が好きで入りたいという先生も多くありました。私も6年間おりましたけれども、非常にいい、気持ちよく仕事ができる記憶があります。それから、やっぱり幕別で育つ子供たちに、今までの大人になっていった子供たちの成長した姿を見ても、私はそんなにおかしな教育を今までしていたわけではないと思いますし、逆に言えば、日本の、東京の大都市に誇れる教育をしてきたというふうにも思うわけです。これは私の個人的な見解かもしれませんが、そういった部分で、はっきりした方向性、狙い、そういったものをしっかりと持っていて、目に見えるような形で示していただきたいと思います。

最後、もしご感想があれば。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 私、本日、昨日の答弁の中でも申し上げていましたけれども、幕別町、ふるさとに誇りを持てる子供たち、そういうのを育てたいと思っています。幕別の自然の中で育て、また海外に羽ばたいていったら、そこで幕別町のすばらしさをほかの人たちにも語ってくれる子供。また、都会に就職、進学していった子供たちも、幕別のふるさとをみんなに語り、それを思い出して戻ってくるという、そんなような子供たち、本当にふるさとを愛して、ふるさとに愛着を持って伸びていく子供、そういう子供を育てるということを教育の目標にしていきたいと思っています。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、16時25分まで休憩いたします。

16:16 休憩

16:25 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、報告第3号、平成28年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

川瀬副町長。

- 副町長（川瀬俊彦） 報告第3号、平成28年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましてご説明を申し上げます。

議案書の1ページ及び2ページをお開きいただきたいと思います。

繰越明許費につきましては、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出が終わらない見込みのものについては、地方自治法第213条の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用することができるものであります。

翌年度に繰り越しをしました当該経費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額及び財源内訳を示した繰越計算書を翌年度の5月31日までに調製し、次の議会において報告しなければならないものとされているところであります。

今回、報告をいたしますのは、総務費の「個人番号カード交付事業」以下17事業であり、これらの事業につきましては、事業の一部が平成28年度内に完了することができないことの原因から、事業の実施を平成29年度に繰り越すものであります。

事業ごとの繰越額につきましては、繰越計算書のとおりであり、17事業の繰越額の合計は5億5,679万円であります。

なお、繰越事業の財源の内訳につきましては、右の欄のとおりとなっております。

以上で、報告第3号の説明を終わらせていただきます。

- 議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号を終わります。

[付託省略]

- 議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第4、議案第34号から日程第16、議案第46号までの13議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第34号から日程第16、議案第46号までの13議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

- 議長（芳滝 仁） 日程第4、議案第34号、幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

- 副町長（川瀬俊彦） 議案第34号、幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の3ページ、議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」においては、個人情報を含む特定個人情報の利用と提供が制限されているところでありますが、地方公共団体において番号法第9条第2項及び第19条第8項の規定に基づく条例を定めることにより、社会保障・税・災害対策に準じる事務において、個人番号の利用や提供ができるものとされております。

このことから、町民の利便性の向上が見込まれる町の事務において、特定個人情報の利用や提供ができるようにするために、このたび所要の条例改正を行うものであります。

なお、独自利用事務は、平成30年度からの運用を予定しているところであります。

議案説明資料の1ページをごらんください。

第4条の改正と、これに関連して新たに追加する別表第1及び別表第2につきましては、個人番号の利用範囲を定めるものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

改正後の第4条第1項では、個人番号の利用範囲として、新たに独自利用による事務を、番号法に掲げる事務に加えるとするものであり、同じく第2項では、独自利用により個人番号を利用する事務を処理するために、必要な限度で番号法に掲げる特定個人情報を使用することができると定めるものであります。

なお、他の地方公共団体等から情報提供ネットワークシステムを使用して、特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでないとするものであります。

第4項では、特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例や規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、当該書面の提出があったものとみなして、添付書類の省略を可能にするものであります。

別表第1は、個人番号の独自利用を行う事務を定めるものであり、一つ目としては子供の保護者に対する医療費の助成に関する事務、二つ目としては重度心身障害者及びひとり親家庭等の母または父及び児童に対する医療費の助成に関する事務、三つ目としては町営住宅の管理に関する事務ということになります。

次に、別表第2は、別表第1で定めた三つの独自利用事務において、町長がその事務の処理に必要な限度で利用できる特定個人情報について定めるものであります。

一つ目の子供の保護者に対する医療費の助成に関する事務に関しては、①住民票関係情報、②地方税関係情報、③医療保険給付関係情報、④重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母または父及び児童に対する医療費の助成に関する情報ということになります。

次に、二つ目の重度心身障害者及びひとり親家庭等の母または父及び児童に対する医療費の助成に関する事務につきましては、①住民票関係情報、②地方税関係情報、③医療保険給付関係情報、④障害者関係情報、⑤子供の保護者に対する医療費の助成に関する情報ということになります。

次に、三つ目の町営住宅の管理に関する事務に関しては、①住民票関係情報、②地方税関係情報、③障害者関係情報ということになります。

次に、議案書の5ページをごらんください。

附則についてであります。本条例の施行期日を平成29年7月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○12番（中橋友子） 個人番号の利用及び特定個人情報の提供、つまりマイナンバーにかかわって、これまでの利用と違いますか、活用できる範囲とありますが、変わってくるということなのだと思いますが、具体的な事例で、どういった場合にどうなるのかという、どういうふうに使われていくのかというのが見えないものですからご説明いただきたい。

つまり、税ですとか社会保障ですとか、こういったことにかかわる情報について個人が特定できる番号、これを活用することによって、これはあくまでも、町長、いわゆる町側がそういった情報をこの条例によって得ることができるというようなことの理解でよろしいのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） この番号法の改定によりまして、情報提供ネットワークシステムというものが7月から開始されるということになっております。それで、現在、法に定められた事務、法定事務

でございますけれども、住民基本台帳に関する事務でありますとか、地方税、健康保険、児童手当という内容については、このシステムの利用が可能になっております。それで、それに準じる事務ということで、今回、医療費の関係、それから町営住宅の関係ということで、その利用頻度の多い事務について条例に位置づけることによって、法定事務と同じような取り扱いができるというようなこととなります。

例えば、このネットワークシステムで一番のメリットというのが自治体間の情報の提供がされるということになりまして、実際に転入された方が申請される場合、従前住まわれていた市町村に書類をとりに行ってもらって添付をしていただいたということが、今回、こういった事務の関係で、この条例に位置づけることによって、町のほうでそれを、システムを利用することによって確認できる、それが申請者にとって添付の必要がなくなる、負担の軽減になるということが一番メリットでないかなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁）中橋議員。

○12番（中橋友子） 町民にとっての利便性、今の場合でしたら受け取れるのですけれども、例えば帯広から幕別に来ましたと。幕別でいろいろ住宅などの手続をするときに、帯広の例えば税にかかわることなどについて書類をつけなさいというふうに言われたけれども、しかし、このマイナンバー活用によって幕別町が直接帯広に問い合わせをして、その処理ができるということなのですね。

マイナンバーにつきましては、個人情報漏えい問題というようなことで、ずっとその危惧を抱きながら来ていたのです。幕別町の町民の個人の番号については、幕別町が押さえて利用すると、利用するという言い方も変ですね、幕別町の事務手続上に位置づけられるというふうに来たのですが、そういったことであれば、この事務についても、今の事例であれば幕別町がマイナンバーを使って他の自治体に連絡をとってやるということなのですが、それは他の自治体にマイナンバーが伝えられていく、広がっていくということではないですね。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 他の自治体も、私どもの町と同じように、国の設けた中間サーバーのほうにそういったデータを提供しております。その提供されたデータをシステムの中から閲覧できる、確認できるというような状況になりますので、それが例えば幕別町がどここの町の状況を確認したということであれば、その町に対して情報はこういう形でこういう要件のもと閲覧しましたというような情報はそれぞれ入ることになっておりますけれども、漏えいとかそういった状況にはならないというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 漏えいにならないということでありますから、そこは押さえたいと思うのですが、いわゆるマイナンバーそのものがいろんな、この間も税の特定徴収で、これは全然話の違うことではあります、個人の企業にそれが伝えられていくというようなことが問題になりましたけれども、こういったネットワークシステムの中で活用する場合には、あくまでも番号そのものは幕別町が掌握し、そのネットワークシステムを通して情報を得て、それはそれで完結するという押さえでいいのですね。はい、わかりました。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第35号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例から日程第8、議案第38

号、幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例までの4議件を一括議題といたします。
説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第35号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例、議案第36号、幕別町保育料条例の一部改正する条例、議案第37号、幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例及び議案第38号、幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の14ページをお開きください。

これら4件の議案につきましては、1点目としては、子ども・子育て支援法施行令の改正に伴う保育料の負担軽減の拡大を図るものであり、2点目としては、北海道が独自施策として新たに取り組む「多子世帯の軽減支援事業」に関連する所要の改正を行うものであります。

初めに、「1 幕別町保育料条例 別表第1の改正」についてであります。

子ども・子育て支援法施行令の改正により、教育施設利用における第3階層の国基準額が月額1万6,100円から1万4,100円に引き下げられたことに伴い、町の保育料については国基準額の85%を目安に設定していることに鑑みて、月額1万3,600円を1万1,900円に引き下げるものであります。

なお、本改正によります平成29年度における影響額はありません。

次に、「2 要保護世帯（ひとり親など）に対する特例措置の拡大」についてであります。4件の議案全てに共通します。

子ども・子育て支援法施行令の改正により、所得割課税額7万7,100円以下の要保護世帯の第1子に係る保育料について、第2階層並みに引き下げるものであります。

一例といたしまして「幕別町保育料条例」の表を記載してありますが、第1表の教育施設利用につきましては、月額6,300円を第2階層並みの2,000円に引き下げるものであります。

また、第2表の保育施設利用につきましては、所得階層、利用時間及び年齢の区分に応じて月額2,750円から1万800円までの間の金額となっているものを一律2,000円に引き下げるものであります。

なお、本改正によります平成29年度における影響額は、幕別町保育料条例に係るものが10世帯で50万8,200円、幕別町立幼稚園設置条例、幕別町立へき地保育所条例及び幕別町忠類へき地保育所条例に係るものにつきましては、影響額はありません。

次に、15ページをごらんください。

「3 非課税世帯の第2子保育料の無償化」についてであります。4件の議案全てに共通します。

子ども・子育て支援法施行令の改正に伴いまして、非課税世帯における第2子の保育料について、月額1,000円を無償化し、ゼロ円とするものであります。

現行では、第2子につきましては所得割額7万7,100円以下のひとり親世帯などについてのみ無償としておりますが、これを非課税世帯にも拡大して適用するものであります。

なお、本改正によります平成29年度における影響額は、幕別町保育料条例に係るものが8世帯で9万6,000円、幕別町立幼稚園設置条例に係るものが1世帯で1万2,000円、幕別町立へき地保育所条例及び幕別町忠類へき地保育所条例に係るものにつきましては、影響額はありません。

次に、「4 多子世帯軽減支援事業による第2子以降の3歳未満児無償化」についてであります。

ここで、幼稚園は3歳以上の児童を入園対象としておりますことから、この項目については、幕別町立幼稚園設置条例は関係しないことになるため、この条例以外の3件の議案に共通することになります。

平成29年度より北海道は、多子世帯に対する保育料の負担軽減に関する独自施策として、「多子世帯の軽減支援事業」を創設し、市町村が第5階層以下の3歳未満児の第2子以降の保育料を無料化した場合に、その費用の2分の1を補助することになりました。

本町におきましては、この事業を活用して多子世帯の保育料の負担軽減を図ることとし、このたび

所要の改正をするものであります。

改正の内容につきましては、所得割額が16万9,000円未満の世帯で、3歳未満児の第2子以降に係る保育料を無償化するものであります。

なお、対象につきましては、右側の「北海道独自軽減(多子軽減)イメージ」図のとおりであります。

本事業の実施により、軽減に係る国基準保育料の2分の1が補助金として北海道から市町村に交付されることとなります。

なお、本改正によります平成29年度における影響額は、幕別町保育料条例に係るものが66世帯で1,195万9,200円、幕別町立へき地保育所条例に係るものが1世帯で6万円、幕別町忠類へき地保育所条例に係るものが3世帯で27万円となっております。

また、北海道からの補助金につきましては、855万9,900円の交付を見込んでおります。

次に、議案書の6ページをお開きください。

議案第35号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の附則についてであります。施行日を公布の日からとし、平成29年4月1日から適用するものであります。

次に、議案書の7ページと8ページをお開きください。

議案第36号、幕別町保育料条例の一部を改正する条例の附則についてであります。施行日を公布の日からとし、平成29年4月1日から適用するものであります。

次に、9ページと10ページをお開きください。

議案第37号、幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の附則についてであります。施行日を公布の日からとし、平成29年4月1日から適用するものであります。

次に、11ページと12ページをお開きください。

議案第38号、幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例の附則についてであります。施行日を公布の日からとし、平成29年4月1日から適用するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(芳滝 仁) 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第35号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第36号、幕別町保育料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第37号、幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 38 号、幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 39 号、幕別町辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第 39 号、幕別町辺地総合整備計画の策定につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 13 ページをお開きいただきたいと思います。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、駒島、中里、新和及び明倫辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定するものであります。

辺地総合整備計画につきましては、5 年間を計画期間として策定するものであり、いずれも平成 29 年度から平成 33 年度までの計画であります。

初めに、14 ページをごらんください。

駒島辺地に係る計画であります。道営農地整備事業による農道整備事業及び駒島簡水の送水管の更新事業であります。

次に、15 ページをごらんください。

中里辺地に係る計画であります。道営農地整備事業による農道整備事業、駒島簡水の配水管等の更新事業及びスクールバスの更新事業であります。

次に、16 ページをごらんください。

新和辺地に係る計画であります。新和簡水の配水施設等の更新事業であります。

次に、17 ページをごらんください。

明倫辺地に係る計画であります。道営農地整備事業による農道整備事業であります。

なお、いずれも、この計画により事業を実施いたしますと辺地総合整備事業債の対象となり、その元利償還金の 8 割が普通交付税で措置されることとなっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(芳滝 仁) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事日程の全てが終了するまで時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、議事日程の全てが終了するまで時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

日程第 10、議案第 40 号、幕別町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

- 副町長（川瀬俊彦） 議案第 40 号、幕別町辺地総合整備計画の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 1 ページをごらんいただきたいと思います。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により、現行の計画に登載されていない事業を新たに追加するため、古舞辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更するものであります。

議案書の 2 ページをごらんください。

別紙として「幕別町辺地総合整備計画（変更）」の内容について、新旧対照表の形式にて記載したものであります。表の左側が変更前、右側が変更後の計画内容となるものであります。

変更後の欄の下段になりますが、減圧弁施設の更新を行うため、新たに「幕別簡易水道整備事業」を計画に追加するものであります。

事業費等につきましては、表に記載しているとおりであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 41 号、十勝環境複合事務組合理約の変更についてから日程第 14、議案第 44 号、十勝圏複合事務組合理約の変更についてまでの 4 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

- 副町長（川瀬俊彦） 議案第 41 号、十勝環境複合事務組合理約の変更について、議案第 42 号、十勝環境複合事務組合の解散について、議案第 43 号、十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について、議案第 44 号、十勝圏複合事務組合理約の変更についての 4 件を一括してご説明申し上げます。

議案書の 18 ページをお開きいただきたいと思います。

これら 4 件の議案につきましては、十勝環境複合事務組合が行っている、し尿処理が管内全市町村となったことを受け、これまで構成市町村が同一となった場合は組織の効率化に向け統合などを進めてきた経過を踏まえ、十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合を統合し、効率的・効果的な広域連携の取り組みを進めることになりましたことから、地方自治法の規定に基づき、各事務組合の規約の変更などにつきまして議会の議決をいただきたく、提案するものであります。

初めに、議案第 41 号、十勝環境複合事務組合理約の変更についてご説明申し上げます。

議案説明資料の 16 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 17 条として、組合の解散があった場合においては、十勝圏複合事務組合がその事務を承継すると定めるものであります。

次に、議案書の 18 ページをごらんください。

附則についてであります。施行日を北海道知事の許可のあった日からとするものであります。

次に、議案書の 19 ページをごらんください。

議案第 42 号、十勝環境複合事務組合の解散についてご説明申し上げます。

平成 30 年 3 月 31 日をもって十勝環境複合事務組合を解散しようとするものであります。

次に、議案書の 20 ページをごらんください。

議案第 43 号、十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分についてご説明申し上げます。

十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分を、次のページになりますが、この協議書のとおり定めるものでありまして、第 1 条にて、組合が所有する一切の財産は、十勝圏複合事務組合が承継することとするものであります。

次に、議案書の 22 ページをごらんください。

議案第 44 号、十勝圏複合事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。

本件につきましては、効率的・効果的な広域連携の取り組みを進めるため、十勝環境複合事務組合との統合を行うとともに、所要の整理を行うため、組合規約の全部を改正しようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 1 条につきましては組合の名称、第 2 条では組合を組織する地方公共団体を定めるものであります。

第 3 条につきましては、組合の共同処理する事務を定めるもので、表の（5）から、次のページになりますが、（7）までの事務を追加するものであります。

第 4 条は、組合事務所の位置を定めるものであり、第 5 条から第 7 条までにつきましては、組合議会の議員、議長及び副議長に関することを定めるものであります。

第 8 条につきましては、特別議決の規定を追加するものであります。

第 9 条は、事務局について定めるものであります。

24 ページをごらんください。

第 10 条につきましては、執行機関の組織及び選任方法に関する規定であります。

第 11 条は組合長等の任期について、第 12 条は補助職員について、それぞれ定めるものであります。

第 13 条及び第 14 条につきましては監査委員と事務局について、第 15 条につきましては教育委員会について、それぞれ定めるものであります。

第 16 条につきましては、経費の支弁の方法を定めるものであります。

25 ページをごらんください。

第 2 項では、関係市町村の負担金について、経費ごとに規定するものであります。

第 17 条につきましては、基金について定めるものであります。

26 ページをごらんください。

附則についてであります。第 1 条においては、施行日を平成 30 年 4 月 1 日とするものであります。

第 2 条は、十勝環境複合事務組合の事務を承継することを定めるものであります。

第 3 条は、経過措置であります。

第 4 条は、副組合長の選任に関する準備行為の規定であります。

第 5 条につきましては、副組合長の任期の特例を定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 41 号、十勝環境複合事務組合規約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 42 号、十勝環境複合事務組合の解散については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 43 号、十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 44 号、十勝圏複合事務組合規約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 45 号、平成 29 年度幕別町一般会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第 45 号、平成 29 年度幕別町一般会計補正予算(第 1 号)につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,399 万 8,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 148 億 1,734 万 4,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、6 目水道費 164 万 8,000 円の追加であります。

簡易水道特別会計への繰出金であります。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費 600 万円の追加であります。

「経営体育成支援事業補助金」であります。農業者が融資機関からの融資を活用して農業用機械等を導入するに当たり、融資残の自己負担分に係る補助金であり、二つの経営体に対する北海道の間接補助事業であります。

7 款 1 項商工費、3 目観光費 119 万 1,000 円の追加であります。

13 節につきましては、「アルコ 236 及び道の駅・忠類」の指定管理業務に係るリスク分担分の精算であります。同施設の管理に関する基本協定書に基づき、A 重油の物価変動及び施設、設備等の修繕費について精算を行うものであります。

19 節につきましては、さきの行政報告にてご報告いたしました忠類ナウマン全道そり大会の事故にかかわる所要の経費として、負傷者が治療に要した医療費相当額を追加するものであります。

次に、4 目スキー場管理費 126 万 7,000 円の追加であります。

白銀台スキー場のスノーモービルの更新に要する費用であります。

7 ページになります。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目道路管理費 1,319 万 9,000 円の追加であります。

11 節につきましては、グレーダーのエンジン故障に伴う修繕に要する経費であり、14 節につきましては、車両の修繕に一定の期間を要しますことから、その修繕期間中に代替車両にて事業対応するため、その代替車両に係る借上料を追加するものであります。

10 款教育費、3 項中学校費、2 目教育振興費 26 万 9,000 円の追加であります。

修学旅行費支援事業に係る支給対象者が当初見込みより増となりましたことから、所要の費用を追加するものであります。

次に、5 項社会教育費、7 目図書館管理費 42 万 4,000 円の追加であります。

図書館本館のプロジェクターが修理不能となりましたことから、更新に要する費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページにお戻りいただきたいと思えます。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 2,221 万 3,000 円の追加であります。

現年課税分の追加であります。

13 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金 1,256 万 3,000 円の減額、あわせまして 14 款使用料及び手数料、1 項使用料、2 目民生使用料 33 万円の減額、7 目教育使用料 1 万 2,000 円の減額であります。

議案第 35 号から議案第 38 号まででご説明いたしました各条例の一部改正に伴いまして、保育料が軽減される方が出てくるため、その影響額をそれぞれ減額するものであります。

5 ページになります。

16 款道支出金、2 項道補助金、2 目民生費補助金 855 万 9,000 円の追加であります。

このたび北海道の単独事業として実施されることになりました多子世帯保育料軽減支援事業に係る道補助金であります。

次に、4 目農林業費補助金 600 万円の追加であります。

経営体育成支援事業に係る道補助金であります。

21 款諸収入、5 項 4 目雑入 13 万 1,000 円の追加であります。

百年記念ホールの指定管理業務に係るリスク分担分の精算であり、同施設の管理に関する基本協定書に基づき、A 重油と電気料の物価変動による精算分を収入するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 46 号、平成 29 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 46 号、平成 29 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 267 万 4,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 3 億 7,057 万 5,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、本補正予算の概要についてご説明いたします。

さきの行政報告にてご報告いたしました忠類簡易水道東部地区における断水事故に伴い、復旧に要した経費等を計上するものでありますが、この断水事故の原因は、実地調査・検証の結果、施工事業者の過失によるものと確認できたことから、復旧に要した経費については全額施工事業者が負担するというので、施工事業者の同意を得ているところであります。

具体的な復旧経費については、復旧作業などの対応に当たりました職員の勤務時間内及び勤務時間外に係る人件費、そして復旧作業に要した資材や修繕作業経費などであります。

なお、今後とも断水事故などに対して、迅速かつ適切に対応できるようにするために、一定の資材を備蓄することとし、所要の経費もあわせて計上しております。

次に、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費 267万4,000円の追加であります。

3節につきましては、復旧作業などの対応に当たりました職員 17人分の時間外勤務手当であります。

11節及び16節につきましては、応急給水に使用した給水パックや配水管修繕など復旧作業に要した経費のほか、今後にも備えた予備の資材購入経費も含めた所要の費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページになります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金 164万8,000円の追加であります。

今後の事故対応等に備えた資材購入に充てるものであります。

5款諸収入、1項1目雑入 102万6,000円の追加であります。

今回の断水事故に伴う施工事業者からの補償金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

議事の都合により、明22日から27日までの6日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、明22日から27日までの6日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。
なお、議会再開は、6月28日午前10時からであります。

17:10 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成29年第2回幕別町議会定例会
(平成29年6月28日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄
(諸般の報告)
- 日程第2 報告第8号 専決処分した事件の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)
- 日程第3 議案第71号 幕別町忠類診療所及び歯科診療所条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第72号 平成29年度幕別町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第73号 工事請負契約の締結について(札内東地区耐震性貯水槽整備工事)
- 日程第6 陳情第4号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第7 陳情第5号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書
(日程第6～日程第7 総務文教常任委員会報告)
- 日程第8 陳情第6号 「平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書
(産業建設常任委員会報告)
- 日程第8の2 発議第4号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」
- 日程第8の3 発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第8の4 発議第6号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 日程第9 議案第47号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第48号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第49号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第50号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第51号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第52号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第53号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第54号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第55号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第56号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第57号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第58号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 議案第59号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案第60号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 議案第61号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第24 議案第62号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第25	議案第63号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第26	議案第64号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第27	議案第65号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第28	議案第66号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第29	議案第67号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第30	議案第68号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第31	議案第69号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第32	議案第70号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第33		議員の派遣について
日程第34		常任委員会所管事務調査報告 (総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
日程第35		閉会中の継続調査の申し出 (総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成29年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成29年6月28日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月28日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 農業委員会会長 谷内雅貴
代表監査委員 八重柏新治 企画総務部長 山岸伸雄
会計管理者 原田雅則 教育部長 岡田直之
住民福祉部長 合田利信 経済部長 菅野勇次
建設部長 須田明彦 忠類総合支所長 伊藤博明
札内支所長 坂井康悦 糠内出張所長 阿部麗子
政策推進課長 山端広和 総務課長 新居友敬
地域振興課長 小野晴正 保健福祉課長 金田一宏美
農 林 課 長 萬谷 司 農業委員会事務局長 廣瀬紀幸
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 係長 遠藤寛士
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄

議事の経過

(平成29年6月28日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番板垣議員、2番荒議員、3番高橋議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が議長宛てに提出されていますので、お手元に配付いたしました。

これで、諸般の報告を終わります。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、報告第8号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 報告第8号、専決処分した事件の報告につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので報告するものであります。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第6号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成29年6月13日付で専決処分を行ったものであります。

理由につきましては、平成29年5月31日午前9時30分ころ、幕別町札内中央町638番地9において、町職員が刈り払い機を使用し土地の草刈り作業を行っていたところ、飛び石により隣地に駐車中の相手方車両の左側前方の助手席用ドアに損傷を与える事故が発生したことから、これに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額につきましては、5万7,840円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方につきましては、幕別町在住の男性であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額は車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないとするものであります。

なお、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては全額保険給付されるものであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第8号を終わります。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第3、議案第71号から日程第5、議案第73号までの3議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第71号から日程第5、議案第73号までの3議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、議案第71号、幕別町忠類診療所及び歯科診療所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第71号、幕別町忠類診療所及び歯科診療所条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の3ページ、議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

本定例会初日におきまして、現在、忠類歯科診療所の業務を担っている歯科医師から、平成29年度をもって退任したい旨の意向が示されましたことを、行政報告させていただいたところであります。

本町といたしましては、平成30年度以降の運営のあり方につきまして、関係機関等から収集した情報をもとに検討を重ねてきたところでありますが、このたび歯科診療所を継続的に維持していくための一つの方策として、指定管理者による運営の可能性が見出されたことから、指定管理者による運営ができるように、所要の条例改正を行おうとするものであります。

また、今回の改正にあわせて、これまでに規定していなかった診療の内容、診療日、使用料及び手数料に関する規定を定めようとするものであります。

議案説明資料の1ページをごらんください。

以下、条文に沿いまして説明させていただきます。

第3条につきましては、忠類診療所及び歯科診療所の診療業務を規定するものであります。

第1号として健康診断及び健康相談、第2号として療養の指導及び相談、第3号として診察、第4号として薬剤または治療材料の投与及び支給、第5号として処置、手術その他の治療を規定するものであります。

第4条につきましては、診療日及び診療時間は、町長が定めると規定するものであります。

第5条につきましては、診療所等の利用者は、診療を受けた場合の使用料と、診断書等の文書の発行を受けた場合の手数料を納付しなければならないことを規定するものであります。

第6条につきましては、使用料及び手数料の額について規定するものであります。

第1項において、使用料及び手数料の額は、健康保険法などの法律の規定に基づき、厚生労働大臣が定めた算出方法により算定した額とすると規定するものであります。

第2項は、消費税及び地方消費税の額に相当する額の加算について規定するものであります。

第7条につきましては、町長は、診療所等の管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法の規定に基づき、法人その他の団体であって町長が指定するもの、いわゆる指定管理者に診療所等の管理を行わせることができると規定するものであります。

次に、2ページをごらんください。

第8条につきましては、利用料金について規定するものであります。

第1項については、町長が適当と認めるときは、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができると規定するものであります。

第2項については、利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、利用者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならないと規定するものであります。

第3項については、利用料金の額は、第6条に規定する使用料及び手数料の額の範囲内において、指定管理者が、あらかじめ町長の承認を得て、定めることができると規定するものであります。

第9条につきましては、指定管理者は、診療所等の設置目的を効果的に達成するため、物品の販売その他必要な事業を行うことができると規定するものであります。

第10条につきましては、指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、または免除することができるものと規定するものであります。

第11条につきましては、利用者が支払う利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、町への利用料の納付規定は、適用しないと規定するものであります。

第12条につきましては、指定管理者が行う業務を規定するものであります。

第1号として、第3条に規定する診療業務、第2号として、診療所等の施設及び附属設備の維持管理に関する業務、第3号として、町長の承認を得て、利用料金を変更し、または減免すること、第4号として、利用料金の徴収に関する業務、第5号として、診療所等の運営に関し、町長が必要と認める業務を規定するものであります。

第13条につきましては、指定管理者は、次のページをお開きいただきたいと思いますが、法令や条例などの規定に従い、診療所等の管理を行わなければならないことを規定するものであります。

第14条につきましては、公の施設の管理の適正化を図るため、指定管理者に対して、当該管理に係る業務または経理状況に関し報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をすることができることを規定するものであります。

議案書に戻りまして、5ページをごらんください。

附則についてであります。本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○12番（中橋友子） 忠類診療所の一部改正の条例であります。まず一つ、この条例の文書をけさいただいたものですから、理解できなくてお尋ねすることもあるかと思っております。お許しいただきたいと思っております。

一つ目は、これまでの条例が真っ白で示されております。合併時にいろいろなことを整理されて、条例を定められて、さまざまな事業の運営をやってこられていたと思うのですが、これはどういう経過で定められていなかったのでしょうか。

二つ目ですけれども、できる規定、指定管理にすることができるということでもあります。これからの状況によりまして、指定管理の場合もあるけれども、できる規定でありますから、ない場合もあるというふうに押さえないと思うのですが、来年の3月までに現医師が勇退されるということがはっきりしている以上は、一定の見通しを持って今後の作業を進められると思います。選考委員会等の、後に予算の提起もきょうはあるのですけれども、そういった今後の方向性について示していただける範囲で示していただきたい、このように思います。

また、条例の条文の中に、第6条で使用料及び手数料の額、それから第10条では減免というふうにあります。これは診療所の場合でありますから、患者さんが支払うお金というようなことがここに当てはまっていくのかなというふうに思うのですけれども、それは指定管理者に帰属するということでもあります。今までもそうですから、理解いたします。その上で、こういった町立の診療所を持つ場合の国の財源措置、こういったものはあるのかないのか、あればこういったものがあるのか。それから、第10条のその利用料の減免、いろんな状況がありますので設けられていると思いますが、具体的にど

ういったときに運用されるのか伺いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（伊藤博明） まず、一つ目の改正前の条例の規定についてであります。

平成 18 年 2 月 6 日に忠類村と幕別町は合併をしたわけですがけれども、その合併前の忠類村の歯科診療所条例あるいは忠類診療所設置条例という二つの条例において、設置、それから名称と位置、管理運営、それと委任規定という規定の 4 条構成の条例でありました。合併する時点では、基本的に忠類村の条例を幕別町と編入合併するに当たって、幕別町の条例として位置づけるという作業をその前年の 9 月の議会で提案をさせていただいておりますけれども、その際にこれまでの忠類村の条例の考え方といまでしょうか、姿勢といまでしょうか、それを踏襲したというふうに認識いたしております、1 点目はですね。

2 点目につきましては、指定管理の今後の見通しについてであります。

先ほどの副町長の説明にもありましたとおり、可能性が見出せたということで、今回、追加提案させていただいたところであります。現行、忠類歯科診療所につきましては、佐竹先生のほかに歯科技工士の方ですとか、それから歯科助手の方が働いておられますので、その方々の雇用の確保という、確保というのは町で確保できないものですから、非常に言葉としては難しいわけですが、継続雇用に向けてのお願いということではできるかと思いますが、そういった点もありますので、通例ですと、今までは 12 月の議会で指定管理者の議案を提案させていただいておりましたけれども、その前になるべくスピード感を持って、でき得れば 9 月定例会を目途に進めたいと考えております。

3 点目の財源措置の関係ですが、補助金というのはありませんけれども、普通交付税の中に保健衛生費という費目がありまして、その中の単位費用に、幕別で言いますと、昨年度で言いますと 5 カ所、忠類の診療所、歯科診療のほかにへき地診療所がありますので、5 カ所で 3,558 万 1,000 円が単位費用の額として計上されておりますので、1 カ所当たりで割り返しますと、711 万 6,000 円ということになります。これは、あくまでも昨年の結果であります。

それと、減免の運用につきましては、これは指定管理になった際には、基本的には指定管理者の考えのもとで進められることになります。ですから、医療法人であったり、あるいは福祉医療法人であったりと、いろいろとお受けいただく可能性のある法人というのは複数あるわけです。ですので、その法人の経営の姿勢といまでしょうか、方針といまでしょうか、そういうものに非常に左右されるといまいまでしょうか、ということにはなるかと思いますが、町としては、指定管理になった場合は、その法人としての意向を尊重して対応したいという考えであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） まず、忠類のそれまでの診療所の事業、姿勢含めて尊重したいということで、こういった条例規定になっていたということでありますけれども、ほかにはないとは思っておりますけれども、尊重したいということも含めて、やっぱり明文化されるということが、いろんな運営上は大切なことだと思うのです。私たち議会としても 10 年間にわたって、こういう真っさらな中でやられていたということは初めてわかったわけで、全く責任がないのかと言われれば、それは感じるどころございませぬ。これを機会に、こういったところについても点検されながら、必要な条文化するべきものは、それぞれの違う町で運営していたわけですから、やっぱりきちっと条文化していくことが大事だというふうに思います。

わかりました。これまで 1,200 万円近くの指定管理上ではなくて、それぞれの内科あるいは歯科に管理費として幕別町が支払っておりました。そういったものが、これ押しなべて 711 万円と今お答えいただいたのですけれども、その 1,200 万円の財源の措置としてそういうものがあるのだというふうな押さえをしたいと思うのですけれども、違いますか。

○議長（芳滝 仁） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（伊藤博明） あくまでも昨年 28 年度の普通交付税の算定において基準財政需要額の

中に診療所が何カ所ですかという、幕別町の場合は昨年で言いますと、昨年 28 年度の交付税の基礎数値というのは、たまたまこの診療所については前の年なものですから、27 年度何カ所あったか、それが 5 カ所だったものですから、5 カ所の結果、基準財政需要額にふえた金額としては 3,558 万 1,000 円ですから、これが仮になかったとしたら、その分は交付税上は需要額から収入額を控除した額が交付税になるわけですから、これがまるっきりゼロであれば、その分当然として普通交付税は理論上は減ったということになるかと思しますので、中橋議員おっしゃるとおりでよろしいかと思ます。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 72 号、平成 29 年度幕別町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 72 号、平成 29 年度幕別町一般会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 万 8,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 148 億 1,741 万 2,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款総務費、1 項総務管理費、17 目諸費 6 万 8,000 円の追加であります。

忠類歯科診療所の指定管理者の選定に当たりましては、幕別町指定管理者選定委員会を設置して候補者を選定することになります。

そこで、その選定委員に民間委員を含めたいので、1 節及び 9 節に所要の費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページになります。1 款町税、1 項町民税、1 目個人 6 万 8,000 円の追加であります。

現年課税分の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 73 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 73 号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 6 ページ、議案説明資料の 4 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案書の 6 ページをごらんください。

契約の目的につきましては、札内東地区耐震性貯水槽整備工事であります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方につきましては、平成 29 年 6 月 14 日、藤原工業株式会社、加藤建設株式会社、株式会社アスワン、株式会社萬和建设、コウケツ建設工業株式会社、株式会社三島組、森若建設株式会社、幕別興業株式会社、笠原建設株式会社の 9 社によります指名競争入札を執行いたしましたところ、7,169 万 400 円をもちまして、株式会社アスワンが落札することになりましたので、同社の代表であります中川郡幕別町札内青葉町 308 番地、株式会社アスワン代表取締役社長木川靖洋氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成 30 年 1 月 19 日までの工事を予定しております。

次に、議案説明資料の 4 ページをごらんください。

町では、幕別町地域防災計画におきまして、大規模な災害や地震により広域的な断水が発生した場合に、3 日間までの飲料水を確保できるように、町内 4 カ所の指定避難所に耐震性貯水槽を整備することとしているところであります。

今年度は、配置図のとおり、札内コミュニティプラザの敷地内の西側駐車場内に設置するものであります。

次に、5 ページの平面図をごらんください。

工事概要につきましては、貯水槽本体はダクタイル鋳鉄製で、口径 2,000 ミリメートル、貯水容量 50 立方メートルの貯水槽を設置するものであります。

また、大規模な地震等により配水管が破損した場合の漏水を防ぐために、緊急遮断弁室及び災害時に給水作業を行う給水栓室もあわせて設置するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第 6、陳情第 4 号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、教職員の超勤解消と「30 人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」の提出を求める陳情書及び日程第 7、陳情第 5 号、「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書を一括議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、小川純文議員。

○8 番（小川純文） 平成 29 年 6 月 28 日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長小川純文

総務文教常任委員会報告書

平成 29 年 6 月 9 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

記

1、委員会開催日

平成 29 年 6 月 9 日（1 日間）

2、審査事件

陳情第 4 号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、教職員の超勤解消と「30 人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

義務教育費国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 になったことで、定数内期限つき採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっています。子供たちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員の多忙と超勤実態を解消することは喫緊の課題であり、働き方改革の一環である「時間外労働の上限規則」に公立学校教員を含む地方公務員も対象とすることや義務標準法の改正を伴う抜本的な「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改正」及び「30 人以下学級」の早期実現が必要です。

また、教育現場では、いまだに人件費、旅費を初め、校舎等の修繕費が PTA 会計などの私費から支出されている実態や給食費、修学旅行費、テストやドリルなどを初めとする教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体において、その措置に格差が生じています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪、「高校授業料無償制度」への所得制限など、家庭・子供の「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」が崩され、学習権を含む子供の人権が保障されない状況となっています。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 2 分の 1 への復元、教職員定数改善などを図るとともに、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実や教職員の勤務条件・給与水準の改善、教職員の長時間勤務の是正に向けた実効ある対策を早期に実現する必要があります。

以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

平成 29 年 6 月 28 日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長小川純文

総務文教常任委員会報告書

平成 29 年 6 月 9 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 29 年 6 月 9 日（1 日間）

2、審査事件

陳情第 5 号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの

社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

このため、2018年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立が求められます。

これらのことから、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うべきです。

また、住民の命と財産を守る防災・減災事業については、自治体庁舎を初めとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行う必要があります。さらに、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討するべきです。

地域間の財源偏在性の是正のためには、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進める必要があります。

地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保し、また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替える必要があります。

地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じることが必要です。

以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第4号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第5号、「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

日程第8、陳情第6号、「平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、野原恵子議員。

○11番(野原恵子) 平成29年6月28日

幕別町議会議長芳滝仁様

産業建設常任委員会委員長野原恵子

産業建設常任委員会報告書

平成29年6月9日、本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成29年6月20日(1日間)

2、審査事件

陳情第6号、「平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、家計支出の低迷が続いています。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

よって、「できる限り早期に全国最低800円を確保」「平成32年までに全国平均1,000円をめざす」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」や「経済財政運営と改革の基本方針」「日本再興戦略」「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額896円)を下回らない水準まで最低賃金を引き上げることや、その引き上げには、厚生労働省のキャリアアップ助成金を有効に活用し、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請することを求めます。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上です。

○議長(芳滝 仁) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第6号、「平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

ここで、追加日程配付のため、暫時休憩いたします。

10:42 休憩

10:44 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[追加日程・付託省略]

○議長（芳滝 仁） ただいまお手元に配付いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議いたすことに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第8の2、発議第4号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」から日程第8の4、発議第6号、平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書までの3議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、さきに採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第4号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第6号、平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第47号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから日程第32、議案第70号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの24議件を一括議題いたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第47号から議案第70号までの農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の27ページをお開きください。

本件につきましては、本町における現農業委員が、平成29年7月19日をもって任期満了となりますことから、新たな農業委員の選出方法である「市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制」に基づき、議案第47号から議案第70号までの24人の方々を農業委員会委員として任命いたしたく同意を求めるものであります。

本年3月から委員候補者の推薦及び募集を行ったところでありますが、幕別町農業委員会の委員の定数に関する条例第2条に規定されている定数24人と同数という結果になりました。

これらの委員候補者につきましては、職務を適切に行うことができる方々であり、認定農業者が過半数を占めていること、そして利害関係を有しない、いわゆる中立者が含まれていることなど、農業委員会等に関する法律で定める要件を全て満たしているところであります。

なお、幕別町農業委員会の委員の選任に関する規則第3条第3号ただし書きの規定に基づき、町外の方であっても委員に任命できるものであります。

任期につきましては、平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間です。

初めに、議案書の27ページ、議案第47号につきましては、町内在住の認定農業者で現農業委員の鯖戸英明氏であります。

次に、28ページ、議案第48号につきましては、町内在住の認定農業者で吉田正宏氏であります。

次に、29ページ、議案第49号につきましては、町内在住の認定農業者で現農業委員の前川厚司氏であります。

次に、30ページ、議案第50号につきましては、町内在住の認定農業者で高橋孝二氏であります。

次に、31ページ、議案第51号につきましては、町内在住の認定農業者で現農業委員の井田留吉氏であります。

次に、32ページ、議案第52号につきましては、町内在住の農業者で現農業委員の齊藤一男氏であります。

次に、33ページ、議案第53号につきましては、町内在住の認定農業者で現農業委員の渡邊ひろ子氏であります。

次に、34ページ、議案第54号につきましては、町内在住の認定農業者で現農業委員の高野英一氏であります。

次に、35ページ、議案第55号につきましては、町内在住の認定農業者で帰山茂義氏であります。

次に、36ページ、議案第56号につきましては、町内在住の認定農業者で澤邊佳範氏であります。

次に、37ページ、議案第57号につきましては、町内在住の認定農業者で現農業委員の菅野能稔氏であります。

次に、38ページ、議案第58号につきましては、町内在住の農業者で現農業委員の森勤子氏であります。

次に、39ページ、議案第59号につきましては、芽室町在住の飛田榮氏であります。なお、飛田氏につきましては、利害関係を有しない、いわゆる中立者としての候補者となります。

次に、40ページ、議案第60号につきましては、町内在住の認定農業者で現農業委員の香西浩志氏であります。

次に、41 ページ、議案第 61 号につきましては、町内在住の認定農業者で棚範貴氏であります。

次に、42 ページ、議案第 62 号につきましては、町内在住の農業者で元農業委員の蛭原一治氏であります。

次に、43 ページ、議案第 63 号につきましては、町内在住の認定農業者で松本誠氏であります。

次に、44 ページ、議案第 64 号につきましては、町内在住の認定農業者で橋本浩弥氏であります。

次に、45 ページ、議案第 65 号につきましては、町内在住の認定農業者で中村富士男氏であります。

次に、46 ページ、議案第 66 号につきましては、町内在住の認定農業者で西田利幸氏であります。

次に、47 ページ、議案第 67 号につきましては、町内在住の認定農業者で元農業委員の齊藤正孝氏であります。

次に、48 ページ、議案第 68 号につきましては、町内在住の認定農業者で現農業委員の石川雅洋氏であります。

次に、49 ページ、議案第 69 号につきましては、町内在住の認定農業者で現農業委員の深松俊英氏であります。

次に、50 ページ、議案第 70 号につきましては、町内在住の農業者で現農業委員会会長の谷内雅貴氏であります。

なお、委員候補者の経歴などにつきましては、議案説明資料の 17 ページから 40 ページにかけて記載をいたしておりますのでご参照いただき、任命につき同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

採決は、1 件ごとに電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、採決は 1 件ごとに電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。

これより、議案第 47 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。なお、以降同様であります。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 18 人。

反対 1 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 48 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 49 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。本件は、これに同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 50 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。本件は、これに同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 51 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。本件は、これに同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 52 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。本件は、これに同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 53 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。本件は、これに同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 54 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。本件は、これに同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 55 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。本件は、これに同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 56 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。本件は、これに同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 57 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。本件は、これに同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 58 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。本件は、これに同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 59 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。本件は、これに同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 60 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。本件は、これに同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 61 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。本件は、これに同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 62 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。本件は、これに同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 63 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。本件は、これに同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 64 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。本件は、これに同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 65 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。本件は、これに同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 66 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。本件は、これに同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 67 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。本件は、これに同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 68 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。本件は、これに同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 69 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。本件は、これに同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（芳滝 仁） なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案第 70 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。本件は、これに同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（芳滝 仁） なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 18 人。

反対 1 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

11:07 休憩

11:08 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩を解いて再開いたします。

[議員の派遣]

○議長（芳滝 仁） 日程第 33、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

来る 7 月 4 日から 5 日までの 2 日間、札幌市で開催される北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査に全議員を、8 月 22 日、札幌市で開催される議会広報研修会に広報広聴委員 5 人を、8 月 21 日、23 日、25 日、28 日の 4 日間、町内 4 会場で開催する議会報告会に全議員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、7 月 4 日から 5 日までの 2 日間、札幌市で開催される北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査に全議員を、8 月 22 日、札幌市で開催される議会広報研修会に広報広聴委員 5 人を、8 月 21 日、23 日、25 日、28 日の 4 日間、町内 4 会場で開催する議会報告会に全議員を派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任願います。

[常任委員会所管事務調査報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第 34、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長より、所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配付済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長（芳滝 仁） 日程第 35、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（芳滝 仁） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成 29 年第 2 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

11 : 10 閉会